

# 浜松市水防計画書

令和6年4月

浜 松 市



# 目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	4
第5節 安全配慮	4
第2章 水防活動	6
第1節 市の水防組織	6
第2節 雨量の監視	9
第3節 水位の監視	10
第4節 映像による浸水状況の監視	10
第5節 巡視及び警戒とその措置	10
第6節 水防作業	11
第7節 緊急通行	11
第8節 水防信号及び水防標識	12
第9節 水防配備の解除	14
第3章 避難	15
第1節 避難の指示	15
第2節 避難のための立退き計画	15
第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置	16
第1節 決壊等（被害情報）の通報	16
第2節 決壊後の処置	16
第5章 重要水防箇所	17
第1節 重要水防箇所	17
第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分	17
第3節 静岡県 重要水防箇所の区分	19
第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	20
第6章 ダム、水こう門等	21
第1節 水防上注意を要するダム	21
第2節 水防上注意を要する水門等	21
第3節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）	21

第7章 水防用資器材及び設備の整備	22
第1節 水防用資器材及び設備の整備	22
第8章 通信連絡	23
第1節 水防通信連絡系統	23
第2節 放送局通信施設の使用	23
第3節 災害時優先電話について	23
第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置	25
第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	25
第2節 津波警報、注意報の種類	30
第10章 洪水予報	34
第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	34
第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	38
第11章 水防警報	41
第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	41
第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置	45
第12章 水位周知河川における水位到達情報	49
第1節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	49
第13章 協力応援	53
第1節 河川管理者の協力	53
第2節 下水道管理者の協力	53
第3節 水防管理団体相互の協力及び応援	53
第4節 自衛隊の派遣要請	54
第5節 警察官の出動要請	54
第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	54
第14章 水防てん末報告	56
第15章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練	57
第1節 水防管理団体の水防計画	57
第2節 水防訓練	57

第16章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	58
第1節 洪水対応	58
第17章 その他	59
第1節 費用負担及び公用負担	59
第2節 公務災害補償	60

## 資 料 編 目 次

樣式	.....	61
別表	.....	105
參考資料	.....	166

## 様 式

様式 1	天竜川下流洪水予報様式	61
様式 2	都田川洪水予報発表形式	78
様式 3 - 1	天竜川水防警報発表用紙	95
様式 3 - 2	天竜川水防警報発表用紙（津波）	96
様式 4 - 1	県管理河川水防警報発報受報用紙（洪水）	97
様式 4 - 2	県管理河川水防警報発報受報用紙（津波）	98
様式 5	県管理河川水位到達情報発表用紙	99
様式 6 - 1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	100
様式 6 - 2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答	101
様式 7	水防管理団体水防活動実施報告書	102
様式 8	管内水防活動実施報告書	103
様式 9	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	104

## 別 表

第 1 表	出勤可能人員	105
第 2 表	水防団の組織と管轄区域	106
第 3 表	消防団一覧	109
第 4 表	重要水防箇所一覧	111
第 5 表	湛水注意箇所一覧	120
第 6 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧	121
第 7 表	ダム一覧	122
第 8 表	水防上注意を要する水門等一覧	123
第 9 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧	131
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧	134
第 11 表	サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）	137
第 12 表	浜松市土木防災情報システム	139
第 13 表	雨量観測所一覧	141
第 14 表	水位観測所一覧	147
第 15 表	監視カメラ一覧表	155
第 16 表	水防区連絡系統図	158
第 17 表	水位の種類及び内容	159
第 18 表	浸水想定区域内の地下街等	162
	水防警報河川水位観測所横断図	163

## 参 考 資 料

参考資料 1 水防法	166
参考資料 2 気象業務法（抜粋）	187
参考資料 3 気象業務法施行令（抜粋）	189
参考資料 4 気象業務法施行規則（抜粋）	192
参考資料 5 気象庁予報警報規程（抜粋）	193
参考資料 6 水防活動実施の報告について	195



# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって市下の河川、湖沼、海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

## 第 2 節 用 語 の 定 義

この水防計画書における用語の定義は以下のとおりである。

### 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市、又は水防事務組合をいう。（浜松市は水防管理団体である。）

### 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認め、知事が指定した水防管理団体をいう。

（浜松市は昭和 26 年に指定されている。）

### 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市の長又は水防事務組合の管理者をいう。

### 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市にあつては消防長を、消防本部を置かない市にあつては消防団の長をいう。

（浜松市は消防長をいう。）

### 水防協力団体（法第 36 条第 1 項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められ、水防管理者が指定した団体

（一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人・その他法人でない団体 等）

### 洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

### 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

## 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

## 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通知しなければならない。

## 氾濫注意水位（警戒水位）

洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

## 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始等発表の目安となる水位である。

## 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

## 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

## 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

## 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

## 第3節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき、おのおの次のように規定されている。

### 1 水防管理団体（浜松市）の責任（法第3条）

水防管理団体たる浜松市は管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団、消防団の整備（法第5条）
- (3) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立（法第27条）
- (6) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第9条）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画または浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）
- (13) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）
- イ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）
- ウ 通信網の点検
- エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- オ 雨量、水位観測を的確に実施
- カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- キ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第25、26条）
- ク 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第28条及び法第28条第3項）
- ケ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- コ 警察官の出動要請（法第22条）
- サ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- シ 自衛隊の出動依頼（知事を経由する 自衛隊法第83条）
- ス 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）

セ 水防解除の指示

ソ 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(ア) 水防機関の整備（法第 5 条）

(イ) 水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）

都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(ウ) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）

水防計画を定め、または変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。

(エ) 水防計画を定め、または変更したときは、その要旨を公表するよう努める。（法第 33 条第 3 項）

(オ) 水防団員数の確保（法第 35 条）

(カ) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）

(キ) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条）

## 2 一般住民の義務（法第 24 条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

## 第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れない場合が多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第 5 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員等自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員等自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。

- ・ 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

## 第2章 水防活動

### 第1節 市の水防組織

市の水防組織は、おのこの次のように規定されている。

#### 1 水防管理団体の非常配備体制

- (1) 水害等に対する警戒及び応急対策を行うための組織は、「地域防災計画風水害対策編第2章第3節組織・動員計画」の規定によるものとする。

なお、災害時の配備体制とその基準は表2-1のとおりである。

- (2) 水防団及び消防団は、水防管理者の指示により河川、湖沼、海岸の洪水、内水、津波又は高潮の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたるものとする。

水防団の機構は資料編第2表「水防団の組織と管轄区域」のとおりである。

消防団の機構は資料編第3表「消防団一覧」のとおりである。

#### 2 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、表2-2の基準により配備体制につくものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所轄する水防区長（静岡県浜松土木事務所長）を經由して県水防本部長（県知事）に報告しなければならない。

- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合

- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

表2-1 浜松市の災害時の配備体制とその基準

○ 台風等により、24時間以内(接近予測が休日の場合は48時間以内)に、本市に大規模な風水害が発生する可能性が高いと市長が判断した時は、風水害警戒態勢をとる。  
 ○ 風水害警戒態勢は、台風等の接近時には、必要に応じて市民への広報を実施するほか、全ての部署において職員に注意喚起を促し、所管業務の中で情報収集及び災害予防対策を講じ、台風等の通過後は、所管業務の中で被害情報の収集及び災害復旧対策を講じる。

1 一般災害(台風、大雨、洪水、暴風、大雪等)

配備体制	配備基準	応急対策要員 (本庁)	応急対策要員 (区役所)	応急対策要員 (協働センター)	地区防災班員 (避難所・区役所)	備 考	
事前配備体制	情報収集※2	・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき ・天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき ・その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、支所長、協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき	危機管理課、秘書課(組織としての製作補佐官含む)、土木部	区振興課	支所※3	—	本庁及び該当区 【浜松市南部】 本庁・中央区・浜名区 【浜松市北部】 本庁・天竜区
	災害対策準備室	・大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき ・天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき ・別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき ・台風等の風水害により高齢者等避難を発令したとき ・その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課 広聴広報課、国際課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、上下水道部、消防局、学校教育部	情報収集体制の関係課 (必要に応じ関係課職員)	情報収集体制の関係課※3 (必要に応じ関係職員)	(必要に応じ関係する地区防災班員)	本庁及び該当区 【浜松市南部】 本庁・中央区・浜名区 【浜松市北部】 本庁・天竜区
	災害対策連絡室	・天竜川又は都田川に「氾濫警戒情報」が発表され、避難情報を発令したとき ・天竜川又は都田川の水位が「避難判断水位」に達し、避難情報を発令したとき ・別に定める河川の水位が「氾濫危険水位」に達し、避難情報を発令したとき ・土砂災害警戒情報が発表され、避難情報を発令したとき ・台風等の風水害により、避難指示を発令したとき ・その他災害が発生し、その拡大等危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課 情報政策課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、廃棄物処理課	災害対策準備室の関係課 生活福祉課、社会福祉課、健康づくり課 (必要に応じ関係課職員)	災害対策準備室の関係課※3 (必要に応じ関係職員)	避難所を開設する避難所の班長及び副班長※4	本庁及び該当区
災害対策本部体制	第1次非常配備	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・天竜川又は都田川に「氾濫危険情報」が発表され、避難情報を発令したとき ・天竜川又は都田川の水位が「氾濫危険水位」に達し、避難情報を発令したとき ・台風等が本市に接近又は上陸し、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、第1次非常配備体制をとる必要があるとき ・その他相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき	第1次非常配備要員	第1次非常配備要員※4	第1次非常配備要員※4	第1次非常配備要員※4	
	第2次非常配備	・天竜川又は都田川に「氾濫発生情報」が発表されたとき ・天竜川又は都田川の水位が「天端高」に達したとき ・台風等が浜松市に上陸又は接近し、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長(本部長)が認めるとき ・その他相当な災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長(本部長)が認めるとき	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	
	第3次非常配備	・災害救助法による救助を適用する規模の災害が発生したとき ・台風等による大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長(本部長)が認めるとき	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	

1 ※1: 配備体制についてはこの基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。  
 2 事前の体制において、危機管理監及び区長(区本部長)の判断により必要な職員を招集し、配備することができるものとする。  
 3 ※2: 勤務時間外における一般災害時の情報収集体制は、原則として自宅待機によるものとする。ただし土木部は、大雨・洪水・大雪注意報の発表された場合又は天竜川の水位が「水防団待機水位」に達したときは配備に付くものとする。  
 4 ※3: 舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所が対象(以下、4まで同じ。ただし、1及び2の舞阪支所については、区長(区本部長)又は支所長(地域本部長)の判断による。)  
 5 災害対策本部体制をとるにあたり、市長が認める暇がないときは、危機管理監、区長(区本部長)、支所長又は協働センター所長(地域本部長)の判断によることできる。  
 6 ※4: 区長の判断で必要と認める職員の招集とすることができる。  
 7 体制の解除は、配備基準の要件が解消されたときとする。(以下、4まで同じ。)  
 8 ※5: この場合において、市長は一部の必要な要員のみを招集し、第1次非常配備体制を置くことができる。

表 2-2 水防団及び消防団に対する非常配備基準

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	1 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要を認めるとき 2 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予知されるとき	水防団及び消防団の団長及び分団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たりダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1 河川の水位がなお氾濫注意水位（警戒水位）を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたときただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき	
水防上の注意事項 1. 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。 2. 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 3. 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 4. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5. 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7. 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大するとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8. 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9. 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。		



## 第2節 雨量の監視

### 1 市内の雨量観測所

市で管理する雨量観測所は、10箇所あるが、このうちテレメータ化されている観測所は6箇所、電話応答付気象観測装置が3箇所、支所の職員が観測をしているのが1箇所である。

また、国土交通省で管理する市内の雨量観測所は5箇所、静岡県で管理する市内の雨量観測所は17箇所、気象庁で管理する市内の雨量観測所は6箇所である。

詳細は資料編第13表「雨量観測所一覧表」のとおりである。

なお、欠測や異常値を示した場合は、速やかに点検・補修を行い、常に正常の状態を保つよう努めることとする。また、必要に応じ関係機関より雨量情報を補うものとする。

### 2 テレメータ雨量観測所の監視

市では、雨量、水位や各種気象情報などの防災情報を一元化した「浜松市土木防災情報システム」により、市域の雨量情報を受信し、降雨の監視を行う。

詳細は資料編第12表「浜松市土木防災情報システム」のとおりである。

また、雨量情報（市雨量情報は除く）は、資料編第11表「サイポスレーダー（静岡県土木防災情報インターネット公開サービス）」でも入手が可能である。

### 3 支所雨量観測所の監視

#### (1) 雨量監視

雨量観測員は、次に定める要領によって雨量監視するものとする。

#### 1) 雨量監視開始又は再開

水防管理者から雨量監視開始の指示を受けたときから開始又は再開する。

#### 2) 雨量監視終了又は中止

水防管理者から雨量監視中止の指示を受けたとき終了又は中止する。

## 第3節 水位の監視

### 1 市内の水位観測所

市で管理するテレメータ化されている水位観測所は、15箇所である。

また、国土交通省で管理する市内の水位観測所は6箇所、静岡県で管理する市内の水位観測所は30箇所、洪水時に観測する市内の危機管理型水位観測所は10箇所である。

詳細は資料編第14表「水位観測所一覧表」のとおりである。

なお、欠測や異常値を示した場合は、速やかに点検・補修を行い、常に正常の状態を保つよう努めることとする。また、必要に応じ関係機関より水位情報を補うものとする。

### 2 テレメータ水位観測所の監視

#### (1) 水位の監視

市では、雨量、水位や各種気象情報などの防災情報を一元化した「浜松市土木防災情報システム」により、市域の水位情報を受信し、水位の監視を行う。

詳細は資料編第12表「浜松市土木防災情報システム」のとおりである。

また、水位情報（市水位情報は除く）は、資料編第11表「サイポスレーダー（静岡県土木防災情報インターネット公開サービス）」でも入手が可能である。

## 第4節 映像による浸水状況の監視

市で管理するネットワークカメラは47箇所あり、これは過去に一定以上の浸水被害が発生した河川、道路、その他災害発生の危険がある箇所について、「浜松市土木防災情報システム」により、カメラ映像情報を受信し、映像による監視を行う。

詳細は資料編第12表「浜松市土木防災情報システム」、資料編第15表「監視カメラ一覧表」のとおりである。

## 第5節 巡視及び警戒とその措置

### 1 巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条関係）

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### 2 警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、とくに既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。また、下記の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防

作業を実施するとともに、静岡県浜松土木事務所長及び河川等の管理者に報告するものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第6節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

## 第7節 緊急通行

### 1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### 2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第8節 水防信号及び水防標識

### 1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、表2-3のとおりである。

- (1) 信号は、適當の時間繼續する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

表2-3 水防信号

区別/方法	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休 休 休 ○ 止 ○ 止 ○ 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に住居するものが出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内住居者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○—— 休止 ○—— 休止
注意	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信号は、適切な時間繼續すること</li> <li>2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない</li> <li>3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする</li> </ol>		

## 2 水防標識及び身分証

水防法第 18 条の規定による静岡県水防標識（昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号）は、図 2-1～2-3 のとおりである。また、水防法第 49 条第 2 項による水防関係者の身分証票は図 2-4 のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図 2-1 の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図 2-2 の腕章を装着するものとする。

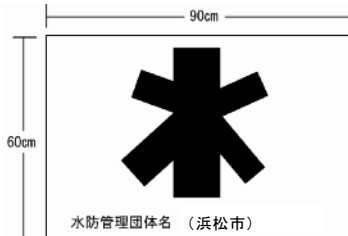


図 2-1 車両標識

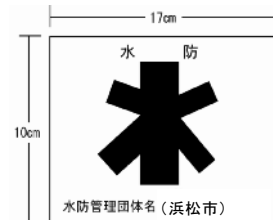


図 2-2 腕章  
(水は赤色外は白色とする)



図 2-3 標燈

〇〇第	号	
身分証明書		
住	所	
氏	名	
職	名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることが できるものであることを証する。		
平成	年	月 日
浜松市長		〇〇 〇〇 印

図 2-4 身分証票（参考）

## 第9節 水防配備の解除

### 1 県の水防配備の解除

県知事及び静岡県浜松土木事務所長は、静岡県地方気象台、国土交通省浜松河川国道事務所又は水防管理者等の情報に基づき配備に必要がなくなったと認めるときは、配備の解除を発令し、各関係に通知するもの。

### 2 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する静岡県浜松土木事務所長を経由して県知事に報告するものとする。

### 3 水防団及び消防団等の配備解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり県知事又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、2による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

# 第3章 避 難

## 第1節 避 難 の 指 示

洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、県知事、静岡県浜松土木事務所長、県知事の命を受けた県の職員又は水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を所轄する警察署長へ報告するとともに、静岡県浜松土木事務所長を経由して県知事へその旨を報告しなければならない。

## 第2節 避 難 の た め の 立 退 き 計 画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を所轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

## 第4章 決壊等の通報及び決壊後の処置

### 第1節 決壊等（被害情報）の通報（法第25条）

1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、すみやかに一般住民、静岡県浜松土木事務所長、所轄警察署又は交番・駐在所及び、隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2 この通報を受けた静岡県浜松土木事務所長は、ただちに県知事及び所轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、国土交通省浜松河川国道事務所長にも通報するものとする。

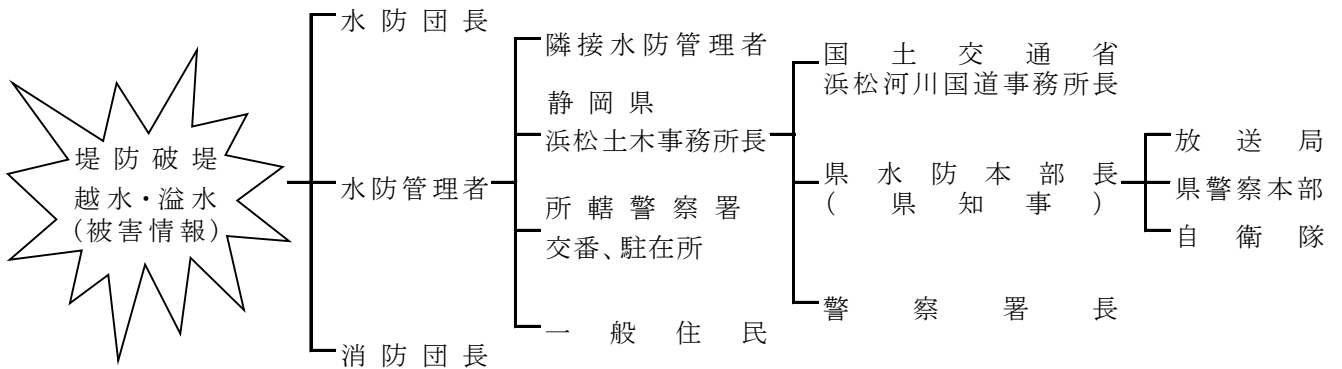


図 4-1 決壊情報の通報連絡系統図

### 第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防本部長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。



## 第5章 重要水防箇所

### 第1節 重要水防箇所

市内1・2級河川及び海岸等で特に、水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編第4表「重要水防箇所一覧」のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

### 第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

表 5-1 国土交通省重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重 要 区 間	堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種類別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区別している A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要 注 意 区 間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後3年間）、破堤・旧川跡
重 点 区 間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする

表 5-2 国土交通省 重要水防箇所評定基準（案）

河川局治水課長通達（平成31年2月27日 国土交通省河治第97号）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （越水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所	

種 別	重 要 度		要 注 意 箇 所
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤体漏水	水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

種 別	重 要 度		要 注 意 箇 所
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

### 第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考えから、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表5-3、5-4のように定める。

表5-3 静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表5-4 静岡県(県管理区間) 重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定)</li> <li>2 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Aに指定する</p>	<p>時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定)</li> <li>2 漏水、洗掘が予想される箇所</li> <li>3 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所</li> <li>4 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所</li> </ol> <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Bに指定する</p>

## 第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

- 1 時間雨量 50mm 及び異常潮位による湛水注意箇所は、資料編第 5 表「湛水注意箇所」のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。
- 2 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、資料編第 6 表「水防上重大な影響のある橋梁一覧」のとおりである。
- 3 河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

## 第6章 ダム、水こう門等

### 第1節 水防上注意を要するダム

水防上重要なダムは、表6-1のとおりである。(詳細については資料編第7表のとおり)

水防管理団体は、当該施設の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を、確立しておかなければならない。

表6-1 ダム

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
天竜川	天竜川	佐久間ダム	浜松市天竜区佐久間町佐久間	電源開発(株)
天竜川	天竜川	秋葉ダム	浜松市天竜区龍山町戸倉字時並	電源開発(株)
天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発(株)
天竜川	水窪川	水窪ダム	浜松市天竜区水窪町大字地頭方	電源開発(株)
天竜川	大千瀬川	新豊根ダム	愛知県北設楽郡豊根村古真立	国土交通省
都田川	都田川	都田川ダム	浜松市浜名区引佐町川名	静岡県

### 第2節 水防上注意を要する水門等

水防上重要な水こう門等は、資料編第8表「水防上注意を要する水門等一覧」のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

### 第3節 河口部・海岸部の水門・こう門（津波・高潮時）

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・こう門の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

## 第7章 水防用資器材及び設備の整備

### 第1節 水防用資器材及び設備の整備

- 1 市内水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の整備状況は、資料編第9表「水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧」のとおりである。
- 2 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

## 第 8 章 通信連絡

### 第 1 節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の通信系統は、図. 8-2 に示す基本系統図とするが、詳細は資料編第 10 表「水防関係機関の電話番号一覧」、第 16 表「水防区連絡系統図」のとおりである。

### 第 2 節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

### 第 3 節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。N T T では法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。（電気通信事業法）

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）

災害時優先電話の指定にあたっては、N T T において国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めるとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

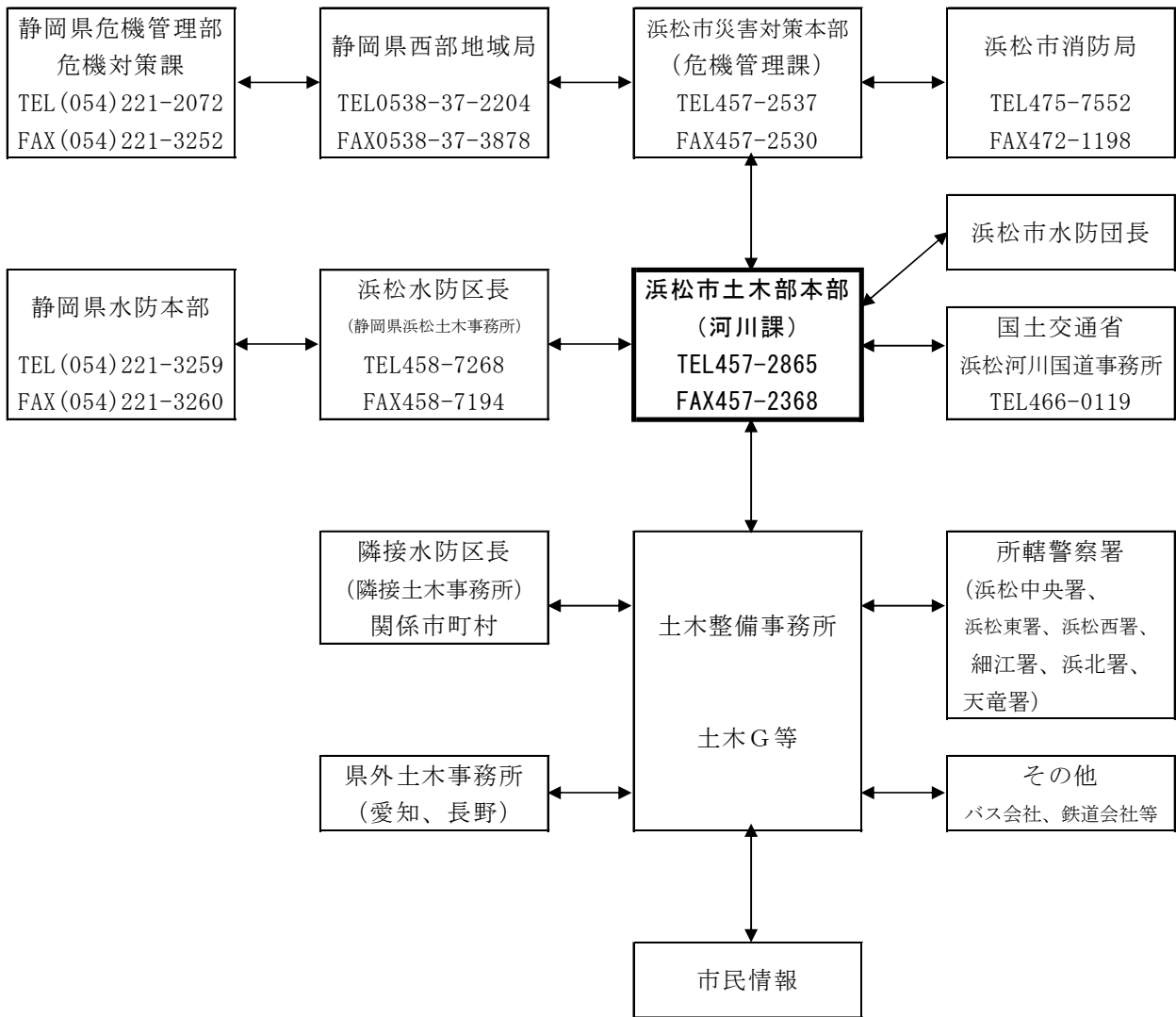


図 8-2 水防時における通信連絡基本系統図



# 第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

## 第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

### 1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する警報等の種類及び発表基準は表9-1のとおりである。

表9-1 静岡地方気象台発表の警報等の種類とその発表基準

種 類		発 表 基 準																			
注 意 報 ・ 警 報 等	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には以下の条件に該当する場合である	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>表 面 雨 量 指 数 基 準</th> <th>土 壌 雨 量 指 数 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市北部</td> <td>13</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>浜松市南部</td> <td>15</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>		区 域	表 面 雨 量 指 数 基 準	土 壌 雨 量 指 数 基 準	浜松市北部	13	111	浜松市南部	15	78								
			区 域	表 面 雨 量 指 数 基 準	土 壌 雨 量 指 数 基 準																
			浜松市北部	13	111																
			浜松市南部	15	78																
高潮注意報 台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には以下の条件に該当する場合である	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>潮 位 : TP 上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市北部</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浜松市南部</td> <td>舞阪 1.1m</td> </tr> </tbody> </table>		区 域	潮 位 : TP 上	浜松市北部	—	浜松市南部	舞阪 1.1m													
	区 域	潮 位 : TP 上																			
	浜松市北部	—																			
	浜松市南部	舞阪 1.1m																			
洪水注意報 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には以下の条件に該当する場合である	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>流 域 雨 量 指 数 基 準</th> <th>複 合 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">浜松市北部</td> <td>二俣川流域=16.3</td> <td rowspan="5">阿多古川流域= 7, 16.8 気田川流域= 7, 37.6 天竜川流域=12, 87.4</td> </tr> <tr> <td>阿多古川流域=17.2</td> </tr> <tr> <td>気田川流域=37.6</td> </tr> <tr> <td>水窪川流域=29.6</td> </tr> <tr> <td>熊切川流域=14.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">浜松市南部</td> <td>安間川流域= 9.2</td> <td rowspan="6">安間川流域= 7, 8.7 新川流域= 7, 11.9 馬込川流域= 7, 13.7 芳川流域= 7, 5.3 天竜川流域= 9, 74.7 都田川流域= 15, 22.2</td> </tr> <tr> <td>新川流域=12.8</td> </tr> <tr> <td>馬込川流域=13.7</td> </tr> <tr> <td>芳川流域= 5.8</td> </tr> <tr> <td>井伊谷川流域=16.4</td> </tr> <tr> <td>釣橋川流域= 7.5</td> </tr> </tbody> </table>			区 域	流 域 雨 量 指 数 基 準	複 合 基 準	浜松市北部	二俣川流域=16.3	阿多古川流域= 7, 16.8 気田川流域= 7, 37.6 天竜川流域=12, 87.4	阿多古川流域=17.2	気田川流域=37.6	水窪川流域=29.6	熊切川流域=14.4	浜松市南部	安間川流域= 9.2	安間川流域= 7, 8.7 新川流域= 7, 11.9 馬込川流域= 7, 13.7 芳川流域= 7, 5.3 天竜川流域= 9, 74.7 都田川流域= 15, 22.2	新川流域=12.8	馬込川流域=13.7	芳川流域= 5.8	井伊谷川流域=16.4	釣橋川流域= 7.5
	区 域	流 域 雨 量 指 数 基 準	複 合 基 準																		
	浜松市北部	二俣川流域=16.3	阿多古川流域= 7, 16.8 気田川流域= 7, 37.6 天竜川流域=12, 87.4																		
		阿多古川流域=17.2																			
気田川流域=37.6																					
水窪川流域=29.6																					
熊切川流域=14.4																					
浜松市南部	安間川流域= 9.2	安間川流域= 7, 8.7 新川流域= 7, 11.9 馬込川流域= 7, 13.7 芳川流域= 7, 5.3 天竜川流域= 9, 74.7 都田川流域= 15, 22.2																			
	新川流域=12.8																				
	馬込川流域=13.7																				
	芳川流域= 5.8																				
	井伊谷川流域=16.4																				
	釣橋川流域= 7.5																				
津波注意報 地震等に起因した津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想された場合 具体的には表9-4(P.29)の条件に該当する場合である																					

注 意 報 ・ 警 報 等	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	大 雨 警 報 又 は 大 雨 特 別 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある又は著しく大きいと予想された場合 具体的には以下及び表 9-3(P. 26)の条件に該当する場合である		
			区 域	表 面 雨 量 指 数 基 準	土 壤 雨 量 指 数 基 準
			浜松市北部	22	155
			浜松市南部	21	133
注 意 報 ・ 警 報 等	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	高 潮 警 報 又 は 高 潮 特 別 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある又は著しく大きいと予想された場合 具体的には以下及び表 9-3(P. 26)の条件に該当する場合である		
			区 域	潮 位 : TP 上	
			浜松市北部	—	
			浜松市南部	舞阪 1.4m	
注 意 報 ・ 警 報 等	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には以下の条件に該当する場合である		
			区 域	流 域 雨 量 指 数 基 準	複 合 基 準
			浜松市北部	二俣川流域=20.4 阿多古川流域=21.6 気田川流域=47.0 水窪川流域=37.0 熊切川流域=18.1	阿多古川流域=12, 19.4 天竜川流域=12, 97.1
			浜松市南部	安間川流域=11.5 新川流域=16.1 馬込川流域=17.2 芳川流域=7.3 井伊谷川流域=20.5 釣橋川流域=9.4	安間川流域=12, 9.7 天竜川流域=12, 83.0
注 意 報 ・ 警 報 等	水 防 活 動 の 利 用 に 適 合 す る も の	津 波 警 報 又 は 津 波 特 別 警 報	地震等に起因した津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある 又は著しく大きいと予想された場合 具体的には表 9-4(P. 29)の条件に該当する場合である		

警報等は上記の基準に達する、あるいは超えて被害が予想される場合に発表される。

注) T.P: 東京湾平均海面

※表(大雨及び洪水警報・注意報基準表)の見方については、表 9-2(P. 26)を参照

表.9-2 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (4) 洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準，流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表す。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

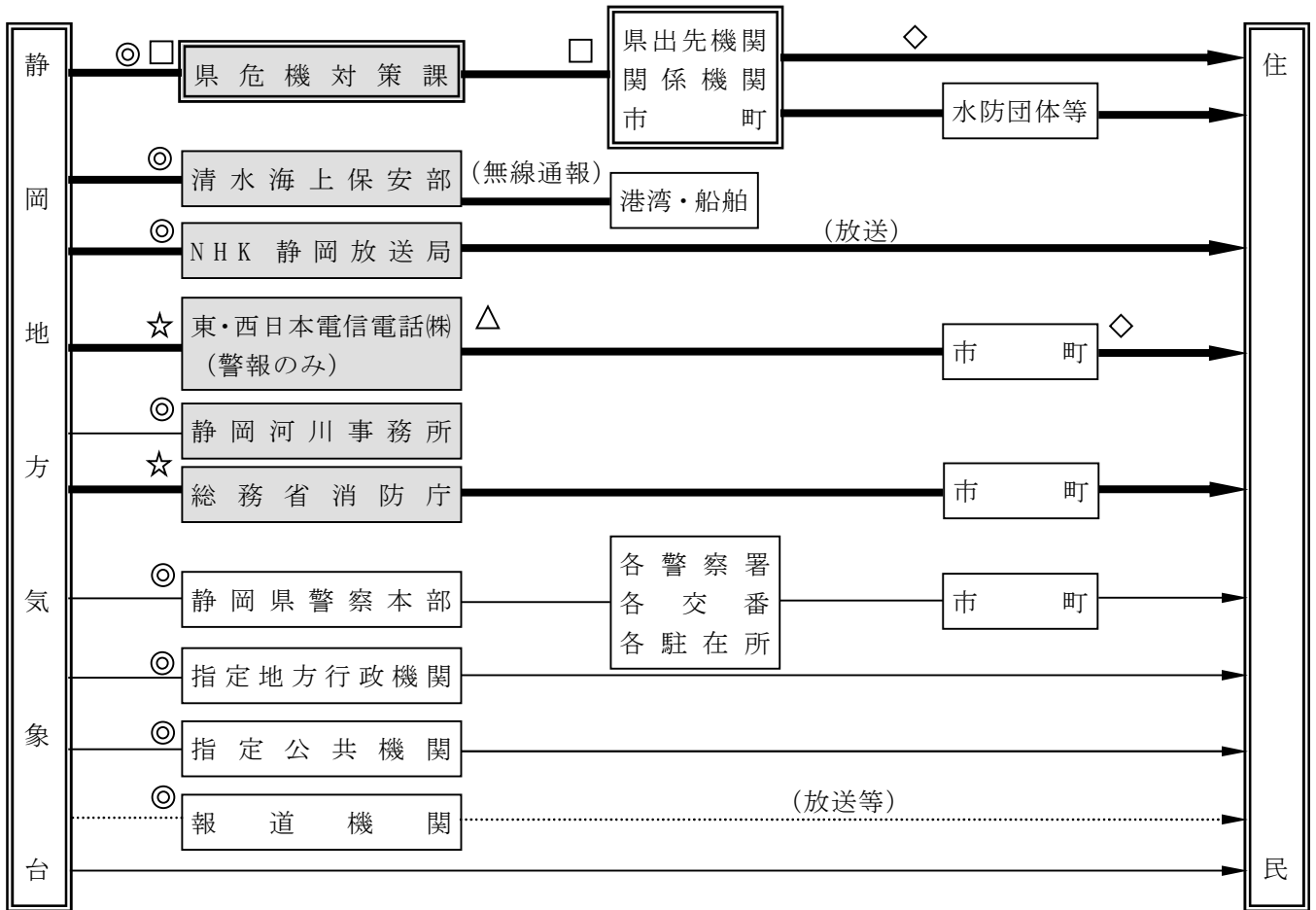
流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表.9-3 静岡地方气象台発表の大雨及び高潮特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

## 2 気象等の注意報及び警報伝達等系統（津波注意報・警報は除く）



- 法令(気象業務法等)による通知系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を通知する機関
- 専用線又は防災情報提供システム
- 加入電話・FAX
- オンライン
- 県防災行政無線
- 市町防災無線

図 9-1 気象等の注意報及び警報伝達等系統図（津波注意報・警報は除く）

## 3 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入FAXへ伝達する。

このFAXも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

# 静岡県

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、榑尾、入島、日向、平野、屋居渡、森腰、諸子沢、八草、湯の島、油野、横沢、横山、蕨野に限る。)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域



図 9-2 静岡県の気象予報区分図

## 第2節 津波警報、注意報の種類

### 1 津波警報等の種類及び内容

- ・大津波警報：津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想される時発表。
- ・津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表。
- ・津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表。
- ・津波予報：津波の心配がない場合や若干の海面変動が予想されるが災害のおそれがない場合に発表。

### 2 解説、発表される津波の高さ等

#### (1) 津波警報・津波注意報

表 9-4 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

津波警報等の種類	解説	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い
津波注意報	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(表記しない)

#### (2) 津波予報

表 9-5 津波予報の解説

	内容
津波予報	<津波が予測されないとき> 津波の心配がない旨を発表。(地震情報等を含めて発表)
	<海面変動が予想されたとき> 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	<津波注意報解除後も海面変動が継続するとき> 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っただけの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

### 3 津波警報等の伝達等系統図

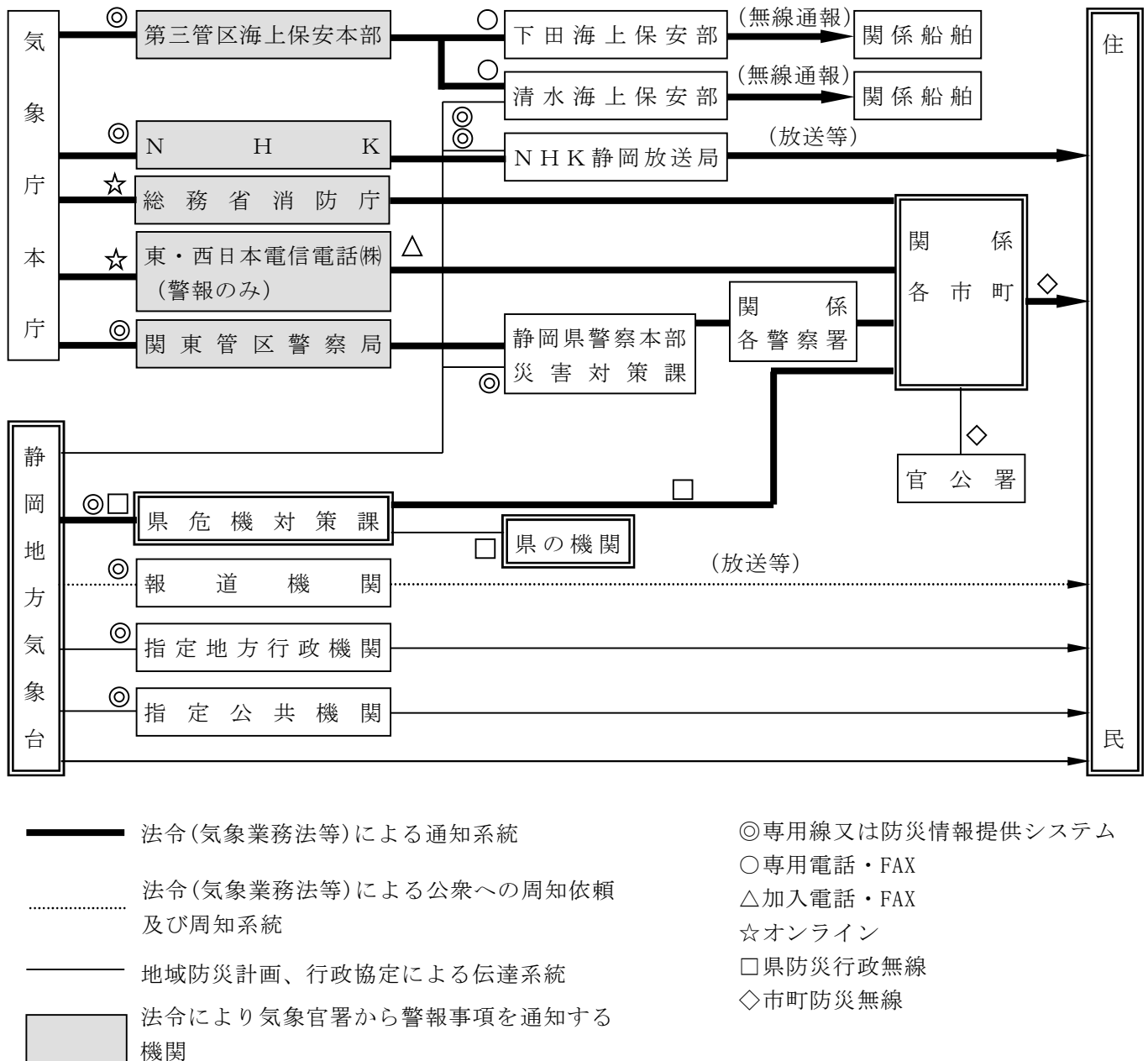


図 9-3 津波警報等の伝達等系統図

### 4 通信途絶時の津波警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

### 5 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は表 9-6 及び図 9-4 のとおりである。

表 9-6 静岡県所属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波予報担当気象官署
		津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

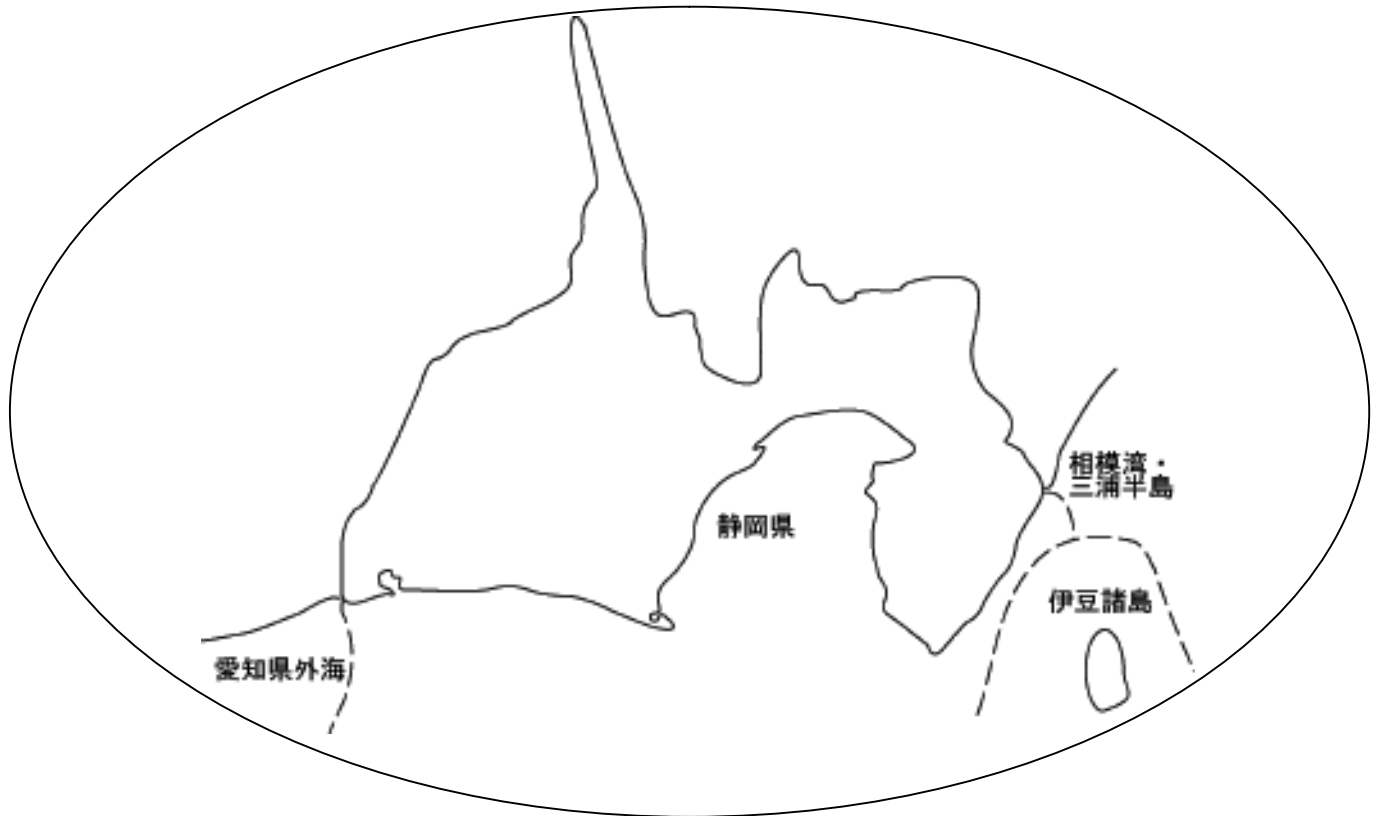


図 9-4 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

6 その他

表 9-7 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の連打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との連打) ● ● ●—●	(約10秒) [約1分間繰り返す]  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表 9-8 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連打) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (単声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする



表 9-9 沿岸市町一覧表

方面本部	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	避難対象地区の指定してある市町
賀 茂	・下田市	・東伊豆町	・河津町	・南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5
東 部	・沼津市	・伊豆市	・富士市	熱海市	・伊東市		5	4
中 部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4
西 部	・浜松市	・袋井市	・磐田市	・掛川市	・御前崎市	・湖西市	6	6
計							21	19

- 1 沿岸市町は、海面監視を行う
- 2 ・印のある市町は避難対象地区の指定してある市町

# 第10章 洪水予報

## 第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川(天竜川下流)について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

### 1 天竜川下流洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表 10-1 天竜川下流洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
天竜川下流	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇 3 6 7 番 1 地先から海まで
	右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山 1 番 1 2 地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表 10-2 天竜川下流洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)
天竜川下流	鹿島	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.60m	6.00m
	中ノ町	静岡県浜松市中央区中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.10m	3.40m

(3) 洪水予報発表者

表 10-3 天竜川下流洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
天竜川下流	浜松河川国道事務所	浜松河川国道事務所長
	静岡地方気象台	静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準（下段は考え方、留意点）

表 10-4 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	解除基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき（洪水予報を終了する場合は「解除」を付する。ただし、氾濫警戒情報からは、氾濫注意情報の段階を経て終了するものとする。） ※浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の参考とする。	
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき 洪水により家屋浸水等の被害を生ずる恐れがある水位であり、避難勧告の発令判断の目安、住民の避難判断の参考とする。 避難勧告を発令する場合、周辺状況の確認が必要であり、また、発令後は避難していない住民への対応が必要となる。	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	
	洪水予報が継続しているときに、補足が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

洪水予報文はFAX等により様式1で発表され、伝達機器が使用できない場合電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表 10-5 天竜川下流洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者（県）	受報担当者（市）	連絡方法
天竜川下流	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	河川課長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	危機管理課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

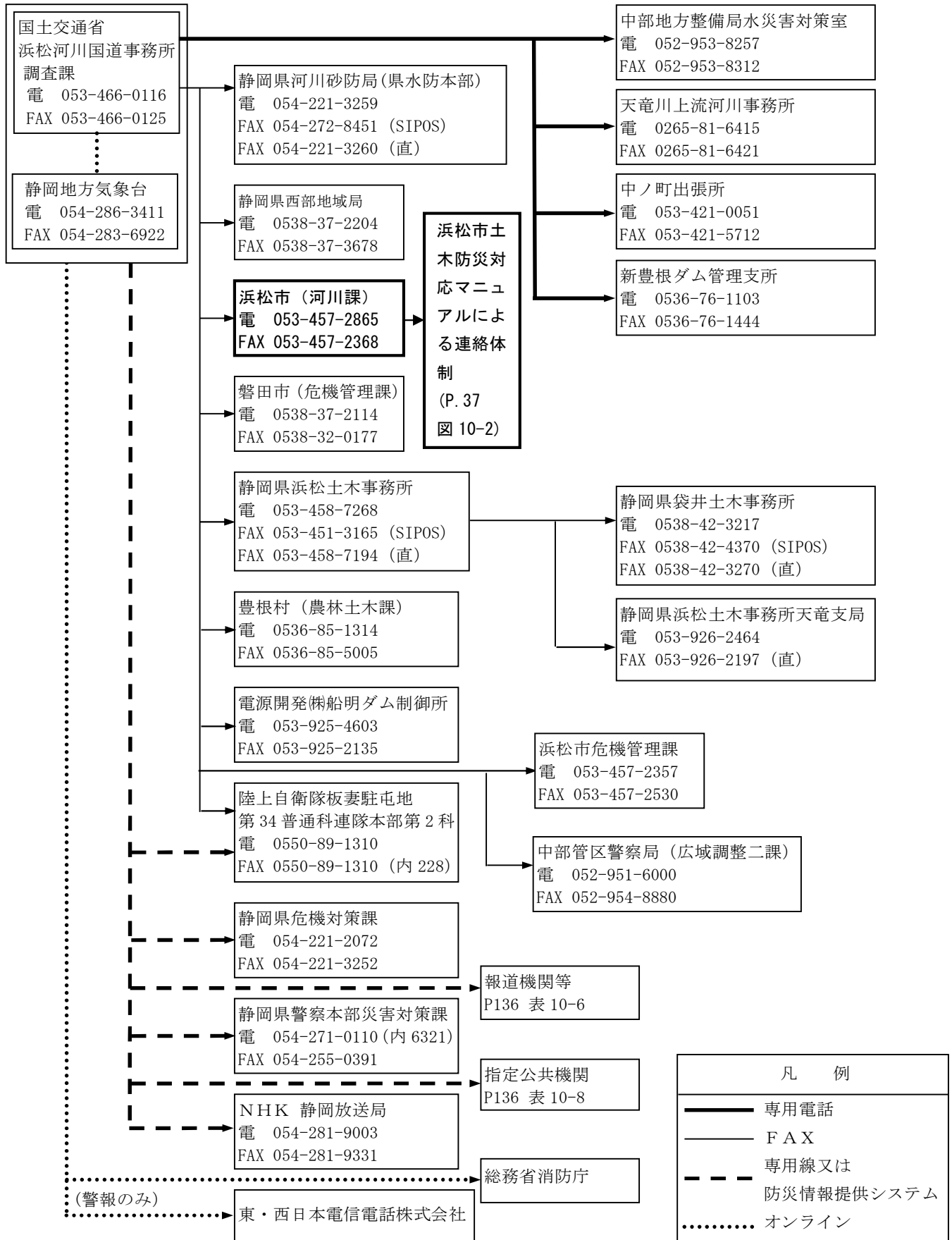


図 10-1 天竜川下流洪水予報連絡系統図

(8) 浜松市土木防災マニュアルによる連絡系統図

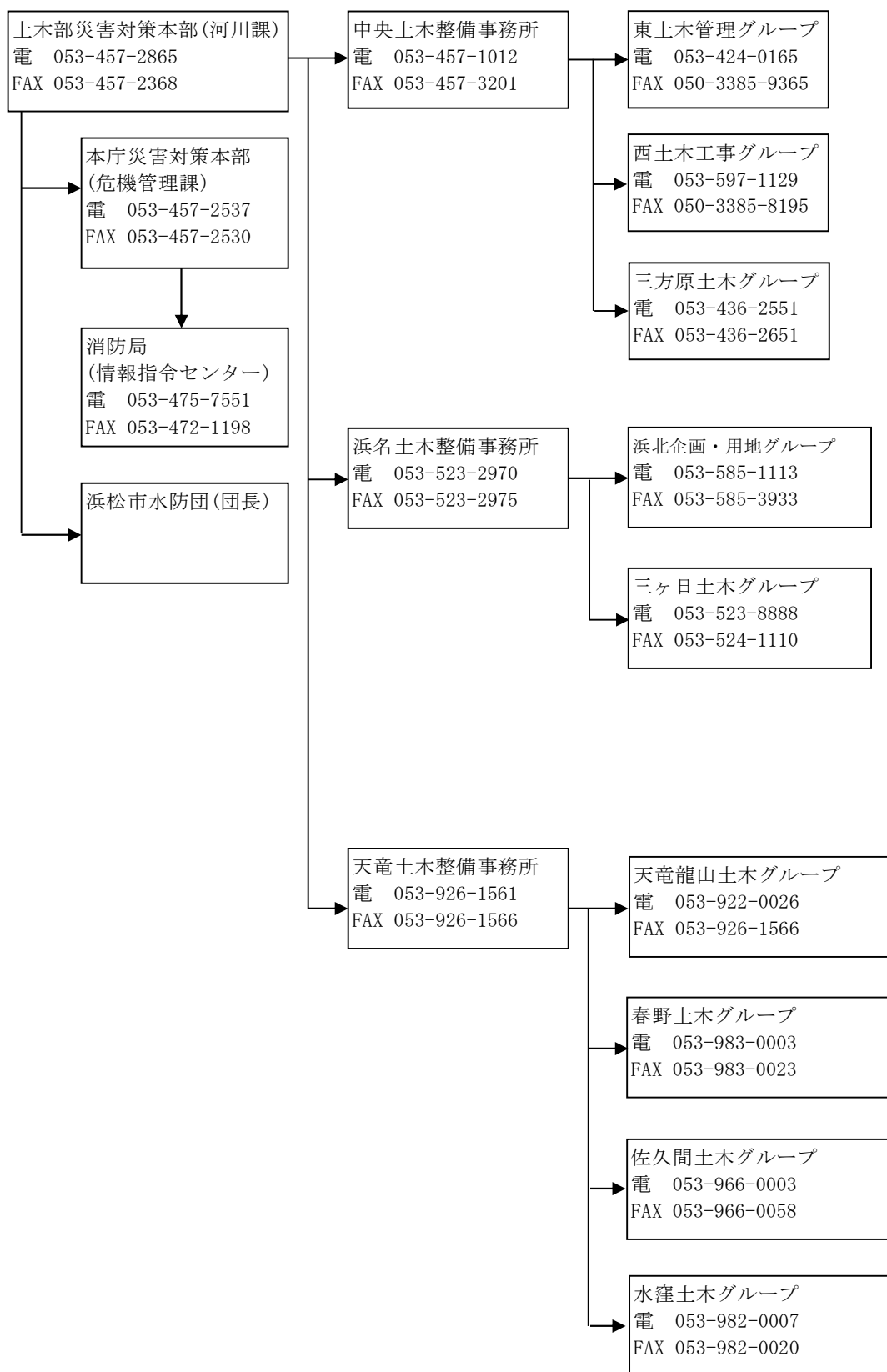


図 10-2 浜松市土木防災マニュアルによる連絡系統図

## 第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した河川（都田川水系都田川）について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

### 1 都田川水系都田川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表 10-6 都田川水系都田川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区域
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市浜名区都田町（大明神橋）から浜松市浜名区細江町中川（落合橋）まで
		右岸 静岡県浜松市浜名区都田町（大明神橋）から浜松市浜名区細江町気賀（落合橋）まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表 10-7 都田川水系都田川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地先名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警 戒水位)
都田川水系	都田川	瀬戸橋	静岡県浜松市浜名区細江町中川	5.54m	5.75m	6.75m

(3) 洪水予報発表者

表 10-8 都田川水系都田川洪水予報の発表者

水系名	担当官署	発表責任者
都田川水系	静岡県浜松土木事務所 静岡地方气象台	浜松土木事務所長 静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準（下段は考え方、留意点）

表 10-9 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	解除基準
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき(洪水予報を終了する場合は「解除」を付する。ただし、氾濫警戒情報からは、氾濫注意情報の段階を経て終了するものとする。) ※静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の参考とする。	
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき 洪水により家屋浸水等の被害を生ずる恐れがある水位であり、避難勧告の発令判断の目安、住民の避難判断の参考とする。 避難勧告を発令する場合、周辺状況の確認が必要であり、また、発令後は避難していない住民への対応が必要となる。	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	
	洪水予報が継続しているときに、補足が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

洪水予報文はFAX等により様式2で発表され、伝達機器が使用できない場合電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表 10-10 都田川水系都田川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者(県)	受報担当者(市)	連絡方法
都田川水系	静岡県浜松土木事務所長	河川砂防局長	河川課長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	危機管理課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事(土木事務所長)及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

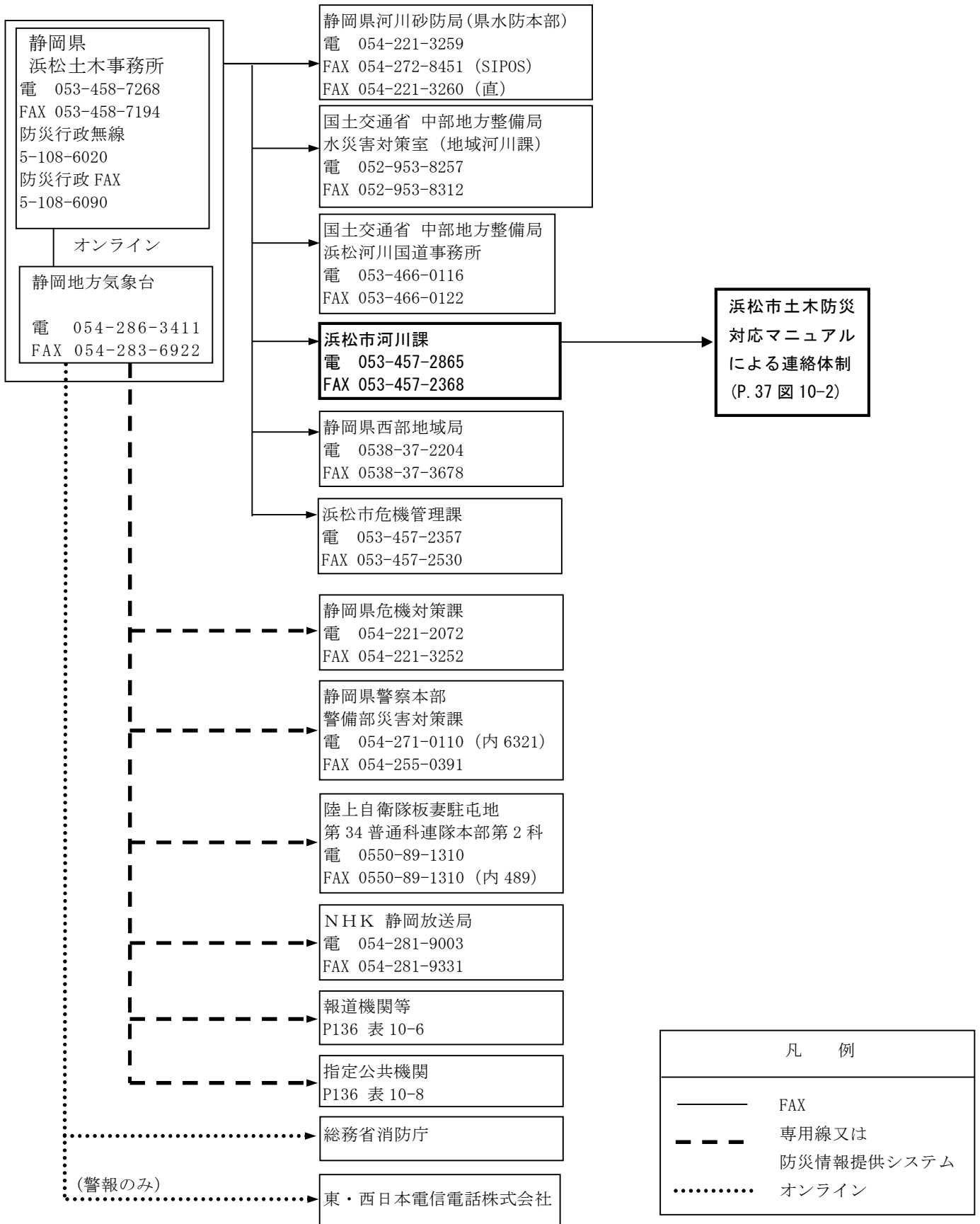


図 10-3 都田川水系都田川洪水予報連絡系統図



# 第 1 1 章 水 防 警 報

## 第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、天竜川（下流）について浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して、水防上の警報を発表する。

### 1 水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及び区域

表 11-1 中部地方整備局管内のうち静岡県（浜松市）に係る水防警報を行う河川及び区域

河川名	水防警報計画名	区域		区域延長
天竜川 (下流)	天竜川(下流) 水防警報計画	幹川	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇367番1地先から海まで 右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山1番12地先から海まで	25,000m
	天竜川(下流) 水防警報計画 (津波)	幹川	左岸 静岡県磐田市竜洋中島1121番1地先から海まで 右岸 静岡県浜松市中央区鶴見町1270番地先から海まで	7,700m

(2) 水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知は表 11-4 に示すとおりである。

(3) 水位の種類

水位の種類・内容については資料編第 1 7 表「水位の種類及び内容」に示すとおりである。

(4) 水防警報の種類及び発表

表 11-2 水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

表 11-3 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報連絡系統図

天竜川（下流）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

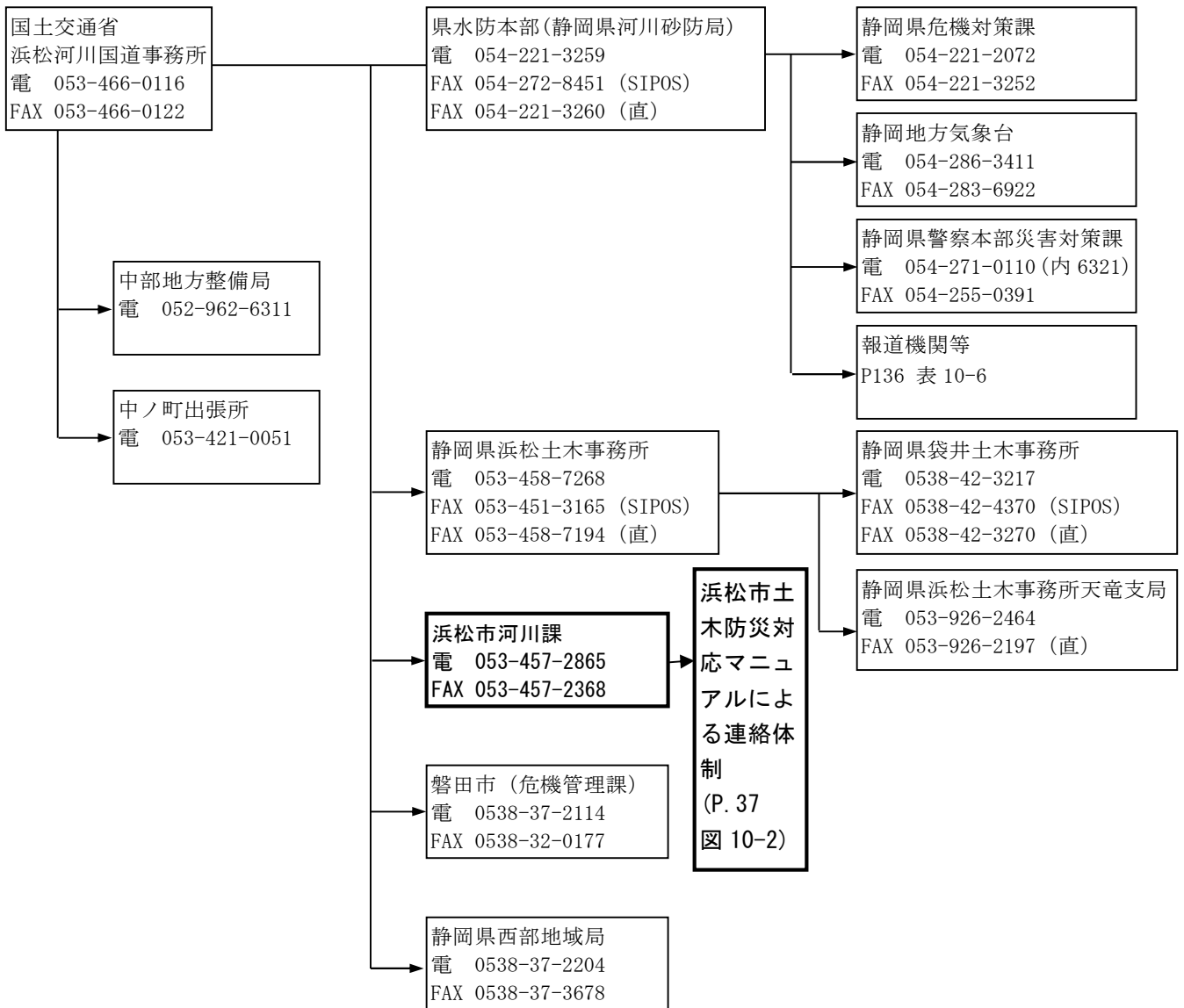


図 11-1 天竜川下流水防警報連絡系統図

(6) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は洪水の場合は様式 3-1、津波の場合は様式 3-2 を使用する。

表 11-4 中部地方整備局管内のうち静岡県（浜松市）に係る水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		
															発報担当者側	受報担当者側	
天竜川	天竜川(下流)	鹿島	浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口から 25.0 km	2.20m	3.50m	4.50m	5.60m	6.00m	8.77m	左 10.7m 右 山付	左 7.9m 右 山付	浜松河川国道事務所長	浜松市河川課長	電 053-466-0116 FAX053-466-0122	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368	
																静岡県浜松土木事務所長	電 053-458-7268 FAX053-451-3165(SIPOS) FAX053-458-7194(直)
																県水防本部	電 054-221-3259 FAX054-272-8451(SIPOS) FAX054-221-3260(直)
		池田	磐田市池田	左岸河口から 10.5 km	0.50m	1.60m	2.60m				4.53m	左 6.9m 右 7.2m	左 1.3m 右 1.1m	"	"	"	"
	"																"
	"																"
	中ノ町	浜松市中央区中野町	右岸河口から 9.1 km	0.60m	1.60m	2.50m	3.10m	3.40m	4.77m	左 7.6m 右 6.7m	左 2.2m 右 2.7m	"	"	"	"	"	
																"	"
																"	"
	掛塚	磐田市掛塚	左岸河口から 3.3 km	1.50m	2.60m	3.30m				5.28m	左 8.3m 右 8.4m	左 3.1m 右 3.0m	"	"	"	"	
																"	"
																"	"

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断図は、P.144～P.145 参照

## 第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

### 県知事指定水防警報河川

県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、都田川（支川井伊谷川を含む）について静岡県浜松土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

#### 1 水防警報計画

##### (1) 水防警報を行う河川名及びその区域

表 11-5 静岡県知事指定水防警報河川の河川名及びその区域

水防警報計画名	河川名	区 域	区 域 延 長
都田川水防警報計画	都田川	幹 川 左岸 浜松市浜名区都田町から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区都田町から浜名湖合流点まで	11,000m
		支 川 (井伊谷川) 左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
	都田川 (津波)	幹 川 左岸 浜松市浜名区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで	6,000m
		支 川 (井伊谷川) 左岸 浜松市浜名区細江町三和新清水堰から幹川合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町小野新清水堰から幹川合流点まで	1,700m

##### (2) 水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知

水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知は表 11-8 に示すとおりである。

##### (3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編第 17 表「水位の種類及び内容」に示すとおりである。

(4) 水防警報発令及び解除の基準

表 11-6 静岡県水防警報発令及び解除の基準

種 類	内 容	発表基準
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

表 11-7 静岡県水防警報発令及び解除の基準(津波)

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報連絡系統図

都田川（支川井伊谷川を含む）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

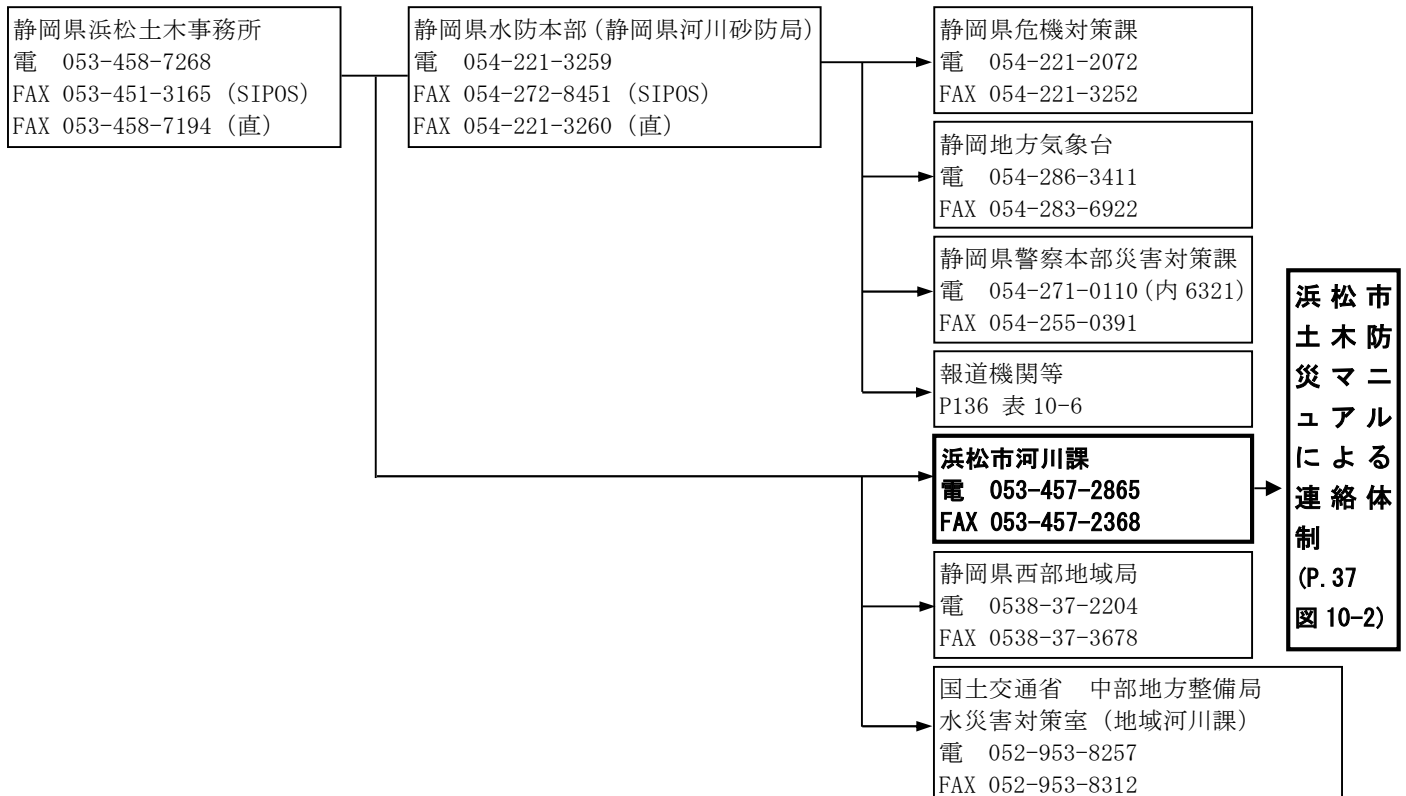


図 11-2 都田川水防警報連絡系統図

(6) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行なう場合の様式は洪水の場合は様式 4-1、津波の場合は様式 4-2 を使用する。

表 11-8 水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
													発報担当者側	受報担当者側
都田川	幹川	落合橋	静岡県 浜松市 浜名区 細江町 中川	河口 から 2.0 km	2.50m	2.70m	2.80m	4.40m	左 6.4m 右 5.9m	左 5.2m 右 5.1m	静岡県 浜松 土木 事務所 所長	浜松市 河川 課長	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165(SIPOS) FAX 053-458-7194(直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	静岡県 浜松市 浜名区 引佐町 井伊谷	合流点 から 2.8 km	0.90m	1.90m	2.40m	5.50m	左 4.8m 右 3.9m	左 3.1m 右 3.0m	〃	〃	〃	〃

注) 水防警報水位観測所横断面は P.146 参照

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に係りのある機関への通知に代えるものとする。



## 第 1 2 章 水位周知河川における水位到達情報

### 第 1 節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知 及び周知

#### 県知事指定避難判断水位(特別警戒水位)設定河川

県知事が指定した氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の到達情報は、二俣川、気田川、水窪川、阿多古川、安間川、馬込川、芳川、都田川、井伊谷川、釣橋川について静岡県浜松土木事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

#### 1 水位周知河川における水位到達情報提供の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

表 12-1 静岡県知事指定の水位周知河川の設定河川名及びその区域

河川名	区域		区域延長
天竜川	支川 (二俣川)	左岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで	10,500m
	支川 (気田川)	左岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から熊切川合流点まで 右岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から熊切川合流点まで	7,000m
	支川 (水窪川)	左岸 浜松市天竜区水窪町地頭方翁川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区水窪町奥領家翁川合流点から天竜川合流点まで	18,500m
	支川 (阿多古川)	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで	6,200m
	支川 (安間川)	左岸 浜松市中央区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで 右岸 浜松市中央区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで	7,000m
馬込川	幹川	左岸 浜松市浜名区内野御陣屋川合流点から海まで 右岸 浜松市浜名区内野御陣屋川合流点から海まで	17,400m
	支川 (芳川)	左岸 浜松市中央区上新屋町から馬込川合流点まで 右岸 浜松市中央区中田町から馬込川合流点まで	9,500m
都田川	幹川	左岸 浜松市浜名区細江町中川(落合橋)から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町気賀(落合橋)から浜名湖合流点まで	2,000m
	支川 (井伊谷川)	左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から都田川合流点まで 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から都田川合流点まで	3,200m
	支川 (釣橋川)	左岸 浜松市浜名区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区三ヶ日町福長川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで	3,400m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表 12-2 のとおり

表 12-2 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

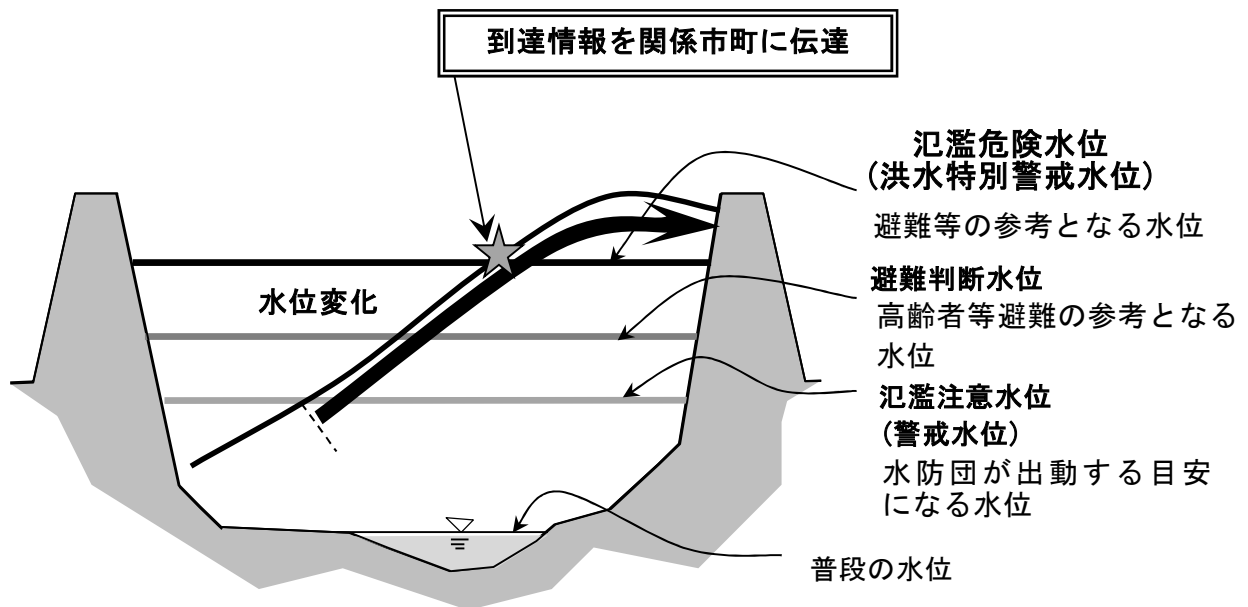
河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
														発報担当者	受報担当者
天竜川	支川(二俣川)	双竜橋	静岡県浜松市 天竜区二俣	本川合流点から 0.5km	2.00 m	2.50 m	4.71 m	4.96 m	2.28 m	左 41.54m 右 41.54m	左 41.54m 右 41.54m	静岡県浜松市 土木事務所	浜松市河川課長	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165 (SIPOS) FAX 053-458-7194 (直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
		相生橋	天竜区山東	本川合流点から 3.3km	1.70 m	2.20 m	3.12 m	3.45 m	3.28 m	左 52.74m 右 55.03m	左 52.74m 右 52.16m	〃	〃	〃	〃
	支川(気田川)	平木大橋	天竜区春野町宮川	本川合流点から 21.4km	3.74 m	4.74 m	5.16 m	5.38 m	5.21 m	左 158.75m 右 160.61m	左 158.75m 右 160.29m	〃	〃	〃	〃
	支川(水窪川)	水窪大橋	天竜区水窪町奥領家	本川合流点から 15.9km	2.77 m	3.05 m	3.83 m	4.04 m	3.69 m	左 259.71m 右 258.62m	左 259.97m 右 257.67m	〃	〃	〃	〃
	支川(阿多古川)	両島橋	天竜区両島	本川合流点から 5.3km	2.00 m	2.50 m	2.70 m	3.10 m	4.36 m	左 4.85m 右 4.77m	左 4.64m 右 4.93m	〃	〃	〃	〃
	支川(安間川)	安間	〃	中央区安新町	本川合流点から 4.93km	1.80 m	2.10 m	2.15 m	2.40 m	2.98 m	左 3.60m 右 3.64m	左 2.26m 右 3.76m	〃	〃	〃
馬込川	幹川	松江	中央区中央三丁目	河口から 8.22km	2.20 m	3.00 m	3.15 m	3.40 m	4.87 m	左 5.38m 右 5.61m	左 5.18m 右 7.02m	〃	〃	〃	〃
	支川(芳川)	芳川	中央区植松町	本川合流点から 6.47km	2.00 m	2.35 m	2.45 m	2.80 m	3.44 m	左 4.07m 右 5.11m	左 3.98m 右 5.11m	〃	〃	〃	〃
都田川	幹川	落合橋	浜名区細江町中川	河口から 2.0km	2.50 m	2.70 m	2.80 m	3.10 m	4.40 m	左 6.30m 右 5.11m	左 4.38m 右 4.79m	〃	〃	〃	〃
	支川(井伊谷川)	坂田橋	浜名区引佐町井伊谷	合流点から 2.8km	0.90 m	1.90 m	2.40 m	2.95 m	5.50 m	左 5.86m 右 5.84m	左 3.31m 右 5.14m	〃	〃	〃	〃
	支川(釣橋川)	釣橋川	〃	浜名区三ヶ日町岡本	合流点から 4.99km	1.60 m	2.00 m	2.10 m	2.35 m	3.44 m	左 4.26m 右 4.26m	左 1.73m 右 1.83m	〃	〃	〃

注 1) 発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、知事より水防に関係ある機関への通知に代えるものとする。

注 2) 避難判断水位は氾濫危険水位到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定される。

### (3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水または溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度および避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



### (4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

様式5により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 水位到達情報連絡系統図

県知事が行う水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

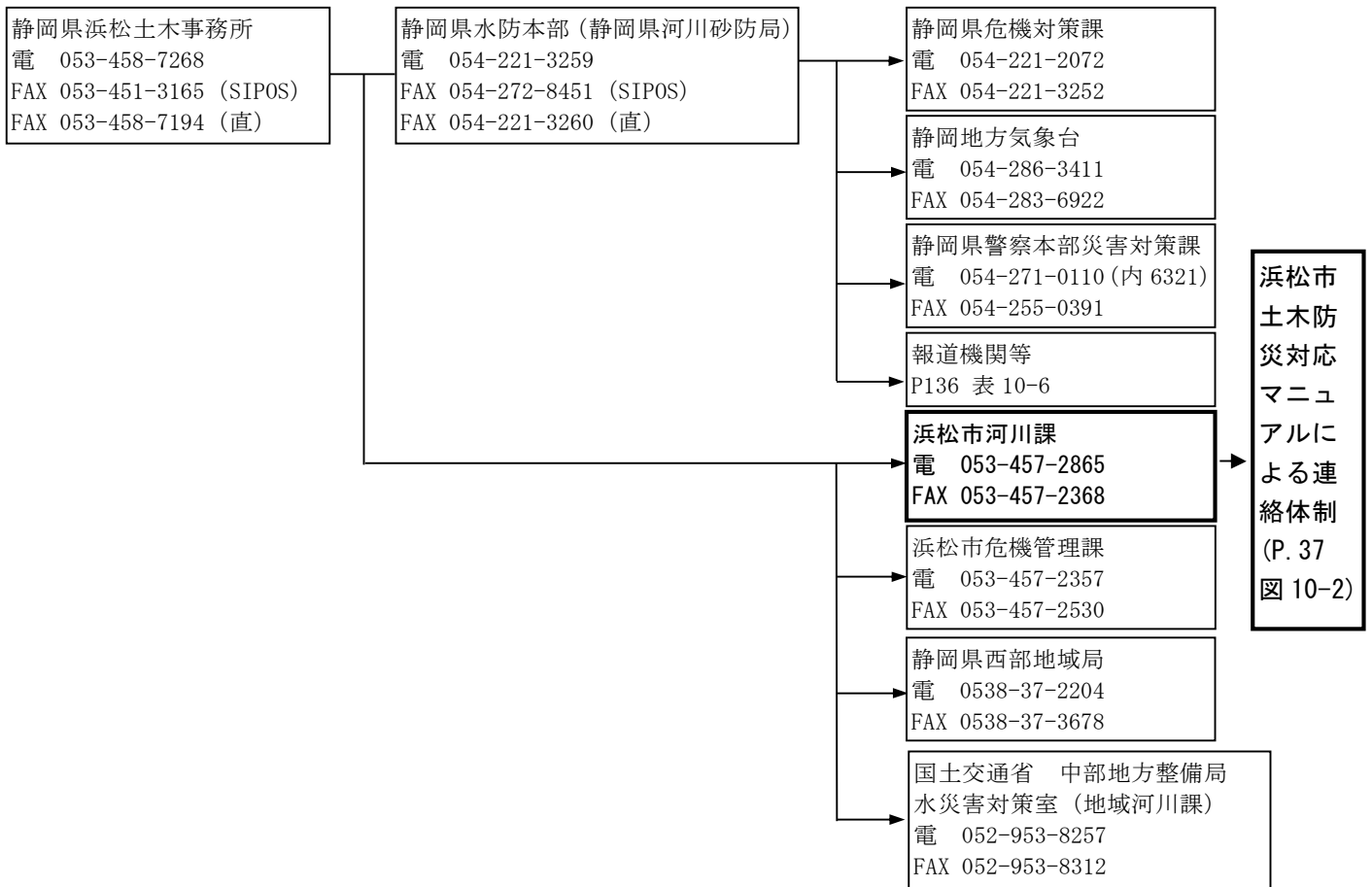


図 12-2 水位到達情報連絡系統図

# 第 13 章 協 力 応 援

## 第 1 節 河 川 管 理 者 の 協 力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報の提供
  - 1) 天竜川浸水想定情報
  - 2) 県管理河川浸水想定情報
  - 3) 川の防災情報
  - 4) 静岡県土木総合防災情報システム 第 11 表サイポスレーダー参照
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防活動の記録及び広報
- 6 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

## 第 2 節 下 水 道 管 理 者 の 協 力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 2 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 3 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

## 第 3 節 水 防 管 理 団 体 相 互 の 協 力 及 び 応 援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第 23 条)
- 2 応援を求められた水防管理者又は市長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

## 第4節 自衛隊の派遣要請

災害の発生により、市において措置等が困難な場合には県に派遣要請を行うことができる。又、緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。(自衛隊法第83条)

## 第5節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

詳細は、資料編第10表「水防関係機関の電話番号一覧」のとおりである。

## 第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 静岡県浜松土木事務所長及び水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。なお、要請に関する様式は、様式6-1のとおりである。国土交通省窓口の連絡先は表13-1、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は表13-2のとおりである。市管理河川でも派遣可能である。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

表 13-1 災害対策車派遣要請連絡先

地 区	国 土 交 通 省 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
西 部	浜松河川国道事務所 防災課	053-466-0129	053-466-0122



## 第14章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、様式7により水防活動実施後10日以内に静岡県浜松土木事務所を經由し県知事に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項
  - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
  - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
  - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
  - (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
  - (5) 水防作業の状況
  - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
  - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
  - (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
  - (9) 応援の状況
  - (10) 居住者出勤の状況
  - (11) 警察関係の援助の状況
  - (12) 現場指導の官公署氏名
  - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
  - (14) 水防関係者の死傷
  - (15) 殊勲者及びその功績
  - (16) 殊勲水防団とその功績
  - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 3 水防活動実施報告作成上の注意事項
  - (1) 水防管理団体水防活動実施報告書（様式7）
    - ア 各水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
    - イ 水防管理団体は静岡県浜松土木事務所長に箇所ごとの報告書の集計表を添付した3部提出すること。
    - ウ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
    - エ 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
  - (2) 水防活動実施報告書（様式8）

市は、水防を実施した場合、様式8により翌月3日までに静岡県浜松土木事務所に報告する。
  - (3) 水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】（様式9）

市は、水防活動を実施した場合、様式9により速やかに静岡県浜松土木事務所に報告する。



## 第 15 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

### 第 1 節 水防管理団体の水防計画

#### 1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画（具体的実施計画）を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

#### 2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

### 第 2 節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、静岡県浜松土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

また、津波災害警戒区域に係る水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

# 第 16 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

## 第 1 節 洪水対応

1 市は、国及び県から浸水想定区域の指定を受けた河川において、市地域防災計画で当該浸水想定区域ごとに、以下の事項について定めるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規定に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

なお、浸水想定区域内における地下街等は、資料編第 18 表のとおりである。

(4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 国及び県から浸水想定区域の指定を受けた河川において市は、市地域防災計画において定められた上記

1. (1)～(4)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項及び土砂災害警戒区域に関する事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 3 項に規定する事項）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講ずることとする。

# 第 17 章 そ の 他

## 第 1 節 費用負担及び公用負担

1 水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(法第 41 条)

但し、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受けた市町村の一部負担

## 2 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

(法第 28 条)

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用

(3) 土石、竹木その他の資材の収用

(4) 車両その他の運搬用機器の使用

(5) 排水用機器の使用

(6) 工作物、その他障害物の処分

## 3 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、図 16-1 のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書			
何々水防団〇〇部長			
何		某	
右の者	の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使		
を委任したことを証明する。			
年	月	日	
〇〇市長名	氏	名	(印)

図 16-1 公用負担権限委任証明書

#### 4 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図 16-2 のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

また、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 号		公用負担命令書			
年	月	日	目的物 負担内容	種類 使用	員数 収用 処分
				〇〇市町長	氏 名 (印)
				事務取扱者	氏 名 (印)
				殿	
-----切取線-----					
第 号		受領書			
			公用負担命令書 右受領した		
			年 月 日		
					氏 名 (印)
					殿

図 16-2 公用負担命令書

### 第2節 公務災害補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市組合又は、市にあっては条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第6条の2)

# 資 料 編

## 資料編目次

様式	.....	61
別表	.....	105
参考資料	.....	166

### 様式

様式 1	天竜川下流洪水予報様式	.....	61
様式 2	都田川洪水予報発表形式	.....	78
様式 3 - 1	天竜川水防警報発表用紙	.....	95
様式 3 - 2	天竜川水防警報発表用紙（津波）	.....	96
様式 4 - 1	県管理河川水防警報発報受報用紙（洪水）	.....	97
様式 4 - 2	県管理河川水防警報発報受報用紙（津波）	.....	98
様式 5	県管理河川水位到達情報発表用紙	.....	99
様式 6 - 1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請	.....	100
様式 6 - 2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答	.....	101
様式 7	水防管理団体水防活動実施報告書	.....	102
様式 8	管内水防活動実施報告書	.....	103
様式 9	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	.....	104

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 法水注意報  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位階を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル5水位 氾濫危険水位 <sup>※</sup>	144.9	48.6	23.1
レベル4水位 避難判断水位 <sup>※</sup>	144.6	48.0	21.5
レベル3水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□□地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を登る段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="https://www.river.go.jp">https://www.river.go.jp</a> <a href="https://fri.river.go.jp">https://fri.river.go.jp</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

※ 以降の様式1について、参考資料は、同様のものが添付される。





様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者		第1次報告		第2次報告		第3次報告	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 〇〇地方気象台	機関名		機関名		機関名	

正規

〇〇川<sup>河</sup>氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川<sup>河</sup>では、氾濫注意水位に到達し、  
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>河</sup>の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>河</sup>の△△水位観測所（△△市△△）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川<sup>河</sup>の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XIX.II				
	〇〇日〇1時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇2時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇3時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇4時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇5時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇6時00分の予測	XIX.I				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XIX.I				
	〇〇日〇1時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇2時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇3時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇4時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇5時00分の予測	XIX.I				
	〇〇日〇6時00分の予測	XIX.I				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】に引下げ】〇〇川では、氾濫危険水位を下回る**

(主 文)

**【警戒レベル3相当に引下げ】**高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

**【警戒レベル3相当に引下げ】**高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に15ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI				
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI				
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

### 【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、当分の間、 避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。  
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.Y-	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.Y-	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

# 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

# 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水警戒(発表)  
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み**

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
法 水 警  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、今後、  
氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇4時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇5時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇6時〇0分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇1時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇4時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇5時〇0分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇6時〇0分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

### 【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、当分の間、 氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市〇〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇市△△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、  
 氾濫のおそれあり**

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日06時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.Xf	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.Xf	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生中

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇〇区、〇〇区、〇〇〇区、□□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水が occur 可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	xxx.x1				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x1				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				
	00日03時00分の予測	xxx.x				
	00日04時00分の予測	xxx.x				
	00日05時00分の予測	xxx.x				
	00日06時00分の予測	xxx.x				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方气象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。  
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇〇区、〇〇〇区、〇〇〇〇区、〇〇区
△△県〇〇市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、〇×地区、〇〇×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水が及ぶ可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式

発表者 国土交通省 〇〇河川事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------------	--------------	--------------	--------------

正規

〇〇川<sup>お</sup>氾濫発生情報（氾濫水の予報）

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川<sup>お</sup>では、（堤防決壊による）氾濫が続く

（主文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川<sup>お</sup>では、●●市●●地点（△△岸）付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（氾濫水の予報）

〇×地点からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市市役所	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）	0～0.5m未満	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）
〇市郵便局	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）	0.5～1.0m未満	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）
△市公民館	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）	2.0～5.0m未満	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）
△市消防署	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）	5.0m以上	〇時〇〇分（〇月〇日〇時〇〇分）

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度				
	水位(m)	レベル1 水助回 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	〇〇〇.X			
	00日01時00分の予測	〇〇〇.X			
	00日02時00分の予測	〇〇〇.X			
	00日03時00分の予測	〇〇〇.X			
	00日04時00分の予測	〇〇〇.X			
	00日05時00分の予測	〇〇〇.X			
	00日06時00分の予測	〇〇〇.X			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

## 〇〇川<sup>河</sup>氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意情報解除  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
河川番号 〇〇河川事務所・気象台番号 〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

### 〇〇川<sup>河</sup>では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の□□水位観測所(□□市□□)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 特報	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.XI	■			
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
	00日04時00分の予測	-				
	00日05時00分の予測	-				
	00日06時00分の予測	-				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	00日00時00分の状況	XXX.XI	■			
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
	00日04時00分の予測	-				
	00日05時00分の予測	-				
	00日06時00分の予測	-				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	00日00時00分の状況	XXX.XI	■			
	00日01時00分の予測	-				
	00日02時00分の予測	-				
	00日03時00分の予測	-				
	00日04時00分の予測	-				
	00日05時00分の予測	-				
	00日06時00分の予測	-				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位階を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意報（警戒解除）  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】に引下げ】〇〇川では、避難判断水位を下回る

（主 文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の□□水位観測所（□□市□□）では、「避難判断水位」を下回りました。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.XI				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.XI				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.XI				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式1 直轄河川洪水予報様式



正規

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意報（警戒解除）  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】に引下げ】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市△△）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に30ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇4時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇5時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇6時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 法水注意報  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、  
 今後、水位は上昇しない見込み**

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 特報	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



## (参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位 <sup>※</sup>	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位 <sup>※</sup>	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、	××県××市〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
静岡県ホームページ 気象庁ホームページ	<a href="http://sipcs.pref.shizuoka.jp/">http://sipcs.pref.shizuoka.jp/</a> <a href="https://fri.river.go.jp/">https://fri.river.go.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	

問い合わせ先

水位関係：〇〇土木事務所 維持管理課 電話：000-000-0000

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

※ 以降の様式2について、参考資料は、同様のものが添付される。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 法水注意報  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇土木事務所・群馬地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川では、当分の間、  
 氾濫注意水位付近の水位が続く見込み**

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■			

水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式

発表者 〇〇土木事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1次報告 機関名	第2次報告 機関名	第3次報告 機関名
-------------------------------	--------------	--------------	--------------

例

〇〇川<sup>河</sup>氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水注意報（発表）  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・<sup>河川</sup>〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川<sup>河</sup>では、氾濫注意水位に到達し、  
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2相当】〇〇川<sup>河</sup>の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XIX. 2 F	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XIX. 2 F	■■■■■			
	〇〇日〇〇時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇1時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇2時30分の予測	XIX. 1	■■■■■			
	〇〇日〇3時00分の予測	XIX. 1	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】に引下げ】〇〇川では、氾濫危険水位を下回る**

(主 文)

【警戒レベル3相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫危険水位」を下回りました。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、当分の間、  
 避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 特機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇の見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.XI	[Progress bar]			
	00日00時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日01時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日01時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日02時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日02時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日03時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.XI	[Progress bar]		
00日00時30分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
00日01時00分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
00日01時30分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
00日02時00分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
00日02時30分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
00日03時00分の予測		XXX.X	[Progress bar]			
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)		00日00時00分の状況	XXX.XI	[Progress bar]		
	00日00時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日01時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日01時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日02時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日02時30分の予測	XXX.X	[Progress bar]			
	00日03時00分の予測	XXX.X	[Progress bar]			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警戒(発表)  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報【洪水】】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号  
法 水 警  
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・静岡県気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川では、今後、  
氾濫危険水位に到達する見込み**

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 特機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時00分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 法 水 警  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所 〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、当分の間、  
 氾濫危険水位付近の水位が続く見込み**

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X→	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X→	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	00日00時00分の状況	XXX.X→	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 法 水 警  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
 〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、  
 氾濫のおそれあり**

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位閾を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式

発表者 〇〇土木事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------	--------------	--------------	--------------

〇〇

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生中

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	□×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水助回待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式

発表者 〇〇土木事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------	--------------	--------------	--------------

〇〇

〇〇川<sup>〇〇</sup>氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報【洪水】】〇〇川<sup>〇〇</sup>では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川<sup>〇〇</sup>では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。  
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がある可能性があります。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式

発表者 〇〇土木事務所 気象庁 〇〇地方気象台	第1受報者 機関名	第2受報者 機関名	第3受報者 機関名
-------------------------------	--------------	--------------	--------------

例

〇〇川氾濫発生情報（氾濫水の予報）

〇〇川洪水予報第〇号  
洪水警報  
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川では、（堤防決壊による）氾濫が続く

（主 文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地点（△△岸）付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での想定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

（氾濫水の予報）

〇×地点からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市市役所	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）	0～0.5m未満	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）
〇市郵便局	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）	0.5～1.0m未満	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）
△市公民館	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）	2.0～5.0m未満	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）
△市消防署	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）	5.0m以上	〇時〇〇分後（〇月〇日〇時〇〇分）

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

（雨量）

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X				
	〇〇日〇〇時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇1時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時30分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

## 〇〇川<sup>河</sup>氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意情報解除  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

### 〇〇川<sup>河</sup>では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 特報	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇 〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI				
	〇〇日〇〇時30分の予測	—				
	〇〇日〇1時00分の予測	—				
	〇〇日〇1時30分の予測	—				
	〇〇日〇2時00分の予測	—				
	〇〇日〇2時30分の予測	—				
	〇〇日〇3時00分の予測	—				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△ △)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI				
	〇〇日〇〇時30分の予測	—				
	〇〇日〇1時00分の予測	—				
	〇〇日〇1時30分の予測	—				
	〇〇日〇2時00分の予測	—				
	〇〇日〇2時30分の予測	—				
	〇〇日〇3時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□ □)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.XI				
	〇〇日〇〇時30分の予測	—				
	〇〇日〇1時00分の予測	—				
	〇〇日〇1時30分の予測	—				
	〇〇日〇2時00分の予測	—				
	〇〇日〇2時30分の予測	—				
	〇〇日〇3時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



様式2 県管理河川洪水予報発表形式



例

〇〇川氾濫注意情報（警戒情報解除）

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意報（警報解除）  
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分  
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報【洪水】に引下げ】〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み**

（主 文）

【警戒レベル2相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位階を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。



正 規

## 水 防 警 報 ( 出 動 )

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

**【現 況】**

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、  
〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）

（上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）

または

△△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）

（を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

**【被災状況】**

（自由に記入）

**【発 表】**

水防機関は出動してください。

**【特 記】**

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先  
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://river.go.jp/">http://river.go.jp/</a>

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。		
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。		
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。		
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。		
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水防警報発報受報用紙

川		水防警報第	号	準備	出動	情報	解除
		令和	年	月	日	時	分
		静岡県		富士 島田 袋井 浜松	土木事務所		
符号	順序	本 文					
イ		準備 時現在__の水位は__m__cmで{はん蓋注意(警戒)}水位{に達し}を越えて 出動					
ロ		時現在__の水位は__m__cmで					
ハ		{引続き 急激に}刻々上昇中である。 かんまんに					
ニ		これが最高水位と{考えられる}なった					
ホ		また {なお}上流__の水位は__m__cm 流量は__m <sup>3</sup> /s }で{急激に}上昇中である。 引続き 同じく 刻々 かんまんに					
ヘ		地方气象台発表の{大強雨 情報} {暴風 注意報} {風量 予報} によれば今後なお 上流山間部 降雨 {__県地方}に__mmの{大強豪雨}が予想される。					
ト		減水中である。					
チ		また {なお} {上流} __の {水位は__時に__m__cm } {流域は__時に__m <sup>3</sup> /s } 次第に {を最高として} {順調に} {減水している} {に下り} {かんまんに} {減水中である}					

通報機関名

発 信 者							
発 信 時 刻 (受)	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
受 信 者							

符号	順序	本 文	
リ		市 {町}__地先では{ 村	堤防法面が急激な水当たり 変化のため 漏水があるため 激しい漏水のため いぜんとして 溢水の恐れがあり 危険である {決壊が予想される} 危険な状態が続いている
ヌ		河川の水位は一旦減水するも 減水しつつあったが	{再び}増水することが考えられる 上昇し始めた
ル		本地区{の} { では} { 引き続き なお 今後の情報に注意し 水防団は出動し	嚴重に警戒 十分警戒 {水防に万全を期}せられたい 水防作業を開始 警戒
ヲ		本地区の水防警報を解除する。	
ワ		(イ~ヲ以外の補足事項)	

水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位
潤井川	潤井川橋	富士	m 1.80	m 2.30	m
	勝草橋	島田	1.50	2.00	2.25
瀬戸川	入江橋	"	1.80	2.50	
	支川(朝比奈川) 横内橋	"	1.80	2.50	2.80

河川名	観測所名	事務所名	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位
太田川	幹川	天方 袋井	m 1.40	m 1.90	m 2.40
		新貝 "	3.00	3.50	4.30
	支川(原野谷川)	山名 "	5.00	5.70	6.50
		吉岡橋 "	2.70	3.20	
都田川	幹川	落合橋 浜松	2.50	2.70	2.80
	支川(井伊谷川)	坂田橋 "	0.90	1.90	2.40

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇時 〇〇分 発表  
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇.〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所(受け持ち区間: ■■■市※※地区～□□町◎◎地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

\*その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイボスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

様式6-1 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請  
様式一1(派遣要請様式)

第 号  
令和 年 月 日

国土交通省  
〇〇〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇市・町 災害対策本部長  
〇〇市・町長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため

2. 要請箇所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)

3. 引渡希望日 令和 年 月 日 時 分

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇  
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の  
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 操作要員等  
操作員 不必要・必要( 名)  
保守員 不必要・必要( 名)  
設置・撤去員 不必要・必要( 名)  
設置機械(クレーン等) 不必要・必要( 機械 台)

第 号  
令和 年 月 日

〇〇市・町 災害対策本部長  
〇〇市・町長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省  
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

### 災害対策用資機材等の派遣について(回答)

標記について、下記のとおり出動を指示した旨を回答する。

#### 記

1. 引き渡し場所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)  
〇〇〇〇〇〇事務所

2. 引き渡し日 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

5. 要請資機材の  
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 派遣予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 派遣操作要員等  
操作員 〇名  
保守員 〇名  
設置、撤去員 〇名  
設置機械(クレーン等) 機械 〇台

# 水防管理団体水防活動実施報告書

令和      年      月      日

水防管理団体名 \_\_\_\_\_ 作成責任者 \_\_\_\_\_

出 水 の 概 要	川 警戒水位 m 雨量 mm										
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸 地 先 m										
日 時	自 至 月 日 時 時				所 人 件 物 件 費 費 合 計 使 用 資 材	管理団体		県支給分	その他	計	
						手当て	円	円	円	円	
出 動 人 員	水防団員		消防団員			その他		合計			
	人	人	人	人							
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工 法 箇 所 m										
						資材費					
						器材費					
						雑 費					
水 防 の 効 果 結 果						計					
						公用負担					
						合 計					
						かます、俵	枚	枚	枚	枚	
						万年、土俵	枚	枚	枚	枚	
水 防 の 効 果 結 果						な わ	Kg	Kg	Kg	Kg	
						丸 太	枚	枚	枚	枚	
						そ の 他					
						県 の 応 援 状 況					
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況	立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由										
そ の 他 の 出 動 状 況	水 防 関 係 傷 害										
居 住 者 の 出 動 状 況	水 防 功 勞 者 の 氏 名 所 属 年 齢 及 び そ の 功 績 概 要										
雨 量 水 位 の 状 況											
公 用 負 担 内 容											
他 団 体 の 応 援 状 況						水 防 活 動 に 関 す る 反 省 点					
警 察 官 の 応 援 状 況	備 考										

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。  
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。  
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。  
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。



## 管内水防活動実施報告書

令和 年 月 日  
 水防区(土木事務所)名 \_\_\_\_\_ 作成責任者 \_\_\_\_\_

出水の概況	水防実施個所	水防開始の日時 及び終結日時	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			( 人)		
			消防団員		
			人		
			( 人)		
			その他		
			人		
			( 人)		
			合計		
			人		
			( 人)		
水防の効果		被害	所要経費概要		
			区分	水防区	水防管理団体
堤防	m	m	内 訳	人 件 費	
田	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		費	
畑	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
家屋	戸	戸			
鉄道	m	m			
道路	m	m		計	
			所要資材概要		
			かます・俵		
			なわ		
			丸太		
			その他		

- (注) 1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式7を集計して様式8を作成すること。  
 2 様式8は様式7の写しを添付して、水防本部長(知事)に2部提出すること。  
 3 出動人員には、パトロール等も含む。

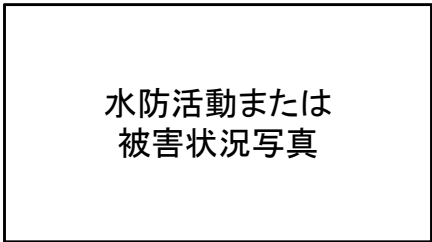
# 令和〇年台風〇号における水防活動

## (〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)

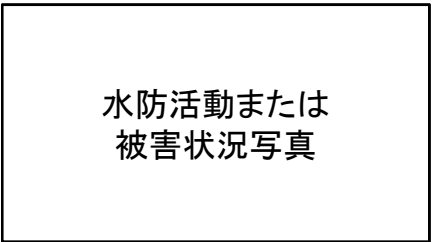
**〇概要**

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、野辺〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

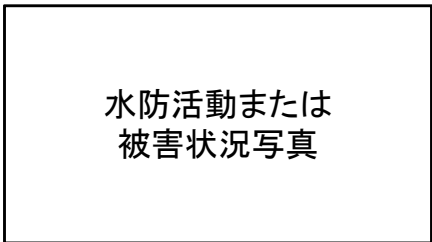
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積土のう(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>



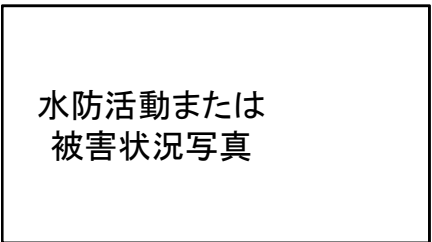
〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視



〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工



〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



## 別 表

第 1 表	出勤可能人員	105
第 2 表	水防団の組織と管轄区域	106
第 3 表	消防団一覧	109
第 4 表	重要水防箇所一覧	111
第 5 表	湛水注意箇所一覧	120
第 6 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧	121
第 7 表	ダム一覧	122
第 8 表	水防上注意を要する水門等一覧	123
第 9 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧	131
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧	134
第 11 表	サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）	137
第 12 表	浜松市土木防災情報システム	139
第 13 表	雨量観測所一覧	141
第 14 表	水位観測所一覧	147
第 15 表	監視カメラ一覧表	155
第 16 表	水防区連絡系統図	158
第 17 表	水位の種類及び内容	159
第 18 表	浸水想定区域内の地下街等	162
	水防警報河川水位観測所横断図	163

# 第1表 出動可能人員

表 1-1 出動可能人員

市	指 定 非指定	水防管理 団 体	水防団・消防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
浜松市	指	浜松市	浜松市 水防団 消防団	人 752 2,184	浜松市 全 域	1級河川 2級河川 海 岸	385,470 191,150 17,481	天竜川・水窪川 都田川・馬込川 井伊谷川・芳川

※水防団、消防団員数はR5.4.1現在。

## 第2表 水防団の組織と管轄区域

表2-1 水防団の組織と管轄区域

(全17分団)

名 称	位 置	管 轄 区 域
上島分団	浜松市浜名区上島 539番16地先	浜名区上島地内における天竜川及びその支流
中瀬北分団	浜松市浜名区中瀬 6264番4地先	浜名区中瀬(中瀬2区、中瀬3区、及び中瀬8区)地内における天竜川及びその支流
中瀬南分団	浜松市浜名区中瀬 4678番5地先	浜名区中瀬(中瀬4区、中瀬5区、中瀬6区、及び中瀬7区)地内における天竜川及びその支流
竜池北分団	浜松市浜名区八幡 551番地先	浜名区八幡、永島及び上善地地内における天竜川及びその支流
竜池南分団	浜松市浜名区高菌 992番10地先	浜名区善地及び高菌地内における天竜川及びその支流
浜北西分団	浜松市浜名区新原 3798番地の1	浜名区小林、平口(本村、新田及び法師軒)及び新原(下善、本村)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
浜名分団	浜松市浜名区内野 1548番地	浜名区小松(小松八幡、尾島、本町、西向、及び沖)及び内野(内野西、内野下、内野上、内野小島)地内における馬込川、御陣屋川及びその支流
笠井分団	浜松市中央区常光町 1220番5地先	中央区笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町及び常光町地内における天竜川及びその支流
中ノ町分団	浜松市中央区中野町 3164番地	中央区材木町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町及び国吉町地内における天竜川及びその支流
飯田分団	浜松市中央区飯田町 1479番地	中央区渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町及下飯田町地内における天竜川及びその支流
芳川分団	浜松市中央区参野町 402番地	中央区頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、兎野町、御給町及び下江町地内における天竜川、芳川及びその支流
河輪分団	浜松市中央区東町 695番地の1	中央区富屋町、西町、東町、長田町、河輪町及び三新町地内における天竜川及びその支流
五島分団	浜松市中央区西島町 510番地の5	中央区江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目及び遠州浜四丁目地内における天竜川、芳川、馬込川及びその支流並びに海岸
白脇分団	浜松市中央区寺脇町 1732番地	中央区瓜内町(1番地から1813番地までを除く)楊子町、三島町、瓜内町(1番地から1813番地まで)、白羽町、中田島町、寺脇町及び福塚町地内における馬込川、芳川及びその支流並びに海岸
都田分団	浜松市浜名区都田町 5563番地の16	浜名区都田町、滝沢町、鷺沢町、新都田一丁目、新都田二丁目、新都田三丁目、新都田四丁目及び新都田五丁目地内における都田川及びその支流
入野分団	浜松市中央区入野町 9894番地の2	中央区佐鳴台一丁目、佐鳴台二丁目、佐鳴台三丁目、佐鳴台四丁目、佐鳴台五丁目及び佐鳴台六丁目、入野町、西鴨江町、志都呂町、大平台一丁目、大平台二丁目、大平台三丁目及び大平台四丁目地内における新川、堀留川、東神田川、九領川及びその支流
伊佐見分団	浜松市中央区伊左地町 61番地の1	中央区伊左地町、佐浜町、大人見町及び古人見町地内における都田川、伊佐地川及びその支流

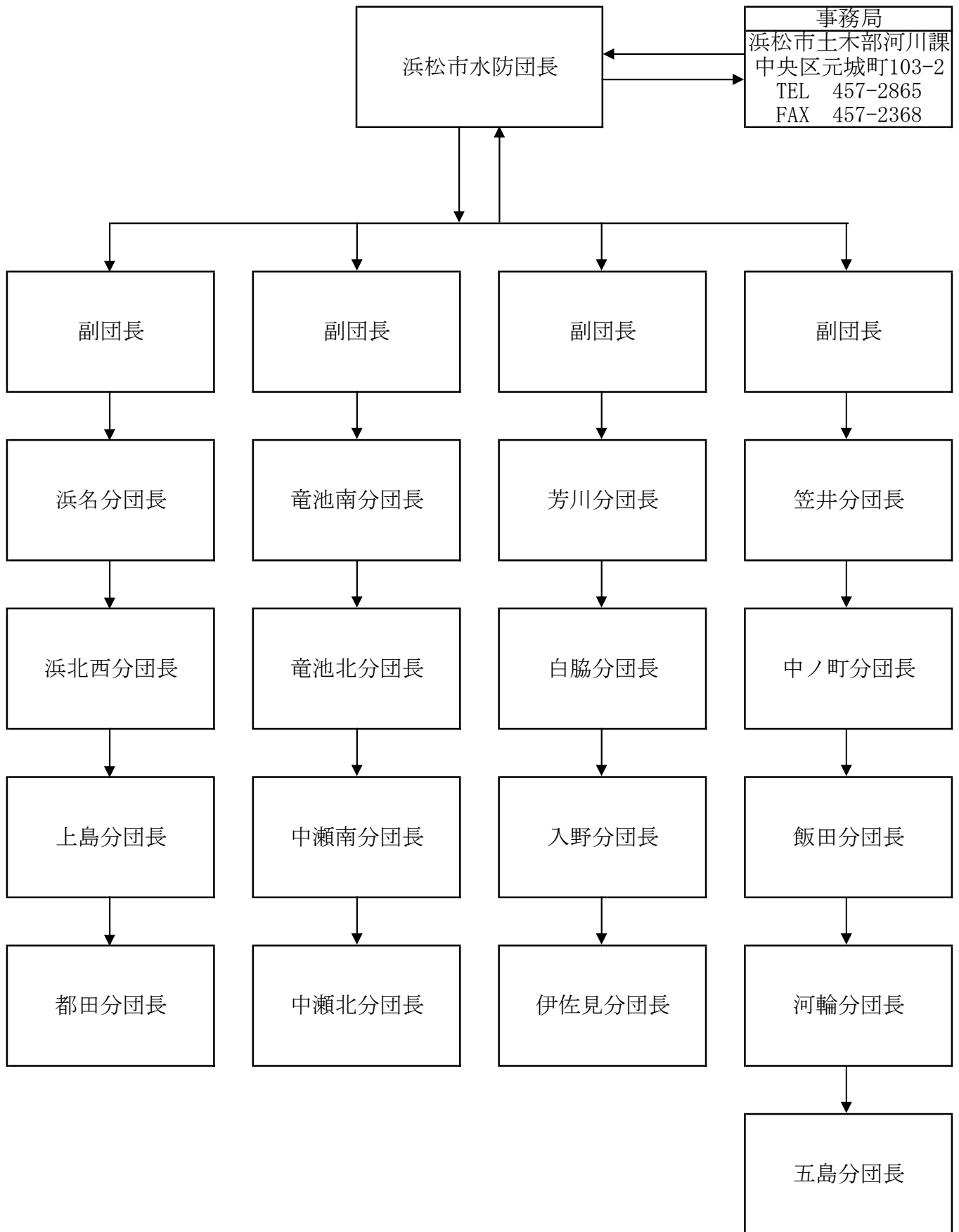
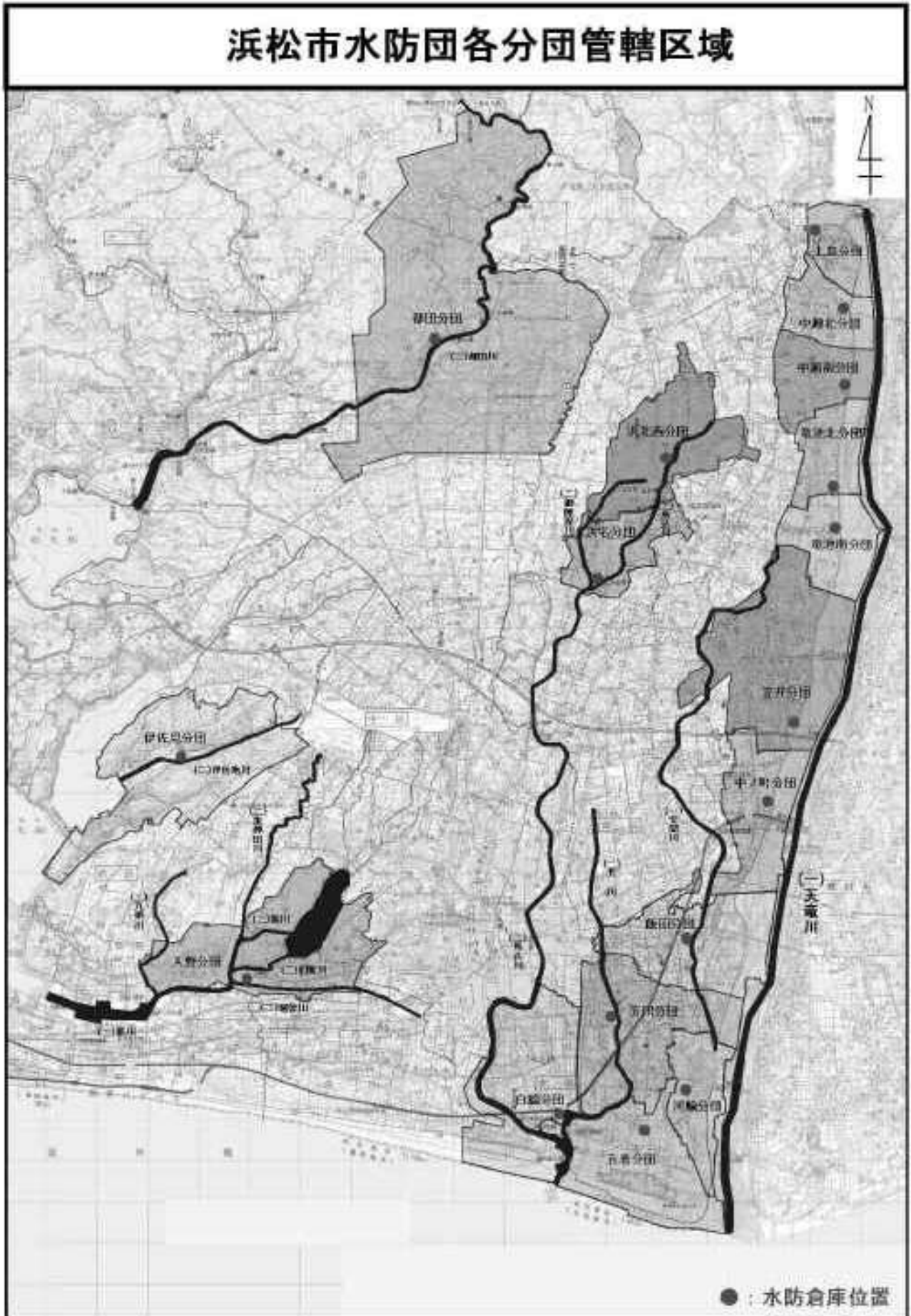


図2-1 水防団連絡系統図

图2-2 水防团管辖区域图



## 第3表 消防団一覽

表3-1 消防団一覽

消防支団名等	団本部名	所在地	電話	備考
	団本部	中央区下池川町19番1号	475-0119	
中支団	支団本部	中央区下池川町19番1号	475-0119	
〃 (第1方面隊)	浜松第1分団	中央区元城町218番地の28	452-2251	
〃 〃	浜松第2分団	中央区中央二丁目9番20号	452-2252	
〃 〃	浜松第3分団	中央区布橋二丁目13番13号	474-4499	
〃 〃	浜松第6分団	中央区下池川町33番3	474-4103	
〃 (第2方面隊)	浜松第4分団	中央区東伊場二丁目4番1号	456-8995	
〃 〃	浜松第5分団	中央区北寺島町212番地の3	453-8405	
〃 〃	浜松第12分団	中央区上浅田町一丁目12番30号	453-2783	
〃 〃	浜松第16分団	中央区鴨江町二丁目1番11号	452-3612	
〃 (第3方面隊)	浜松第7分団	中央区相生町8番7号	464-6551	
〃 〃	浜松第9分団	中央区曳馬六丁目10番29号	472-2872	
〃 〃	浜松第11分団	中央区助信町50番3号	463-1528	
〃 〃	浜松第15分団	中央区野口町616番地	461-3386	
〃 (第4方面隊)	浜松第8分団	中央区富塚町1714番地の1	474-3477	
〃 〃	浜松第10分団	中央区幸五丁目17番1号	473-0997	
〃 〃	浜松第28分団	中央区花川町1908番地の4	436-2928	
〃 〃	浜松第29分団	中央区三方原町970番地の1	436-1100	
〃 〃	浜松第30分団	中央区豊岡町411番地の2	437-3210	
東支団	支団本部	中央区篠ヶ瀬町1374番地	460-0119	
〃 (第1方面隊)	浜松第14分団	中央区神立町480番地の7	463-8561	
〃 〃	浜松第20分団	中央区篠ヶ瀬町1376番地	464-3198	
〃 〃	浜松第24分団	中央区中野町4212番地	421-5041	
〃 (第2方面隊)	浜松第21分団	中央区市野町1768番地	421-9731	
〃 〃	浜松第22分団	中央区笠井町479番地の1	433-9850	
〃 〃	浜松第34分団	中央区有玉北町559番地	433-6520	
西支団	支団本部	中央区馬郡町4074番地の1	592-0134	
〃 (第1方面隊)	浜松第32分団	中央区大久保町119番地の1	485-5170	
〃 〃	浜松第33分団	中央区入野町9856番地の1	448-0065	
〃 〃	浜松第38分団	中央区篠原町20540番地の2	449-2236	
〃 (第2方面隊)	浜松第36分団	中央区佐浜町5252番地の1	486-2645	
〃 〃	浜松第37分団	中央区和地町1769番地	486-0098	
〃 〃	浜松第39分団	中央区白洲町295番地の3	487-1207	
〃 〃	浜松第40分団	中央区村楠町3337番地の3	489-2323	
〃 (第3方面隊)	浜松第43分団	中央区舞阪町舞阪2701番地の9	592-8860	他車庫あり
〃 〃	浜松第45分団	中央区雄踏町宇布見9251番地の2	477-0809	
〃 〃	浜松第46分団	中央区雄踏町宇布見7784番地の4	555-2166	
南支団	支団本部	中央区森田町98番地	442-0119	
〃 (第1方面隊)	浜松第13分団	中央区白羽町595番地	441-1119	
〃 〃	浜松第19分団	中央区新橋町1119番地	441-5836	
〃 〃	浜松第41分団	中央区若林町925番地の1	447-8854	
〃 (第2方面隊)	浜松第17分団	中央区西島町510番地の3	425-8773	
〃 〃	浜松第18分団	中央区東町660番地の1	425-9314	
〃 〃	浜松第26分団	中央区芳川町325番地の1	464-8822	
〃 〃	浜松第27分団	中央区飯田町1040番地	464-3831	



消 防 支 団 名 等	団 本 部 名	所 在 地	電 話	備 考
北支団	支団本部	浜名区細江町三和2173番地の7	527-0119	
〃 (第1方面隊)	浜松第31分団	浜名区都田町5796番地の1	428-6119	
〃 〃	細江中央分団	浜名区細江町気賀212番地の3	523-2708	
〃 〃	細江第4分団	浜名区細江町中川7172番地の98	522-3993	
〃 〃	細江第5分団	浜名区細江町中川2857番地の2	522-2494	
〃 (第2方面隊)	引佐第1分団	浜名区引佐町井伊谷2109番地の2	無	他車庫あり
〃 〃	引佐第2分団	浜名区引佐町栴窪622番地の6	無	他車庫あり
〃 〃	引佐第3分団	浜名区引佐町伊平586番地の4	544-0445	他車庫あり
〃 〃	引佐第4分団	浜名区引佐町田沢728番地の9	無	他車庫あり
〃 (第3方面隊)	三ヶ日第1分団	浜名区三ヶ日町三ヶ日613番地の1	525-3000	
〃 〃	三ヶ日第2分団	浜名区三ヶ日町福長388番地の2	524-3000	
〃 〃	三ヶ日第4分団	浜名区三ヶ日町都筑1162番地の56	526-1131	
浜北支団	支団本部	浜名区西美園58番地	586-0119	
〃 (南方面隊)	浜名分団	浜名区内野861番地	586-4281	
〃 〃	北浜分団	浜名区横須賀800番地の4	586-4283	
〃 〃	北浜東分団	浜名区東美園901番地4	586-4284	
〃 (北方面隊)	浜北北部分団	浜名区中瀬3143番地の1	588-2996	
〃 〃	龜玉分団	浜名区宮口3056番地の5	582-2398	
天竜支団	支団本部	天竜区二俣町二俣481番地	922-0119	
〃 (天竜方面隊)	天竜第1分団	天竜区二俣町二俣1809番地の1	925-7455	他車庫あり
〃 〃	天竜第3分団	天竜区二俣町鹿島556番地	925-7411	
〃 〃	天竜第4分団	天竜区山東2154番地の4	925-8899	他車庫あり
〃 〃	天竜第5分団	天竜区船明101番地の2	926-3780	他車庫あり
〃 〃	天竜第6分団	天竜区只来1113番地	924-0817	他車庫あり
〃 〃	天竜第7分団	天竜区横山町745番地の19	923-0299	他車庫あり
〃 〃	天竜第8分団	天竜区石神1141番地の5	無	他車庫あり
〃 〃	天竜第10分団	天竜区西藤平1536番地の5	928-0899	他車庫あり
〃 〃	天竜第11分団	天竜区熊2061番地の1	929-0678	
〃 (春野方面隊)	春野第1分団	天竜区春野町堀之内30番地	985-0537	他車庫あり
〃 〃	春野第2分団	天竜区春野町石打松下196番地の1	986-0364	他車庫あり
〃 〃	春野第3分団	天竜区春野町気田524番地の7	989-1169	他車庫あり
〃 (佐久間方面隊)	佐久間第1分団	天竜区佐久間町浦川2935番地の1	967-3622	他車庫あり
〃 〃	佐久間第2分団	天竜区佐久間町奥領家1528番地の4	987-2592	他車庫あり
〃 (水窪方面隊)	水窪第1分団	天竜区水窪町奥領家2935番地の2	987-1133	他車庫あり
〃 〃	水窪第2分団	天竜区水窪町奥領家3388番地の10	987-0265	他車庫あり

## 第4表 重要水防箇所一覧

市内全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、气象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯及び急傾斜地帯が考えられるが、浜松市内において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。

表 4-1 浜松市内重要水防箇所一覧（河川海岸関係）

重要水防箇所		河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
水防区	直轄	1	81	51,230	0	0	0	81	51,230
	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609

表4-2-1 直轄区間重要水防箇所(重要度A)

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
		区	町・大字							
7	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋		左	290	27.50K+50m ～ 27.75K+140m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重7
		天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園							
8	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋		左	290	27.50K+50m ～ 27.75K+140m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重7
		天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園							
9	天竜川	塩見渡橋上流		左	100	28.25K-100m ～ 28.25K	A	暫定堤防	積土のう工	天重8
		天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園							
10	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ		左	260	33.00K+80m ～ 33.50K+30m	A	暫定堤防	積土のう工	天重9
		天竜区	おおかわ 大川							
11	天竜川	横山橋より下流		左	450	36.50K+50m ～ 37.00K+50m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重10
		天竜区	ややま 谷山							
12	天竜川	横山橋より下流		左	450	36.50K+50m ～ 37.00K+50m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重10
		天竜区	ややま 谷山							
13	天竜川	気田川流入部～秋葉橋		左	730	39.50K+30m ～ 40.5K	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重11
		天竜区	おがわ 小川							
14	天竜川	気田川流入部～秋葉橋		左	730	39.50K+30m ～ 40.5K	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	
		天竜区	おがわ 小川							
15	天竜川	雲名橋下流		左	250	41.0k-120m ～ 41.0k+130m	A	暫定堤防	積土のう工	天重12
		天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉							
16	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋		左	250	46.0K+125m ～ 46.25K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重13
		天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉							
17	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋		左	250	46.0K+125m ～ 46.25K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	
		天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉							
18	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間支所～佐久間中学校		左	200	電発No. 46+15m ～ 電発No. 47+50m	A	暫定堤防 河積不足	積土のう工	天重14
		天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間							
19	天竜川	佐久間中学校		左	490	電発No. 47+50m ～ 電発No. 50-55m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重14
		天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間							
20	天竜川	佐久間中学校		左	490	電発No. 47+50m ～ 電発No. 50-55m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重14
		天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間							
21	天竜川	中部大橋～佐久間高校		左	1,700	電発No. 54 ～ 電発No. 62+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重15
		天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部							
22	天竜川	中部大橋～佐久間高校		左	1,700	電発No. 54 ～ 電発No. 62+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重15
		天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部							
23	天竜川	佐藤板金工作所		右	30	2.0K+165m ～ 2.0K+195m	A	S57.8.2漏水 一部対策漏れ 区間	月の輪工	天重16
		中央区	さんしんちょう 三新町							
24	天竜川	米沢川合流点		右	150	28.50K+110m ～ 28.75K-30m	A	無堤	積土のう工	
		天竜区	みなざわ 米沢							
25	天竜川	月橋		右	170	33.75K+90m ～ 34.00K	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	
		天竜区	つき 月							

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を 要する 理由	水防 工法	備考
		区	町・大字							
26	天竜川	月橋		右	170	33.75K+90m ～ 34.00K	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	
		天竜区	つき 月							
27	天竜川	横山樋管～天白神社		右	570	37.0K+130m ～ 37.50K	A	無堤 (越水(溢水))	積土のう工	天重21
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
28	天竜川	横山樋管～天白神社		右	570	37.0K+130m ～ 37.50K	A	無堤 (堤体漏水)	積土のう工	天重21
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
29	天竜川	浜名製材～竜山大橋		右	550	44.0K+170m ～ 44.75K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重22
		天竜区	たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣							
30	天竜川	浜名製材～竜山大橋		右	550	44.0K+170m ～ 44.75K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重22
		天竜区	たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣							
31	天竜川	飯田線天竜橋より上流		右	200	電発No.49+100m ～ 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重23
		天竜区	さくまちょうはんば 佐久間町半場							
32	天竜川	飯田線天竜橋より上流		右	200	電発No.49+100m ～ 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重23
		天竜区	さくまちょうはんば 佐久間町半場							
33	天竜川	佐久間小学校～中部橋		右	650	電発No.51 ～ 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (越水(溢水))	積土のう工	天重24
		天竜区	さくまちょうはんば 佐久間町半場							
34	天竜川	佐久間小学校～中部橋		右	650	電発No.51 ～ 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (堤体漏水)	積土のう工	天重24
		天竜区	さくまちょうはんば 佐久間町半場							
35	天竜川	佐久間小学校～中部橋		右	260	電発No.54+80m ～ 電発No.55+150m	A	暫定堤防	積土のう工	天重24
		天竜区	さくまちょうはんば 佐久間町半場							
重要度A・小計		河川：29箇所			13,350					

表4-2-2 直轄区間重要水防箇所（重要度B）

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を 要する 理由	水工 防法	備考
		区	町・大字							
32	天竜川	鹿島橋上流		左	140	25.25K+70m ～ 25.50K+70m	B	河積不足		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
33	天竜川	二俣城跡下流		左	160	25.9K ～ 26.1K	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
34	天竜川	二俣城跡下流		左	160	25.9K ～ 26.1K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
35	天竜川	塩見渡橋上下流		左	500	27.75K ～ 28.25K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
36	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ		左	230	32.75K+100m ～ 33.00K+80m	B	河積不足		
		天竜区	おおかわ 大川							
37	天竜川	気田川合流点		左	50	39.75K+100m ～ 39.75K+150m	B			
		天竜区	ちくさ 千草							
38	天竜川	平沢川～雲名橋下流200m		左	250	41.00K-120m ～ 41.00K+130m	B	無堤		
		天竜区	ひがしうんな 東雲名							
39	天竜川	雲名橋上下流		左	1,300	41.05K ～ 42.35K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	ひがしうんな 東雲名							
40	天竜川	雲名橋		左	950	41.25K+120m ～ 42.25K+140m	B	河積不足		
		天竜区	ひがしうんな 東雲名							
41	天竜川	琴平神社		左	130	46.0k ～ 46.0k+160m	B	河積不足		
		天竜区	ひがしうんな 東雲名							
42	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間支所		左	240	電発No.46+15m ～ 電発No.48-60m	B	暫定堤防		
		天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間							
43	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間支所		左	240	電発No.46+15m ～ 電発No.48-60m	B	根固め洗掘		
		天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間							
44	天竜川	西遠浄化センター		右	220	0.8K+120m ～ 1.0K+100m	B	河積不足	積土のう工	
		中央区	まつしまちょう 松島町							
45	天竜川	遠州大橋200m下流より上流		右	1,050	1.4K+36m ～ 2.6K	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	
		中央区	さんしんちょう 三新町							
46	天竜川	遠州大橋上流		右	390	1.8K ～ 2.0K+165m	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		中央区	さんしんちょう 三新町							
47	天竜川	遠州大橋～掛塚橋		右	1,470	1.8K ～ 3.2K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		中央区	さんしんちょう 三新町							
48	天竜川	遠州大橋上流		右	450	2.0K+120m ～ 2.4K+110m	B	河積不足	積土のう工	
		中央区	かわわちょう 河輪町							
49	天竜川	遠州大橋上流～掛塚橋		右	1,045	2.0K+195m ～ 3.2K	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		中央区	さんしんちょう 三新町							
50	天竜川	河輪水準基標上流		右	560	2.6K+100m ～ 3.2K+100m	B	河積不足	積土のう工	
		中央区	かわわちょう 河輪町							
51	天竜川	安間川合流点～社護司神社		右	820	4.0K+120m ～ 4.8k+110m	B	河積不足	積土のう工	
		中央区	おいまちょう 老間町							

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を 要する 理由	水防 工法	備考
		区	町・大字							
52	天竜川	安間川合流点～三喜工業所		右	150	4.2K+114m ～ 4.6K+115m	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	
		中央区	おいまちよう 老間町							
53	天竜川	ソニー浜松		右	580	5.4K+110m ～ 6.0K+90m	B	河積不足		
		中央区	おいまちよう 老間町							
54	天竜川	ソニー浜松		右	180	5.6K+170m ～ 5.8K+150m	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	天重17
		中央区	おいまちよう 老間町							
55	天竜川	東海道新幹線～天竜川橋		右	2,915	6.4K ～ 9.2K	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		中央区	つるみちよう なかのまち 鶴見町～中野町							
56	天竜川	JR東海道線橋梁上下流		右	460	7.4K+110m ～ 7.8K+120m	B	河積不足		
		中央区	つるみちよう 鶴見町							
57	天竜川	新天竜川橋上流		右	90	9.6K+135m ～ 9.8K+75m	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり		天重18
		中央区	なかのまち 中野町							
58	天竜川	新天竜川橋上流		右	50	9.8K+150m ～ 10.0K	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり		天重19
		中央区	なかのまち 中野町							
59	天竜川	西建生コン資材置き場より下流		右	250	10.2K+60m ～ 10.4K	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	
		中央区	なかのまち 中野町							
60	天竜川	黒田樋管付近		右	210	10.6K+100m ～ 10.8K+110m	B	河積不足	積土のう 工	
		中央区	なかのまち じょうこうちよう 中野町～常光町							
61	天竜川	黒田樋管付近		右	170	11.0K+80m ～ 11.2K+90m	B	河積不足	積土のう 工	
		中央区	なかのまち じょうこうちよう 中野町～常光町							
62	天竜川	かささぎ大橋上下流		右	1,545	12.2K ～ 13.8K	B	堤防脆弱性指 標による判定		
		中央区	とよにしちよう 豊西町							
63	天竜川	かささぎ大橋下流		右	200	12.8K ～ 13.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	
		中央区	とよにしちよう 豊西町							
64	天竜川	かささぎ大橋上流～浜北大橋下流		右	3,740	13.8K ～ 17.8K	B	堤防脆弱性指標によ る判定 すべり破壊の安全性 Fs不足		
		中央区	ゆたかちよう ながしま 豊町～永島							
65	天竜川	かささぎ大橋上流～八幡団地		右	2,770	14.0K ～ 17.0K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		中央区	ゆたかちよう やわた 豊町～八幡							
66	天竜川	竜南緑地公園上流		右	160	15.2K+80m ～ 15.4K+80m	B	河積不足		
		浜名区	りゅうなん 竜南							
67	天竜川	八雲神社		右	420	17.8K ～ 18.2K	B	堤防脆弱性指 標による判定		
		浜名区	ながしま 永島							
68	天竜川	浜北大橋～浜名ワークス		右	4,240	18.2K ～ 22.6K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		浜名区	ながしま かみじま 永島～上島							
69	天竜川	浜北清掃センター～中瀬南分団水防倉庫		右	605	18.8K ～ 19.4K	B	堤防脆弱性指 標による判定		
		浜名区	なかぜ 中瀬							
70	天竜川	浜北滑空場		右	100	22.2K+40m ～ 22.4K	B	R4巡視結果		
		浜名区	かみじま 上島							

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を 要する 理由	水 防 法 工 法	備考
		区	町・大字							
71	天竜川	鹿島橋上流		右	450	25.5K+200m ～ 26.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工	木流し工	
		天竜区	わたがしま 渡ヶ島							
72	天竜川	阿多古川合流点		右	170	25.9K-50m ～ 25.75K+120m	B	暫定堤防	積土のう工	
		天竜区	わたがしま 渡ヶ島							
73	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺		右	2,070	25.9K ～ 27.5K	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		天竜区	わたがしま 渡ヶ島							
74	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺		右	2,070	25.9K ～ 27.5K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	わたがしま 渡ヶ島							
75	天竜川	阿多古川合流点上流		右	570	26.5K+130m ～ 27.0K+100m	B	河積不足 小段不足 断面不足	積土のう工	
		天竜区	わたがしま 渡ヶ島							
76	天竜川	横山川合流点上下流		右	820	36.75K ～ 37.5K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
77	天竜川	横山防水倉庫～横山川学校橋		右	290	37.0K-160m ～ 37.0K+130m	B	暫定堤防	積土のう工	
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
78	天竜川	横山川合流点		右	280	36.85K ～ 37.0K+130m	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
79	天竜川	竜山大橋下流		右	780	44.25K ～ 45.0K	B	パイピング破 壊安全度i超 過		
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
80	天竜川	竜山大橋下流		右	130	44.75K+150m ～ 45.0K	B	すべり破壊の 安全性Fs不足		
		天竜区	よこやまちょう 横山町							
81	天竜川	秋葉ダム下流		右	200	46.50K-100m ～ 46.50K+100m	B	河積不足	積土のう工	
		天竜区	たつやまちょうおおみね 龍山町大嶺							
82	天竜川	不動沢橋～瀬尻橋300m上流		右	560	電発No13 ～ 電発No.15	B	暫定堤防	積土のう工	
		天竜区	たつやまちょうせじり 龍山町瀬尻							
83	天竜川	中部橋		右	300	電発No53-40m ～ 電発No.55+150m	B	根固め洗掘		
		天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部							
重要度B・小計		河川：52箇所			37,880					

表4-2-3 直轄区間重要水防箇所（要注意箇所）

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を 要する 理由	水工 防法	備考
		区	町・大字							
8	天竜川	八幡神社～天竜授産所		左	200	25.9k ～ 26.1k	要 注 意	旧川跡 (二俣川合流 点)		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
9	天竜川	五島東・河輪排水樋管より下流		右	340	0.4k+30m ～ 0.6k+170m	要 注 意	旧川跡 (S20ごろの河 口付近)		
		中央区	まつしまちょう 松島町							
10	天竜川	五島東・河輪排水樋管～三新町下公会堂		右	370	0.6k+205m ～ 1k+160m	要 注 意	旧川跡 (S20ごろの河 口付近)		
		中央区	さんしんちょう 三新町							
11	天竜川	安間川合流点		右	700	3.4k+110m ～ 4k+210m	要 注 意	旧川跡 (旧西派川合 流点)		
		中央区	ひがしまち 東町							
12	天竜川	エステック～JR東海道線橋		右	1,370	6.4k+130m ～ 7.8k	要 注 意	旧川跡 (旧西派川分 派点)		
		中央区	しんがいちょう ざいもくちょう 新貝町～材木町							
14	天竜川	天竜川大平運動公園～山宗浜松工場		右	470	21.4k ～ 21.8k+50m	要 注 意	旧川跡 (大平川合流 点)		
		浜名区	なかげ 中瀬							
15	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜川橋より下流		右	50	24.4k+40m ～ 24.4k+90m	要 注 意	旧川跡 (大平川分派 点)		
		浜名区	かみじま 上島							
16	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜川橋より下流		右	310	24.4k+90m ～ 24.6k+180m	要 注 意	旧川跡 (大平川分派 点)		
		天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島							
要注意箇所・合計		河川：8箇所			3,810					



表4-3-1 県管理重要水防箇所（重要度A）

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
		区	町・大字							
1	安間川	安間川橋～市野橋		左右	4,801	3.2K+19m ～ 8.0K+20m	A	断面狭小	積土のう工	一級
		中央区	いいだちょう いちのちょう 飯田町～市野町							
2	馬込川	三合橋～新橋		左右	300	18.3K+50m ～ 18.6K+50m	A	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	うちの こまつ 内野～小松							
3	芳川	丸塚橋～今枝染工棚		左右	287	9.2K+33m ～ 9.5K+20m	A	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区	まるつかちょう かみあらかちょう 丸塚町～上新屋町							
重要度A・小計		3箇所			5,388					

表4-3-2 県管理重要水防箇所（重要度B）

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由	水防工法	備考
		区	町・大字							
4	水窪川	水窪橋下流300m～翁川合流点		左右	1,600	16.9K ～ 18.5K	B	断面狭小	積土のう工	一級
		天竜区	みさくぼちょうおくりょうけ 水窪町奥領家							
5	気田川	豊岡橋上流～県道水窪森線交点		左右	1,020	30.4K+89m ～ 31.5K+9m	B	断面狭小	積土のう工	一級
		天竜区	はるのちょうとよおかうえつた 春野町豊岡植田							
6	杉川	篠原橋上流～林道新仙郷橋		左右	950	0.5K+50m ～ 1.5K	B	断面狭小	積土のう工	一級
		天竜区	はるのちょうとよおかしのはら 春野町豊岡篠原							
7	米沢川	米沢橋上流230mから上流へ		左右	250	0.5K+50m ～ 0.8K	B	越水	積土のう工	一級
		天竜区	みなざわ 米沢							
8	安間川	市場橋～安間川橋		左右	969	2.2K+50m ～ 3.2K+19m	B	断面狭小	積土のう工	一級
		中央区	しんがいちょう いいだちょう 新貝町～飯田町							
9	安間川	市野橋～瑞国橋		左右	5,680	8.0K+20m ～ 13,7K	B	断面狭小	積土のう工	一級
		中央区	いちのちょう かさいかみまち 市野町～笠井上町							
10	馬込川	河口～三合橋		左右	18,350	0.0K ～ 18.3K+50m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区～浜名区	えのしまちょう うちの 江之島町～内野							
11	馬込川	新橋～緑花木センター		左右	4,580	18.6K+50m ～ 23.2K+30m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	こまつ しんばら 小松～新原							
12	芳川	鼠野橋～丸塚橋		左右	6,933	2.8K ～ 9.2K+33m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区	ねずみのちょう まるつかちょう 鼠野町～丸塚町							
13	堀留川	新川合流点～蜷塚排水路合流点下流100m		左右	2,100	0.0K ～ 2.1K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区	いりのちょう 入野町							
14	堀留川	鴨江排水路合流点(西伊場第三公園)～大島橋		左右	1,260	2.6K ～ 3.8K+60m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区	ひがしわかばやしちょう 東若林町							
15	東神田川	新川合流点～うめがや橋上流150m		左右	500	0.0K ～ 0.5K	B	越水	積土のう工	二級
		中央区	かみがやちょう 神ヶ谷町							

番号	河川名	ランドマーク及び地先名		左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由	水防 工法	備考
		区	町・大字							
16	東神田川	山神橋～神田橋		左右	1,200	4.6K ～ 5.8K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		中央区	にしやまちょう 西山町							
18	釣橋川	岩成橋から上流へ		左右	350	3.0K ～ 3.3K+50m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	みつかびちょうただき 三ヶ日町只木							
19	日比沢川	森川橋の500m下流域		左右	50	2.5K+60m ～ 2.6K+10m	B	越水	積土のう工	二級
		浜名区	みつかびちょうひびさわ 三ヶ日町日比沢							
20	日比沢川	森川橋から上流へ		左右	950	3.4K+70m ～ 4.4K+20m	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	みつかびちょうほんざか 三ヶ日町本坂							
21	都筑大谷川	駒場橋の下流側		左右	200	1.1K ～ 1.3K	B	越水	積土のう工	二級
		浜名区	みつかびちょうつづき 三ヶ日町都筑							
22	井伊谷川	小野地区コミュニティ防災センター上流100mから上流		左右	800	1.8K ～ 2.6K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	いなさちょういいのや 引佐町井伊谷							
23	井伊谷川	大明神橋上流100m～花平橋上流150m		左右	1,000	4.5K ～ 5.5K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	いなさちょういいのや 引佐町井伊谷							
24	井伊谷川	島田橋から上流へ		左右	1,100	8.9K ～ 10.0K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	いだいら 引佐町伊平							
25	都田川	濡つくし橋下流50m～井伊谷川流入点		左右	900	18.2K+50m ～ 19.1K+50m	B	越水	木流し工	二級
		浜名区	ほそえちょうきが なかがわ 細江町気賀～中川							
26	井伊谷川	都田川合流点～小野地区コミュニティ防災センター上流100m		左右	1,800	0.0K ～ 1.8K	B	断面狭小	積土のう工	二級
		浜名区	ほそえちょうおの 細江町小野							
27	浜松 五島海岸	馬込川河口～天竜川河口			3,404	馬込川河口 ～ 天竜川河口	B	海岸侵食	積土のう工	
		中央区	えのしまちょう まつしまちょう 江之島町～松島町							
28	浜松 篠原海岸	馬込川河口から西へ			2,500	馬込川河口 ～ 西へ2,500m	B	海岸侵食	積土のう工	
		中央区	なかたじまちょう しろわちょう 中田島町～白羽町							
重要度B 合計		河川：22箇所 海岸：2箇所			52,542 5,904					

## 第 5 表 湛水注意箇所一覧

表 5-1 浜松市内の湛水注意箇所一覧

(時間雨量 50 mm及び異常潮位)

位 置	関 係 河 川 名	湛水面積 (ha)	摘 要
浜松市天竜区二俣地内	二 俣 川	52.5	
浜松市天竜区横山町地内	横 山 川	1.2	
浜松市天竜区東雲名地内	平 沢 川	2.8	
浜松市中央区入野町～西鴨江町地内	新 川	260.0	
浜松市浜名区内野地内	御 陣 屋 川	70.0	
浜松市浜名区三ヶ日町尾奈地内	西 神 田 川	40.0	
浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日地内	宇 利 山 川	50.0	
浜松市浜名区三ヶ日町都筑地内	都 筑 大 谷 川	60.0	
浜松市浜名区細江町中川地内	都 田 川	163.0	
浜松市中央区上島地内	馬 込 川	50.0	
浜松市浜名区小松、内野地内	馬 込 川	15.0	
浜松市中央区頭陀寺町地内	芳 川	10.0	
浜松市中央区頭陀寺町、領家、中島、向宿地内	芳 川	180.0	
浜松市中央区葵東、小豆餅地内	段 子 川	84.0	
浜松市浜名区引佐町井伊谷地内	井 伊 谷 川	30.0	
浜松市浜名区三ヶ日町只木地内	釣 橋 川	60.0	
計	16 箇所	1,128.5	

## 第6表 水防上重大な影響のある橋梁一覧

表6-1 水防上重大な影響のある橋梁一覧

河川名	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置	影響の内容	管理者
天竜川	(一) 大輪天竜線	竜山大橋 (鋼構橋板桁)	212.80 6.30	天竜区 龍山町大嶺	桁下不足	浜松市
天竜川	(一) 中部天竜停車場線	中部大橋	216.56 6.38	天竜区 佐久間町中部	桁下不足	浜松市
天竜川	(一) 中部天竜停車場線	中部橋 (補剛トラス)	164.50 1.50	天竜区 佐久間町中部	桁下不足	浜松市
天竜川	(国) 150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.00 7.00	中央区 河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
天竜川	JR東海道本線	天竜川橋 (トラス橋)	1,209.00 14.50	中央区 材木町	桁下不足	JR東海(株)
天竜川	東名高速道路	天竜川橋 (PRC23 径間連続箱桁)	1,071.40 25.50	中央区 常光町	桁下不足	中日本高速(株)
天竜川	(一) 両島二俣線	塩見渡橋 (鋼板桁)	394.00 7.25	天竜区 渡ヶ島	桁下不足	浜松市
天竜川	(一) 渡ヶ島横山線	伊砂橋 (単純合成箱桁及 びトラスカガー)	235.00 9.50	天竜区 船明	桁下不足	浜松市
天竜川	(市) 西川秋葉山線	竜山橋 (鋼床板吊橋)	164.40 3.40	天竜区 龍山町大嶺	桁下不足	浜松市
天竜川	(市) 龍山青谷峰之沢線	峰之沢橋 (鋼補剛トラス吊橋)	156.00 1.00	天竜区 龍山町下平山	桁下不足	浜松市

## 第7表 ダム一覧

表7-1 ダム一覧

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高(m)	総(有効)貯水容量(千 $m^3$ )	ダムの種類	所在地	ダム管理者名	竣工年度
天竜川	天竜川	佐久間	G	P	155.5	(205,444) 326,848	I	天竜区佐久間町佐久間	電源開発(株)	昭31
天竜川	天竜川	秋葉	G	P	89.0	(7,750) 34,703	III	天竜区龍山町戸倉	電源開発(株)	昭33
天竜川	天竜川	船明	G	AWI P	24.5	(3,600) 10,900	II	天竜区船明	電源開発(株)	昭52
天竜川	水窪川	水窪	R	P	105.0	(22,800) 30,000	I	天竜区水窪町地頭方	電源開発(株)	昭44
天竜川	大千瀬川	新豊根	A	FP	116.5	(40,400) 53,500	-	愛知県北設楽郡豊根村	国土交通省 電源開発(株)	昭48
都田川	都田川	都田川	R	FAW	55.0	(10,340) 12,020	IV	浜名区引佐町川名	静岡県	昭61

(注) 型式

G:重力式コンクリートダム R:ロックフィルダム A:放物線アーチ式コンクリートダム

(注) 目的

P:発電 A:かんがい I:工業用水 W:上水 F:洪水調整

(注) ダムの種類

### 第I類

その設置に伴い、下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによって生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができる容量を確保して、洪水に対処する必要があるもの。

### 第II類

堆砂によりその上流の河床が上昇したダム、又はその設置者が貯水池の敷地として権限を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによって生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放流水位として、洪水に対処する必要があるもの。

### 第III類

貯水池の容量に比して、洪水吐の放流能力が大きいダム、又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生の防止上適切と認められるもの。

### 第IV類

貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても、災害の防止上支障がないダム。

## 表 8 表 水防上注意を要する水門等一覧

表8-1 水防上注意を要する水門等一覧

(13箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法	機能別	管理者	
1	馬込川	木戸樋門	木 戸 町	幅1.00m 高1.30m	鋼製 1門	手 動	中央土木 整備事務所
2	〃	佐藤樋門	佐 藤 町	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	〃	〃
3	〃	船越樋門	船 越 町	幅4.00m 高2.00m	鋼製 1門	〃	〃
4	〃	早出樋門	十 軒 町	幅3.70m 高3.10m	SUS製 1門	電 動	〃
5	〃	北寺島樋門	北 寺 島 町	幅1.00m 高1.30m	鋼製 1門	〃	〃
6	〃	馬込第1排水区樋門	中央一丁目	幅2.00m 高1.00m	SUS製 1門	〃	〃
7	〃	南浅田樋門	南浅田二丁目	幅2.00m 高1.00m	SUS製 1門	〃	〃
8	曳馬川	曳馬排水水門	高林五丁目	幅2.30m 高1.50m	鋼製 1門	〃	〃
9	新川浄化水路	新川浄化水門	高林四丁目	幅3.50m 高2.10m	鋼製 1門	手 動	〃
10	新川	寺島樋門	浅 田 町	幅1.70m 高1.90m	木製 1門	〃	〃
11	〃	寺島第二樋門	寺 島 町	幅2.50m 高0.90m	SUS製 1門	電 動	〃
12	堀留運河	東伊場排水樋門	東伊場二丁目	幅2.20m 高1.20m	SUS製 1門	〃	〃
13	〃	東伊場6号排水ポンプ	東伊場二丁目	口径	300mm		〃

表8-2 水防上注意を要する水門等一覧

(12箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法	機能別	管理者	
1	安間川	半場樋門	材 木 町	幅2.00m 高2.50m	木製 1門	手 動	中央土木 整備事務所
2	〃	葉新樋門	葉 新 町	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	〃	〃
3	〃	安新樋門	安 新 町	幅4.00m 高2.10m	鋼製 1門	電 動	〃
4	〃	安間樋門	安 間 町	幅2.50m 高2.00m	鋼製 1門	〃	〃
5	〃	安間第2樋門	安 間 町	幅1.80m 高1.00m	木製 1門	手 動	〃
6	〃	笠井新田堰	笠井新田町	幅1.25m 高1.25m	木扉 1門	ハバキギヤ式 手動巻揚式	浜松土地改良区
7	〃	中郡堰	中 郡 町	幅2.10m 高1.00m	木扉 2門	〃	〃
8	〃	上石田堰	上 石 田 町	幅1.50m 高1.90m	木扉 4門	〃	〃
9	芳川	植松樋門	植 松 町	幅2.50m 高2.00m	鋼製 1門	手 動	中央土木 整備事務所
10	天竜川 (豊田川)	豊田樋門	白 鳥 町	幅2.00m 高2.30m	鋼製 3門	電 動	国土交通省
11	天竜川	豊西排水樋管	豊 町	幅3.50m 高1.80m	鋼製 1門	〃	〃
12	馬込川	反り田池	有 玉 西 町	貯水量	980m <sup>3</sup>		農地整備課

表8-3 水防上注意を要する水門等一覧

(85箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
1	堀留川	新川樋門	入 野 町	幅4.00m 高3.70m	鋼製 4門	電 動	中央土木 整備事務所
2	花川	大山町樋門	大山町東大山	幅1.50m 高1.20m	木扉 1門	手 動	東 大 山
3	和地大谷川	大山町井堰	大山町西大山	幅1.50m 高8.00m		角 落 と し	西 大 山
4	都田川	奥山田池	村 櫛 町	貯水量	1,900m <sup>3</sup>		農地整備課
5	六軒川	三山池	大 久 保 町	貯水量	1,500m <sup>3</sup>		〃
6	新川	八平池	〃	貯水量	1,400m <sup>3</sup>		〃
7	〃	一の坪池	〃	貯水量	2,300m <sup>3</sup>		〃
8	〃	柳坪池	〃	貯水量	830m <sup>3</sup>		〃
9	〃	志都呂1号樋門	志 都 呂 町	幅4.40m 高2.00m	SUS製 1門	電 動	中央土木 整備事務所
10	〃	志都呂2号樋門	〃	幅3.00m 高1.60m	SUS製 1門	〃	〃
11	〃	志都呂3号樋門	〃	幅4.40m 高2.00m	SUS製 1門	〃	〃
12	〃	新川左2号樋門	篠 原 町	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	静 岡 県
13	〃	新川左3号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
14	〃	新川左4号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
15	〃	新川左5号樋門	〃	幅1.25m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
16	〃	新川左6号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
17	〃	新川左7号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
18	〃	新川左8号樋門	〃	幅3.0m 高1.5m	鋼製 1門	〃	〃
19	〃	新川左9号樋門	〃	幅3.0m 高1.5m	鋼製 1門	〃	〃
20	〃	新川右8号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
21	〃	新川右9号樋門	〃	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	〃	〃
22	旧新川	北脇樋門	入 野 町	幅3.20m 高1.20m	SUS製 1門	電 動	中央土木 整備事務所
23	村櫛排水路48号 (村櫛川)	村櫛樋門	村 櫛 町	幅3.00m 高3.20m	木扉 2門	手 動	〃
24	吹上1号川	長池雨水1号幹線樋門	舞 阪 町 舞 阪	幅3.00m 高1.80m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
25	吹上2号川	長池雨水2号幹線水門	〃	幅4.25m 高2.20m	鋼製 2門	電 動	〃
26	都田川 (浜名湖)	東海道北線雨水渠樋門	〃	幅2.00m 高1.30m	鋼製 1門	〃	〃
27	〃	西町雨水幹線樋門	〃	幅1.20m 高1.50m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
28	〃	蜷山樋門	〃	幅0.70m 高1.20m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
29	〃	普通河川9号川樋門	〃	幅2.00m 高1.30m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
30	玄济掘船溜	第2船溜岐佐雨水渠樋門	舞阪町舞阪	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	中央土木 整備事務所
31	〃	国一浜表雨水渠樋門	舞阪町長十新田	幅0.70m 高1.20m	鋼製 1門	手 動	〃
32	都田川 (玄济掘船溜)	8号川雨水幹線樋門	舞阪町舞阪	幅2.50m 高2.20m	鋼製 1門	電 動	〃
33	都田川 (浜表船溜)	浜第1雨水渠樋門	〃	幅2.00m 高1.20m	鋼製 2門	手 動 自動降下式	〃
34	都田川 (浜名湖)	雄踏1号樋門	雄踏町山崎	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
35	〃	雄踏2号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
36	〃	雄踏3号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
37	〃	雄踏4号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
38	〃	雄踏5号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
39	〃	雄踏6号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
40	〃	雄踏7号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
41	六間川	雄踏8号樋管	〃	幅1.20m 高1.20m	鋼製 1門	〃	〃
42	〃	雄踏10号樋門	〃	幅1.20m 高1.20m	鋼製 1門	〃	〃
43	〃	雄踏11号樋管	〃	幅0.90m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
44	六間川支流	雄踏12号樋門	〃	幅0.90m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
45	〃	雄踏13号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
46	都田川 (浜名湖)	雄踏14号樋門	〃	幅1.20m 高1.20m	鋼製 1門	〃	〃
47	大谷川支流	雄踏15号樋門	雄踏町宇布見	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
48	〃	雄踏16号樋門	〃	幅1.20m 高1.20m	鋼製 1門	〃	〃
49	〃	雄踏17号樋門	〃	幅1.30m 高1.10m	鋼製 1門	〃	〃
50	〃	雄踏18号樋管	〃	幅0.86m 高0.90m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
51	〃	雄踏19号樋管	〃	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
52	〃	雄踏20号樋門	〃	幅1.20m 高1.20m	鋼製 1門	〃	〃
53	〃	雄踏21号樋管	〃	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	〃	〃
54	大谷川	雄踏22号水門	〃	幅2.00m 高2.00m	鋼製 2門	〃	〃
55	大谷川支流	雄踏23号樋門	〃	幅0.60m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
56	大谷川	雄踏24号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
57	〃	雄踏25号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
58	〃	雄踏26号樋管	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
59	〃	雄踏28号樋門	〃	幅1.00m 高0.80m	鋼製 1門	〃	〃



NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
60	大谷川	雄踏29号樋門	雄踏町宇布見	幅3.00m 高1.30m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	中央土木 整備事務所
61	〃	雄踏30号樋管	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
62	〃	雄踏31号樋門	〃	幅1.30m 高1.20m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
63	〃	雄踏32号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
64	〃	雄踏33号樋管	〃	φ500 円形	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
65	〃	雄踏34号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
66	〃	雄踏35号樋門	〃	幅0.60m 高0.60m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
67	大谷川支流	雄踏36号水門	〃	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
68	大谷川	雄踏37号樋管	〃	幅0.76m 高0.90m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
69	新川 (浜名湖)	雄踏38号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
70	〃	雄踏39号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
71	〃	雄踏40号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
72	大谷川支流	雄踏41号樋管	〃	幅0.50m 高0.50m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
73	〃	雄踏42号樋門	〃	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
74	〃	雄踏43号樋門	〃	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	〃	〃
75	新川	雄踏44号樋門 (浅羽排水ポンプ場)	〃	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
76	〃	雄踏45号樋門 (領家川排水ポンプ場)	〃	幅2.00m 高2.10m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
77	〃	雄踏50号樋門	〃	幅3.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
78	九領川	雄踏51号樋門	〃	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	フラップゲート	〃
79	〃	雄踏52号樋門	〃	幅0.80m 高0.60m	鋼製 1門	〃	〃
80	都田川 (浜名湖)	雄踏55号樋門	雄踏町山崎	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手 動 手動巻揚式	〃
81	新川	雄踏56号樋門 (領家団地南地区排水ポンプ場)	雄踏町宇布見	幅2.00m 高1.80m	鋼製 1門	手 動 自動降下式	〃
82	六間川	老ヶ谷池	雄踏町山崎	貯水量	6,576 m <sup>3</sup>		農地整備課
83	〃	観音ヶ谷池	雄踏町山崎	貯水量	4,134 m <sup>3</sup>		〃
84	村櫛56号排水路	村櫛A3樋門	村 櫛 町	幅1.50m 高1.00m	鋼製 1門	手 動	村 櫛 土地改良区
85	〃	村櫛A5樋門	〃	幅1.50m 高1.00m	鋼製 1門	手 動	〃

表8-4 水防上注意を要する水門等一覧表

(14箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位置	形状寸法		機能別	管理者
1	安間川	大塚樋門	大塚町	幅3.70m 高3.10m	鋼製 1門	電動	中央土木 整備事務所
2	馬込川	大塚樋門	白羽町	幅3.00m 高2.00m	鋼製 2門	〃	〃
3	〃	六軒川排水樋門	中田島町	幅3.50m 高2.50m	鋼製 2門	〃	農地整備課
4	〃	五島西排水樋門	江之島町	幅1.50m 高1.50m	鋼製 2門	〃	〃
5	堀留川	東若林1号排水ポンプ	若林町	口径	300mm		中央土木 整備事務所
6	〃	大島逆水樋門	東若林町	幅2.10m 高2.00m	木製 2門	手動	西南部 土地改良区
7	芳川	芳川左1号樋門	下江町	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	手動	静岡県
8	〃	排水樋門	参野町	φ600 円形	木製 1門	〃	中央土木 整備事務所
9	〃	東部排水機場	寺脇町	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	電動	浜松 土地改良区
10	〃	寺脇排水機場 排水樋門	寺脇町	幅2.50m 高2.50m	鋼製 2門	〃	農地整備課
11	〃	西島樋門	江之島町	幅2.50m 高1.50m	鋼製 1門	手動	東南部 土地改良区
12	〃	江野島18号排水樋門	江之島町	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	〃	〃
13	〃	江野島21号排水樋門	江之島町	幅1.10m 高1.10m	鋼製 1門	〃	〃
14	屋島川	御台場樋門	倉松町	幅6.40m 高1.85m	鋼製 1門	電動	農地整備課

表8-5 水防上注意を要する水門等一覧表

(31箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位置	形状寸法		機能別	管理者
1	都田川	潜竜樋門	都田町	幅2.50m 高1.10m	鋼製 1門	電動	農地整備課
2	〃	須部堰	都田町須部	幅50.00m 高1.20m		コンクリート 落差工	〃
3	〃	増沢池	新都田一丁目	400m×120m 水深3.00m		調整池	浜名土木 整備事務所
4	〃	新田第一池	都田町須部	貯水量	2,200m <sup>3</sup>	手動巻揚 用水取栓	農地整備課
5	〃	鴨谷第二池	新都田一丁目	貯水量	4,770m <sup>3</sup>		〃
6	〃	新田第三池	都田町	貯水量	1,400m <sup>3</sup>		〃
7	〃	赤堀田池	都田町中野	貯水量	3,960m <sup>3</sup>	〃	〃
8	〃	お宮の池	〃	貯水量	18,000m <sup>3</sup>	〃	〃
9	〃	鴨谷第一池	都田町谷上	貯水量	15,000m <sup>3</sup>	〃	〃
10	〃	千頭ヶ谷池	都田町中津	貯水量	6,200m <sup>3</sup>	〃	〃
11	〃	和田池	〃	貯水量	790m <sup>3</sup>		〃
12	〃	瀬戸北部用水水門	細江町中川1区	幅0.90m 高1.00m	鋼製 1門	手動巻揚式	〃
13	〃	瀬戸転倒堰	〃	幅24.50m 高2.30m	ゴム製 2門	自動転倒式	〃

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法	機能別	管理者
14	都田川	瀬戸南部用水水門	細江町中川1区	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手動巻揚式 農地整備課
15	井伊谷川	清水転倒堰	細江町広岡	幅49.00m 高2.00m	ゴム製 1連	自動転倒式 "
16	井伊谷川	広岡取入水門	細江町広岡	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	手動巻揚式 "
17	"	清水取水門	細江町小野	幅1.00m 高1.00m	鋼製 1門	" "
18	滝峯川	刑部水門	細江町中川刑部	幅3.80m 高1.00m	鋼製 1門	" "
19	都田川	川久保逆水水門	細江町中川8区	幅0.63m 高0.65m	鋼製 1門	" "
20	"	老ヶ谷水門	細江町気賀伊目	幅3.00m 高1.30m	鋼製 3門	自動開閉式 "
21	"	北島水門	"	幅4.50m 高1.50m	SU製 1門	手動巻揚式 "
22	"	山後水門	細江町気賀油田	幅1.20m 高3.30m 幅4.80m 高3.30m	鋼製 1門	自動開閉式 浜名土木 整備事務所
23	"	三和排水逆水門	細江町三和	幅4.00m 高2.50m	鋼製 2門	" 農地整備課
24	"	刑部逆水水門	細江町気賀	幅5.43m 高2.60m	鋼製 2門	" "
25	"	刑部排水機場 逆水水門	"	幅2.20m 高1.60m	鋼製 2門	" "
26	"	祝田排水機場	細江中川	幅2.10m 高4.40m	鋼製 1門	" "
27	"	白長谷排水樋門	細江町気賀伊目	幅1.80m 高1.80m	SU製 1門	手動巻揚式 "
28	小野川	小野調整池	細江町小野	バルブ Φ0.60m	バタフライ 鋳鉄	ダム工事用 湖北用水
29	(普)第2パイロット川	一の沢天池	引佐町3区	貯水量	8,300m <sup>3</sup>	農地整備課
30	(普)方広寺川	奥山温水ため池	引佐町門前	貯水量	5,522m <sup>3</sup>	"
31	葭本川	大江樋門	細江町気賀下村	幅3.00m 高3.30m	木製(鋼枠) 3門	手動巻揚式 "

表8-6 水防上注意を要する水門等一覧表

(29箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法	機能別	管理者
1	馬込川	蛭沢雨水貯留池	宮 口	貯留量 貯水量	8,000m <sup>3</sup> 12,300m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓 浜名土木 農地整備課
2	"	大屋敷雨水貯留池	"	貯留量 貯水量	7,600m <sup>3</sup> 17,800m <sup>3</sup>	" "
3	"	小林雨水貯留池	小 林	貯留量	49,700m <sup>3</sup>	電 動 調 整 池 浜名土木 整備事務所
4	"	瀬崎雨水貯留池	"	貯留量	18,300m <sup>3</sup>	" "
5	"	梶池雨水貯留池	宮 口	貯留量	146,000m <sup>3</sup>	調 整 池 "
6	"	夜水沢雨水貯留池	"	貯留量 貯水量	9,000m <sup>3</sup> 3,080m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓 浜名土木 農地整備課
7	"	西の谷雨水貯留池	尾 野	貯留量 貯水量	50,500m <sup>3</sup> 38,772m <sup>3</sup>	" "
8	"	東の谷雨水貯留池	"	貯留量 貯水量	8,400m <sup>3</sup> 23,700m <sup>3</sup>	" "

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
9	馬込川	東の谷上雨水貯留池	尾 野	貯留量	8,900m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓	浜名土木 整備事務所
10	〃	新池雨水貯留池	宮 口	貯留量 貯水量	9,330m <sup>3</sup> 6,150m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓	浜名土木 農地整備課
11	〃	染地雨水貯留池	内 野	貯留量	101,860m <sup>3</sup>	調 整 池	浜名土木 整備事務所
12	〃	内野排水機場	〃	φ600/800 円形	鋼製 2門	電 動	農地整備課
13	〃	下善排水機場	下 善	φ800 円形	鋼製 2門	電 動	〃
14	〃	谷の奥池	〃	貯水量	8,200m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓	〃
15	〃	東の谷三番池	尾 野	貯水量	11,680m <sup>3</sup>	〃	〃
16	〃	西の谷奥池	〃	貯水量	13,000m <sup>3</sup>	〃	〃
17	御陣屋川	赤門川雨水調整池	内 野	貯留量	62,070m <sup>3</sup>	調 整 池	浜名土木 整備事務所
18	〃	排水樋門	〃	幅1.70m 高1.49m	鋼製 1門	手動巻揚式	〃
19	〃	排水樋門	平 口	幅1.55m 高1.25m	鋼製 1門	〃	〃
20	天竜川	御馬ヶ池雨水貯留池	於 呂	貯留量	49,300m <sup>3</sup>	調 整 値	〃
21	〃	清水の谷雨水貯留池	根 堅	貯留量 貯水量	7,170m <sup>3</sup> 2,000m <sup>3</sup>	手動巻揚式 用水取栓	浜名土木 農地整備課
22	〃	八幡樋管	新 堀		鋼製 4門	電動巻揚式	国土交通省
23	〃	中瀬樋管	中 瀬		鋼製 2門	〃	浜名土木 整備事務所
24	〃	上島樋門	中 瀬		鋼製 2門	〃	国土交通省
25	〃	中瀬陸閘	中 瀬	幅0.60m 高1.20m	鋼製横引式 3方水密式	機側手動ハンドル	〃
26	右岸導水路	於呂分水口	於 呂			電動巻揚式	浜 松 土地改良区
27	新浜名幹線用水路	永島堰	永 島			ネルピック	〃
28	〃	東美菌堰	東 美 菌			〃	〃
29	八幡川	永島川樋門	八 幡		鋼製 2門	電動巻揚式	浜名土木 整備事務所

表8-7 水防上注意を要する水門等一覧

(33箇所)

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
1	天竜川	鹿島樋管	二俣町鹿島	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	手 動	天竜土木整備事務所 (国土交通省)
2	〃	禿石樋管	渡ヶ島	幅3.20m 高2.50m	鋼製 1門	電 動	〃
3	〃	渡ヶ島樋管	〃	幅1.10m 高1.20m	鋼製 1門	手 動 (補助動力付)	〃
4	〃	大園樋管	二俣町大園	幅1.50m 高1.50m	鋼製 1門	〃	〃
5	〃	横山樋管	横 山 町	幅2.00m 高2.00m	鋼製 1門	電 動	〃
6	〃	鹿島第1陸閘	二俣町鹿島	幅3.50m 高1.30m	鋼製 1門	手 動	国土交通省

NO	河川・海岸名	水門・甲門別名称	位 置	形状寸法		機能別	管理者
7	天竜川	鹿島第2陸閘	二俣町鹿島	幅3.50m 高1.30m	鋼製 1門	手 動	国土交通省
8	天竜川	鹿島第3陸閘	〃	幅1.50m 高1.30m	鋼製 1門	〃	〃
9	〃	船明樋門	船 明	幅5.4m 高5.5m	鋼製 2門	電 動	天竜土木 整備事務所
10	〃	大堀川樋門	〃	幅5.4m 高5.5m	鋼製 1門	〃	〃
11	〃	江平排水ポンプ	横 山 町	口径	350mm		〃
12	横山川	横山第1樋門	〃	幅1.60m 高0.90m	鋼製 1門	手 動	天竜土木整備事務所 (静岡県)
13	横山川	横山第2樋門	横 山 町	幅1.10m 高0.90m	鋼製 1門	手 動	天竜土木整備事務所 (静岡県)
14	〃	横山第3樋門	〃	φ0.80m	鋼製 1門	自 動 開 閉	天竜土木整備 事 務 所
15	〃	唐沢樋門	〃	幅1.50m 高2.50m	鋼製 1門	〃	天竜土木整備事務所 (静岡県)
16	松間沢川	松間樋門	〃	幅1.5m 高1.5m	鋼製 1門	〃	天竜土木 整備事務所
17	二俣川	二光樋門	二俣町二俣	幅3.0m 高3.0m	鋼製 2門	電 動 (エンジン)	〃
18	〃	南口樋門	〃		鋼製 1門	自 動 開 閉	〃
19	〃	阿蔵川放水路	二俣町阿蔵	幅2.25m 高2.80m	馬蹄型 トンネル	R4.5m 標準	天竜土木整備事務所 (静岡県)
20	気田川	中島樋門	小 川	幅1.25m 高1.25m	鋼製 1門	手 動	〃
21	〃	松間樋門	〃	幅1.25m 高1.25m	鋼製 1門	〃	〃
22	〃	唐井栗樋門	〃	φ1.00m	鋼製 1門	〃	〃
23	〃	金川樋門	春野町金川	幅1.5m 高2.0m	鋼製 1門	手 動	天竜土木整備事務所 (静岡県)
24	〃	気田西樋門	春野町気田	幅2.0m 高2.25m	鋼製 1門	〃	〃
25	〃	松草樋門	春野町松草	幅1.5m 高1.5m	鋼製 1門	〃	〃
26	〃	気田水門	春野町気田	幅2.0m 高2.0m	鋼製 1門	〃	〃
27	〃	犬居水門	春野町犬居	幅2.6m 高2.5m	鋼製 1門	電 動	〃
28	〃	里原樋門(1号)	春野町里原		鋼製 1門	手 動	農地整備課
29	〃	里原樋門(2号)	春野町里原		鋼製 1門	鋼製フラップ ゲート	〃
30	熊切川	下ノ戸沢樋門	春野町長蔵寺	幅2.0m 高2.0m	鋼製 1門	手 動	〃
31	中山川	和田之谷樋門	春野町東領家	幅2.4m 高1.2m	鋼製 1門	手 動	天竜土木整備事務所 (静岡県)
32	天竜川	鮎釣樋管	龍山町大嶺	φ1.00m	鋼製 1門	手 動	〃
33	〃	殿島樋門	佐久間町佐久間	幅1.0m 高1.0m	鋼製 1門	手 動	天竜土木 整備事務所

( ) は施設所有者

## 第9表 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧

表9-1 国土交通省所管水防倉庫及び水防用資器材一覧

対象番号	河川 海岸	水防倉庫 名称	位置		管理者	資材								器材												その他					
			区	町大字		杭木 (本)	空俵 (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	丸釘 (kg)	葦 (枚)	コンク リート ブロック (個)	鉄杭 (本)	掛矢 (丁)	スコ ップ (丁)	つる はし (丁)	カッ ター (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	ペン チ (丁)	鎌 (丁)	ジョ レン (灯)	ハン マー (本)	照明 具 (灯)		シー ト (枚)	ロー プ類 (m)	玄能 (丁)	石箕 (ヶ)	足場 板 (枚)
1	天竜川	中ノ町 出張所	中央区	国吉町	国土 交通省	258	23,465	13.5卷 65	532	0	345	0	5,458	135	24	59	45	25	23	16	33	8	9	14	20	108	2,600	17	0	0	2
	計	1				258	23,465	65	532	0	345	0	5,458	135	24	59	45	25	23	16	33	8	9	14	20	108	2,600	17	0	0	2

表9-2 静岡県所管水防倉庫及び水防用資器材一覧

対象番号	河川 海岸	水防倉庫 名称	位置		管理者	資材								器材												その他					
			区	町大字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	ビニル シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペン チ (丁)		パー ル (丁)	照明 具 (灯)	発電 機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)
1	天竜川 馬込川	静岡県 浜松土木	中央区	中央 一丁目	静岡県	0	0	4,000	400	5	10	1	0	0	18	0	40	0	2	20	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0
2	天竜川 外	天竜支局	天竜区	二俣町 鹿島	〃	140	0	3,000	0	0	300	60	0	0	6	0	13	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2				140	0	7,000	400	5	310	61	0	0	24	0	53	0	2	28	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0

表9-3 浜松市所管水防倉庫及び水防用資器材一覧

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置		管理者	資材								器材																						
		名称	面積㎡	区	町大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	ビニルシート(枚)	蛸木(丁)	掛矢(丁)	ハンマー(丁)	ショベル(丁)	ジョレン(丁)	石筭(ヶ)	つるはし(丁)	くわ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)	ペンチ(丁)	バール(丁)	照明具(灯)	発電機(台)	コードリール(丁)	担架(本)	救命網(本)	工具セット(丁)				
1	天竜川	西鹿島	36.26	天竜区	二俣町鹿島	浜松市	266	60	600		72	7	14	5	20	4	6	15	60	3	10	5	1	2													
2	〃	川口	3.60	〃	二俣町二俣	〃		50	2,000		15	1			9	2	15	10	10	5	10	10			5												
3	〃	渡ヶ島	32.40	〃	渡ヶ島	〃	200	70	800		60	20			6		17	14	30	7	17	6	4	3													
4	〃	大園	36.43	〃	二俣町大園	〃		200	4,600		105	60	15		31	34	45	25	35	20	50	30		10	9												
5	〃	東雲名	18.00	〃	東雲名	〃	100	60	1,000		15	55			2	4	7	4	20	2	13			8													
6	〃	江平	9.33	〃	横山町	〃	50	75	1,200		12	6		4	2	5	25	10	27	4		5		3	11												
7	阿多古川	両島	32.40	〃	両島	〃	365	30	1,400		69	7	25		8	5	16	19	30	5	20	5		1	6												
8	二俣川	栄町	13.44	〃	山東	〃		100	1,000		15	4	4		15	5	20	15	24	8	16	20		20	19												
9	天竜川	上島分団	19.83	浜名区	上島	〃	50		1,020					2	10	1	18			2		4	1	3											36		
10	〃	中瀬北分団	33.05	〃	中瀬	〃			1,228					2	10	4	20	5	8	2		2	1	2	3										36		
11	〃	中瀬南分団	33.12	〃	〃	〃	70	140	5,450	375	45	10		13	5	12	22	60	13	9	5	1	9	1	15	5									43		
12	〃	竜池北分団	33.05	〃	八幡	〃	100	20	400					1	6		5	19	5	5	2		4	1	6	3									36		
13	〃	竜池南分団	33.05	〃	高菻	〃	195		462		5			2	7	4	20	5	7	2		4	1	5	3										39		
14	馬込川外	浜北西分団	3.96	〃	新原	〃	34	30	620			1			10	6	20	5	8				1		3	1									35		
15	〃	浜名分団	3.96	〃	内野	〃	47	30	260					2	10	6	20	5	8			2	1	3	3										3		
16	天竜川	笠井分団	51.76	中央区	常光町	〃	40	53	3,750		2	1		2	1	11	6	32	5	23	4		5	1	9	6	2	19	2	2					56		
17	〃	中ノ町分団	51.77	〃	中野町	〃	39	53	1,950		10	10		3	1	10	7	35	5	20	2		5	4	10	6	1	38	1	2					55		
18	〃	飯田分団	51.98	〃	飯田町	〃	73	50	2,000		9	3		1	2	11	5	30	6	21	5		5		15	5	3	64	1	2					63		
19	〃	芳川分団	51.76	〃	参野町	〃	90	3	2,900			5			1	12	8	26	5	25	6		5	3	10	5	2	15	2	2					55		
20	〃	河輪分団	51.98	〃	東町	〃	163	3	2,500		12	20		2	1	14	9	25	4	25	6	5	4	3	6	1	2	82	1	2							
21	〃	五島分団	51.74	〃	福島町	〃	60	53	3,000		9	10		5	1	11	7	30	5	23	4		5	2	10	7	2	16	1	2					55		

表9-3 浜松市所管水防倉庫及び水防用資器材一覧

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置		管理者	資材								器材																			
		名称	面積㎡	区	町大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	ビニルシート(枚)	蛸木(丁)	掛矢(丁)	ハンマー(丁)	ショベル(丁)	ジョレン(丁)	石箕(ヶ)	つるはし(丁)	くわ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)	ペンチ(丁)	バール(丁)	照明具(灯)	発電機(台)	コードリール(丁)	担架(本)	救命綱(本)	工具セット(丁)	
22	都田川	都田分団	51.98	浜名区	都田町	浜松市	31	12	3,150		24	33		5	1	10	9	30	5	24	6	8	6	4	9	5	2	14	1	2		2		
23	伊佐地川	伊佐見分団	51.98	中央区	伊左地町	〃	54	3	3,736		5	50		1	1	15	20	32	5	30	5	7	5	5	6	5	5	26	1	2		61		
24	馬込川	白脇分団	51.76	〃	寺脇町	〃	105	52	1,600		30	30		1	2	9	7	30	4	18	7		5		15	4	3	4	1	2		59		
25	都田川	北行政センター	29.00	浜名区	細江町気賀	〃								12		6	2	14	5	5			10		10	1	15	13	1	1		3	1	
26	〃	川久保	13.84	〃	細江町中川	〃	350	30	800		6	200		3		7		10	3	8	3		4	2	2	7	1	3				1		
27	〃	祝田	33.10	〃	〃	〃	390	120	2,200					6		3	3	20	3	11	3	3	5	3	4	5		3						
28	〃	伊目	33.10	〃	細江町気賀	〃	270	120	230		10	30		5		2	2	19	2	5	3	9	10	5	13	3	1	3				1		
29	〃	下村	33.10	〃	〃	〃	250	30	200		2	8		3			1	4	2	28	3	20	4	3	1		1	3						
30	井伊谷川	落合	21.17	〃	〃	〃			513			160		4		2	2	9	1	7		6	5	4	1	1	1	3		2		1		
31	釣橋川	三ヶ日支所	33.12	〃	三ヶ日町三ヶ日	〃	150	200	1,200		20	230		13	2	9	10	37	9	15	10	6		1	18	3	3	7	1	1			1	
32	新川	入野分団	51.89	中央区	入野	〃	120	170	4,563		6	27		3	1	12	11	30	3	20	5		5		9	10	2	14	2	2		58		
33		浜松市水防団	73.00	〃	三組町	〃		872	9,000		45	70		11	7	6	12	39	11	24	8	8	33	2	10	11	4	3	4	3		6		
	計	33	1129.91				3,662	2,689	65,332	375	603	1,058	58	111	32	302	228	780	233	613	147	209	227	54	239	155	51	330	19	27		701	5	



# 第10表 水防関係機関の電話番号一覧

表 10-1 浜松市関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
河川課 (災害時優先電話)	053-457-2865	浜松市中央区元城町103-2
	053-457-2899	
土木部災害対策室(衛星電話)	090-8421-4607	
危機管理課 (災害時優先電話) (衛星電話)	053-457-2537	浜松市中央区元城町103-2
	053-457-2771	
	090-8420-5226	
中央土木整備事務所 (衛星電話)	053-457-1012	浜松市中央区北寺島町617-6
	090-8421-4706	
浜名土木整備事務所 (衛星電話)	053-523-2970	浜松市浜名区細江町気賀305
	090-8421-7458	
天竜土木整備事務所 (衛星電話)	053-926-1561	浜松市天竜区二俣町二俣481
	090-8421-9725	
中央土木整備事務所東土木管理G (衛星電話)	053-424-0165	浜松市中央区流通元町20-3
	090-8671-9790	
中央土木整備事務所西土木工事G (衛星電話)	053-597-1129	浜松市中央区雄踏町1-31-1
	090-8422-7890	
中央土木整備事務所三方原土木G (衛星電話)	053-436-2551	浜松市中央区東三方町115-4
	090-8422-1625	
浜名土木整備事務所浜北企画・用地G (衛星電話)	053-585-1113	浜松市浜名区貴布祢3000
	090-8421-9489	
浜名土木整備事務所三ヶ日土木G (衛星電話)	053-523-8888	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1
	090-8671-9154	
天竜土木整備事務所 天竜龍山土木G (衛星電話)	053-922-0026	浜松市天竜区二俣町二俣481
	090-2570-1732	
天竜土木整備事務所春野土木G (衛星電話)	053-983-0003	浜松市天竜区春野町宮川1467-2
	080-8264-9278	
天竜土木整備事務所佐久間土木G (衛星電話)	053-966-0003	浜松市天竜区佐久間町中部18-11
	080-8264-9279	
天竜土木整備事務所水窪土木G (衛星電話)	053-982-0007	浜松市天竜区水窪町奥領家2980-1
	080-8264-9280	
消防局情報指令センター	053-475-7551	浜松市中央区下池川町19-1
中消防署	053-475-7561	〃
東消防署	053-460-0119	浜松市中央区篠ヶ瀬町1374
西消防署	053-592-0134	浜松市中央区馬郡町4074-1
南消防署	053-442-0119	浜松市中央区森田町98
北消防署	053-527-0119	浜松市浜名区細江町三和2173-7
浜北消防署	053-586-0119	浜松市浜名区西美蘭58
天竜消防署	053-922-0119	浜松市天竜区二俣町二俣481
下水道工事課	053-474-7512	浜松市中央区住吉5-13-1

表 10-2 静岡県関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
静岡県庁 (土木防災情報センター)	054-221-3259	静岡市葵区追手町9-6
静岡県交通基盤部政策管理局	054-221-3002 054-221-3007 054-221-3547	〃
静岡県交通基盤部建設経済局	054-221-2147 054-221-2697 054-221-3046	〃
静岡県交通基盤部建築管理局	054-221-3091 054-221-3098 054-221-2933	〃
静岡県交通基盤部道路局 (道路保全課)	054-221-3022 054-221-3024~5 054-221-3660 054-221-2752	〃
静岡県交通基盤部河川砂防局 (土木防災課)	054-221-2249 054-221-3033 054-221-3206	〃
〃 (河川砂防管理課)	054-221-3032 054-221-3034	〃
〃 (河川企画課)	054-221-3035 054-221-3038	〃
〃 (河川海岸整備課)	054-221-3036~7	〃
〃 (砂防課)	054-221-3042~4	〃
静岡県交通基盤部港湾局	054-221-3051~6	〃
静岡県交通基盤部都市局 (景観まちづくり課)	054-221-3530 054-221-3049	〃
静岡県経済産業部農地局 (農地保全課)	054-221-2756~7	〃
静岡県危機管理部 (危機対策課)	054-221-2072	〃
静岡県浜松土木事務所	053-458-7268	浜松市中央区中央1-12-1
静岡県浜松土木事務所天竜支局	053-926-2464	浜松市天竜区二俣町鹿島559
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4

表 10-3 国土交通省関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
国土交通省	03-5253-8111(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8461	〃
〃 河川環境課河川保全企画室	03-5253-8448	〃
〃 治水課	03-5253-8450	〃
中部地方整備局河川管理課	052-953-8155	愛知県名古屋市中央区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局地域河川課	052-953-8257	〃
中部地方整備局水災害対策室	052-953-8158 052-953-8257	愛知県名古屋市中央区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局企画部防災室	052-953-8357	〃
浜松河川国道事務所調査課	053-466-0116	浜松市中央区名塚町226

表 10-4 気象庁関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
静岡地方气象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金2-1-5

表 10-5 自衛隊関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
静岡地方協力本部	054-261-3151	静岡市葵区柚木366
航空自衛隊浜松基地	053-472-1111	浜松市中央区西山町無番地

表 10-6 放送局関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
NHK静岡放送局浜松支店	053-451-5000	浜松市中央区板屋町111-2
SBS静岡放送	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3-1-1
SUTテレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18-65
SDT静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563
SATV静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町15
K-MIX静岡エフエム	053-401-1520	浜松市中央区常盤町133-24
静岡新聞	054-283-0683	静岡市駿河区登呂3-1-1

表 10-7 警察関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
静岡県警察本部緊急事態対策課	054-271-0110	静岡市葵区追手町9-6
浜松市警察部	053-454-9110	浜松市中央区中央1-12-1
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中央区住吉5-28-1
浜松東警察署	053-460-0110	浜松市中央区相生町14-10
浜松西警察署	053-484-0110	浜松市中央区大人見町3452-1
細江警察署	053-522-0110	浜松市浜名区細江町気賀4640
浜北警察署	053-585-0110	浜松市浜名区小松3218
天竜警察署	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3

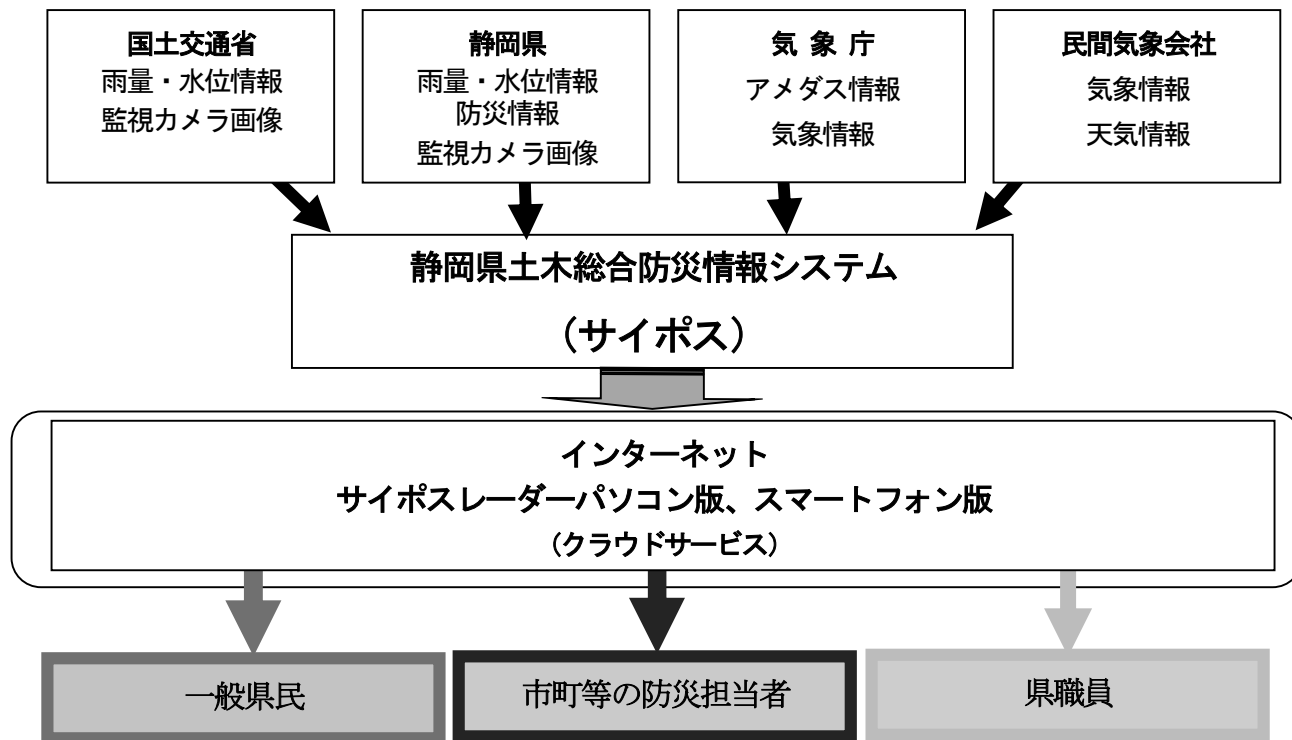
表 10-8 ライフライン関係電話一覧

機関名	電話番号	所在地
東海旅客鉄道(株)浜松駅	053-453-5310	浜松市中央区砂山町6-2
遠州鉄道(株)	053-454-2211	浜松市中央区旭町12-1
天竜浜名湖鉄道(株)	053-925-6125	浜松市天竜区二俣町阿蔵114-2
西日本電信電話(株)静岡支店	054-205-9122	静岡市葵区御幸町4-6
中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所	053-458-8171	浜松市中央区鴨江町22-1
サーラエナジー(株)浜松支社	053-465-1234	浜松市中央区西塚町200
電源開発(株)佐久間電力所	053-965-0071	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690

## 第11表 サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）

静岡県では、災害時の状況の的確な把握および迅速な判断を支援するため、県内の河川情報、気象情報等の防災情報を提供している。

提供方法は、インターネット、電話、ファックス等である。



### パソコン・スマートフォンからのサイポスレーダーアクセス方法

1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス <http://sipos.pref.shizuoka.jp>



QR コード

パソコン版表示例

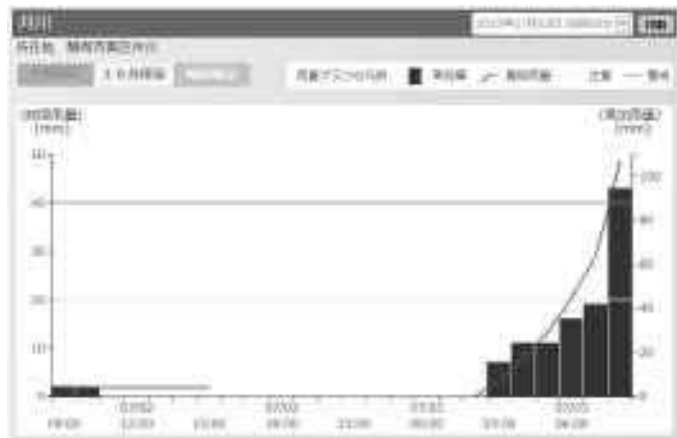


図 11-1 サイポスレーダー概要図

スマートフォン版表示例



雨量グラフ表示例



水位グラフ表示例



河川監視カメラ表示例

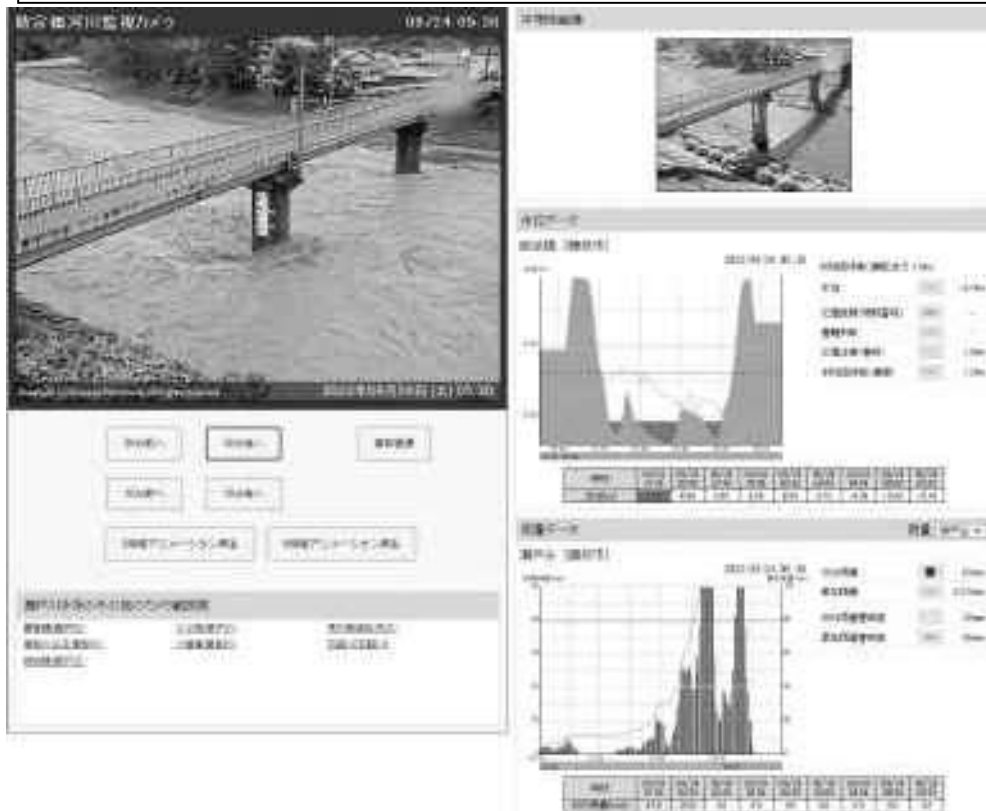
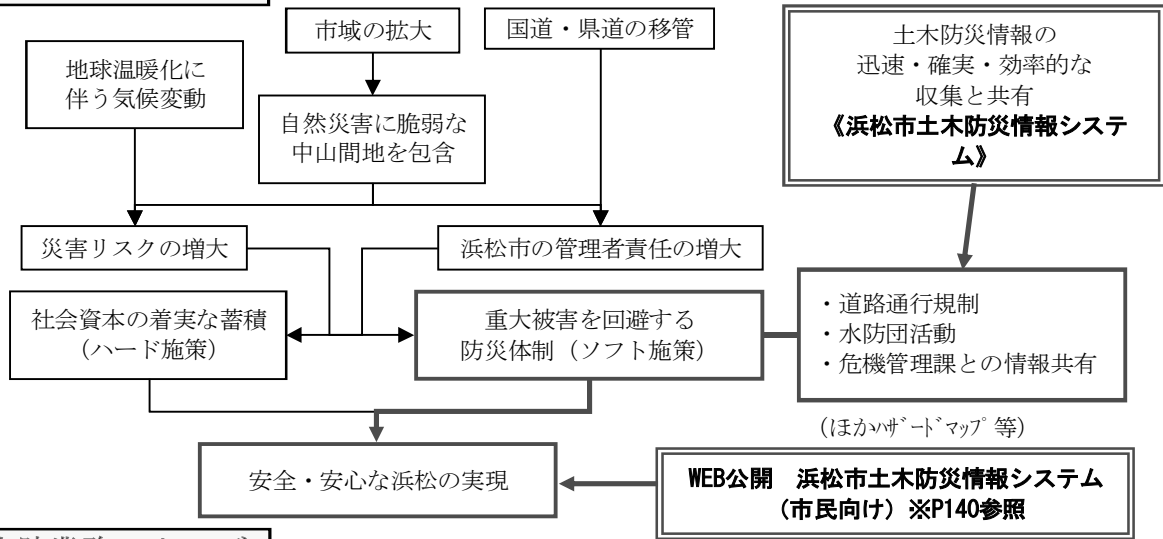


図 11-2 サイボスレーダー表示画面

## 第12表 浜松市土木防災情報システム

★浜松市土木部では、平成21年度に土木防災情報システムを整備した。これにより、水防業務における各種情報の迅速・確実・効率的な収集及び的確な初動対応が可能となったことから、重大な被害の回避・軽減がこれまで以上に期待できる。

### ◎システムの位置づけ



### ◎水防業務のイメージ



## WEB公開 浜松市土木防災情報システム（市民向け）

★浜松市では、市民が異常気象時に迅速な身の安全を守るために必要な情報を支援するために、河川のライブカメラ映像、雨量、水位情報、気象情報等の防災情報を浜松市土木防災情報システムにて公開している。

浜松市土木防災情報システムは、浜松市ホームページ、インターネット検索等によりアクセスすることができる。

パソコン・携帯電話でのインターネットアクセス方法

- 1.浜松市ホームページ
- 2.インターネット検索サイトにて『浜松市土木防災情報システム』
- 3.直接URLにアクセス <http://www.hamamatsu-dobokubousai.net/>
- 4.携帯電話URL <http://www.hamamatsu-dobokubousai.net/>

The image shows a screenshot of the Hamamatsu City Civil Disaster Information System website. The interface includes a map of Hamamatsu with various monitoring points marked by icons. A list of these points is shown below the map, with one point selected. A detailed view of the selected point is shown on the right, featuring a live camera feed, a water level gauge, and a rain gauge. Callout boxes provide instructions on how to interact with the system.

マップに表示するアイコンを選択

河川ライブカメラ、水位計、雨量計の位置をマップ表示

アイコン リストをクリックすると現在の観測地点の詳細情報ページがご覧いただけます。

# 第 13 表 雨量観測所一覽

表13-1 浜松市内の雨量観測所数一覽

所管	計
国土交通省所管雨量観測所	5
静岡県所管雨量観測所	17
気象庁所管雨量観測所	6
浜松市所管雨量観測所	10
計	38

表13-2 国土交通省所管雨量観測所

番号	水系名	観測所名	経度	緯度	所在地	標高	自記観測	普通観測	テレメータ	観測開始日	テレメータ開始年月日
1	天竜川	みさくぼ水窪	137° 52' 12"	35° 09' 16"	天竜区水窪町地頭方	263	○			S26. 4. 1	
2	〃	たつやま竜山	137° 50' 12"	35° 01' 17"	天竜区龍山町瀬尻	120	○			S45. 5. 1	
3	〃	かどけた門桁	137° 55' 22"	35° 07' 24"	天竜区水窪町山住	520	○		○	S48. 4. 1	H13. 3. 27
4	〃	けた気田	137° 54' 44"	34° 59' 46"	天竜区春野町気田字平木	337			○		S43. 9. 25
5	〃	ふじだいら藤平	137° 46' 04"	34° 54' 24"	天竜区西藤平字落合	152			○		S48. 5. 24

表13-3 静岡県所管雨量観測所

備考：（ ）内はテレメータ観測開始年月日

番号	観測所	流域河川	位置		観測開始年月日	既往最大日雨量	観測			サイボス
			区町	大字			所属	氏名	電話	
1	(テレ)春野	気田川	天竜区	春野町宮川	S33.2 (S60. 4. 1)	335.0	浜松土木	職員(テレ)	053-458-7268	○
2	(テレ)水窪	水窪川	天竜区	水窪町奥領家	S28.7.1 (S60. 4. 1)	334.0	〃	〃	〃	○
3	(テレ)佐久間	天竜川	天竜区	佐久間町佐久間	S34.9.1 (S63. 4. 1)	315.0	〃	〃	〃	○
4	(テレ)天竜	天竜川	天竜区	二俣町鹿島	S27.9.1 (S60. 4. 1)	353.5	〃	〃	〃	○
5	(テレ)門桁	気田川	天竜区	水窪町山住	(S54. 10. 1)	472.0	〃	〃	〃	○
6	(テレ)川竹	気田川	天竜区	春野町川上	(S54. 10. 1)	376.0	〃	〃	〃	○
7	(テレ)坂野	天竜川	天竜区	佐久間町浦川	(S54. 10. 1)	337.0	〃	〃	〃	○
8	(テレ)龍山	天竜川	天竜区	龍山町戸倉	(H3. 4. 1)	317.0	〃	〃	〃	○
9	(テレ)浜松	馬込川	中央区	中央一丁目	S27.4.1 (S60. 4. 1)	216.5	〃	〃	〃	○
10	(テレ)渋川	都田川	浜名区	引佐町渋川	(S54. 10. 1)	313.0	西部農林	〃	053-458-7224	○
11	(テレ)田沢	田沢川	浜名区	引佐町浄四方	S28.12.25 (H18. 4. 1)	502.0	浜松土木	〃	053-458-7268	○
12	(テレ)細江	井伊谷川	浜名区	細江町小野	S45.10.1 (S60. 4. 1)	310.5	〃	〃	〃	○
13	(テレ)本坂	本坂南川	浜名区	三ヶ日町本坂	(S54. 10. 1)	352.0	〃	〃	〃	○
14	(テレ)浜北	馬込川	浜名区	西美菌	(S54. 10. 1)	183.0	〃	〃	〃	○
15	(テレ)堀留	新川	中央区	入野	(S60. 4. 1)	181.0	〃	〃	〃	○
16	(テレ)都田川ダム	都田川	浜名区	引佐町川名	(S62. 4. 1)	273.0	西部農林	〃	053-458-7224	○
17	(テレ)初生	新川	中央区	初生	(H4. 4. 1)	204.0	浜松土木	〃	053-458-7268	○



気象庁所管雨量観測所

観測所 番号	観測所名	観測種目						所在地	設置個所	緯度 (° ' )	経度 (° ' )	観測 所の 高さ m	風向 風速 計地 上の 高さ
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他						
50226	佐久間	○	○	○	○			天竜区佐久間町浦川		35 05.3	137 45.7	150	10.0
50232	春野	○						天竜区春野町五和		35 00.7	137 59.7	486	
50296	熊	○						天竜区熊2153		34 57.5	137 44.0	375	
50371	三ヶ日	○						浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1	浜松市三ヶ日協働センター	34 48.1	137 33.4	2	
50386	天竜	○	○	○	○			天竜区船明		34 53.4	137 48.8	61	10.0
50456	浜松	○	○	○	○		○	中央区高丘東一丁目		34 45.2	137 42.7	46	16.8

表13-5 浜松市所管雨量観測所

番号	観測所	位置		設置場所	観測		
		区町	大字		データ転送	電話	公開
1	上石田	中央区	上石田町	消防上石田出張所	自動電話応答 テレメーター	053-432-0005	○
2	入野	〃	入野町	入野協働センター	自動電話応答	053-448-4877	
3	和地	〃	和地町	和地協働センター	〃	053-486-1477	
4	庄内	〃	庄内町	消防庄内出張所	自動電話応答 テレメーター	053-487-2477	○
5	神久呂	〃	神原町	神久呂協働センター	〃	053-485-3077	○
6	舞阪	〃	舞阪町 舞阪	舞阪支所	〃	053-592-2111	○
7	芳川	〃	四本松町	消防芳川出張所	〃	053-425-0577	○
8	三方原	〃	三方原町	消防曳馬野主張所	自動電話応答	053-436-4477	
9	都田	浜名区	都田町	都田協働センター	自動電話応答 テレメーター	053-428-3477	○
10	春野	天竜区	春野町 宮川	春野支所	(職員観測)	053-983-0001	

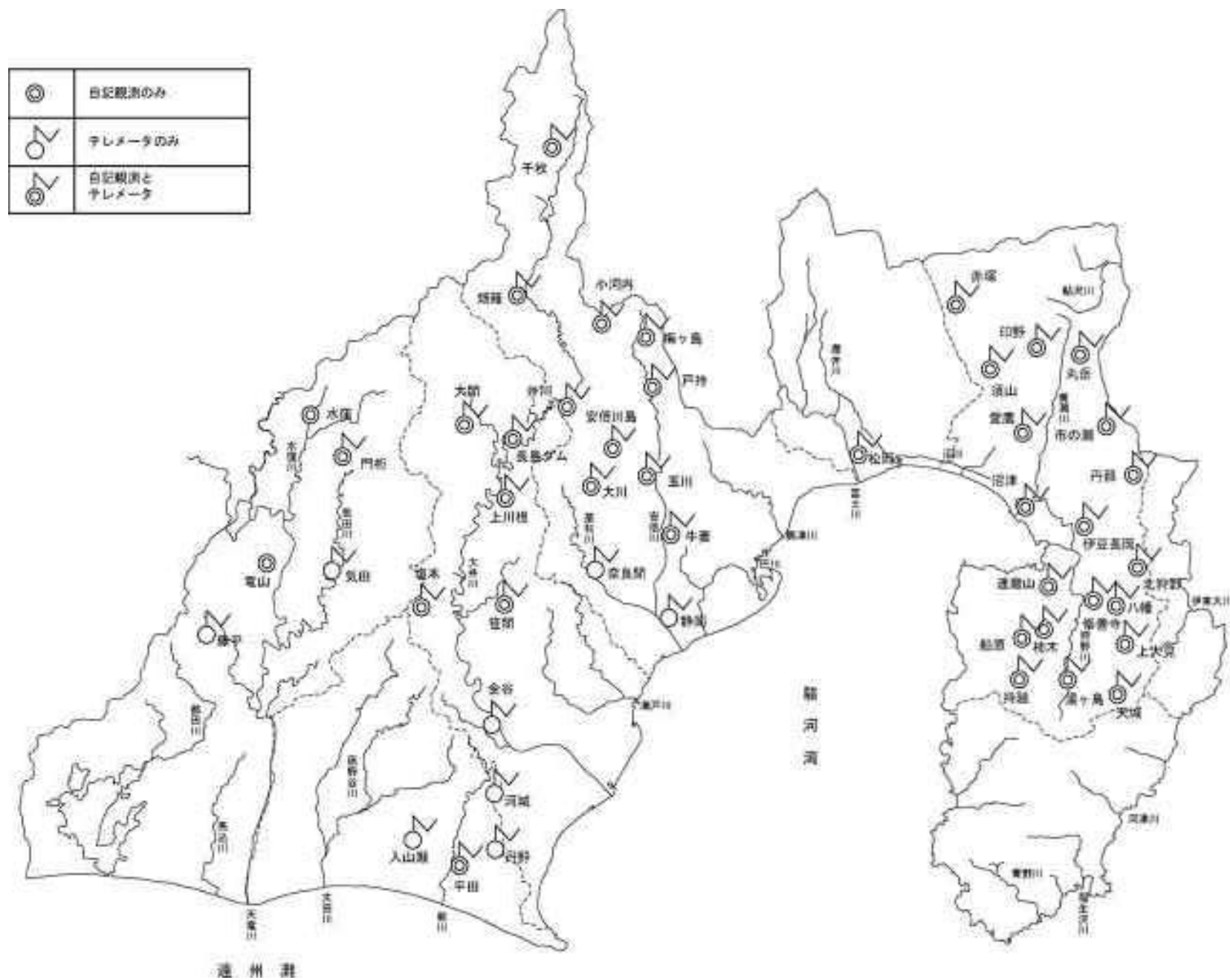


図 13-1 国土交通省所管雨量観測所位置図

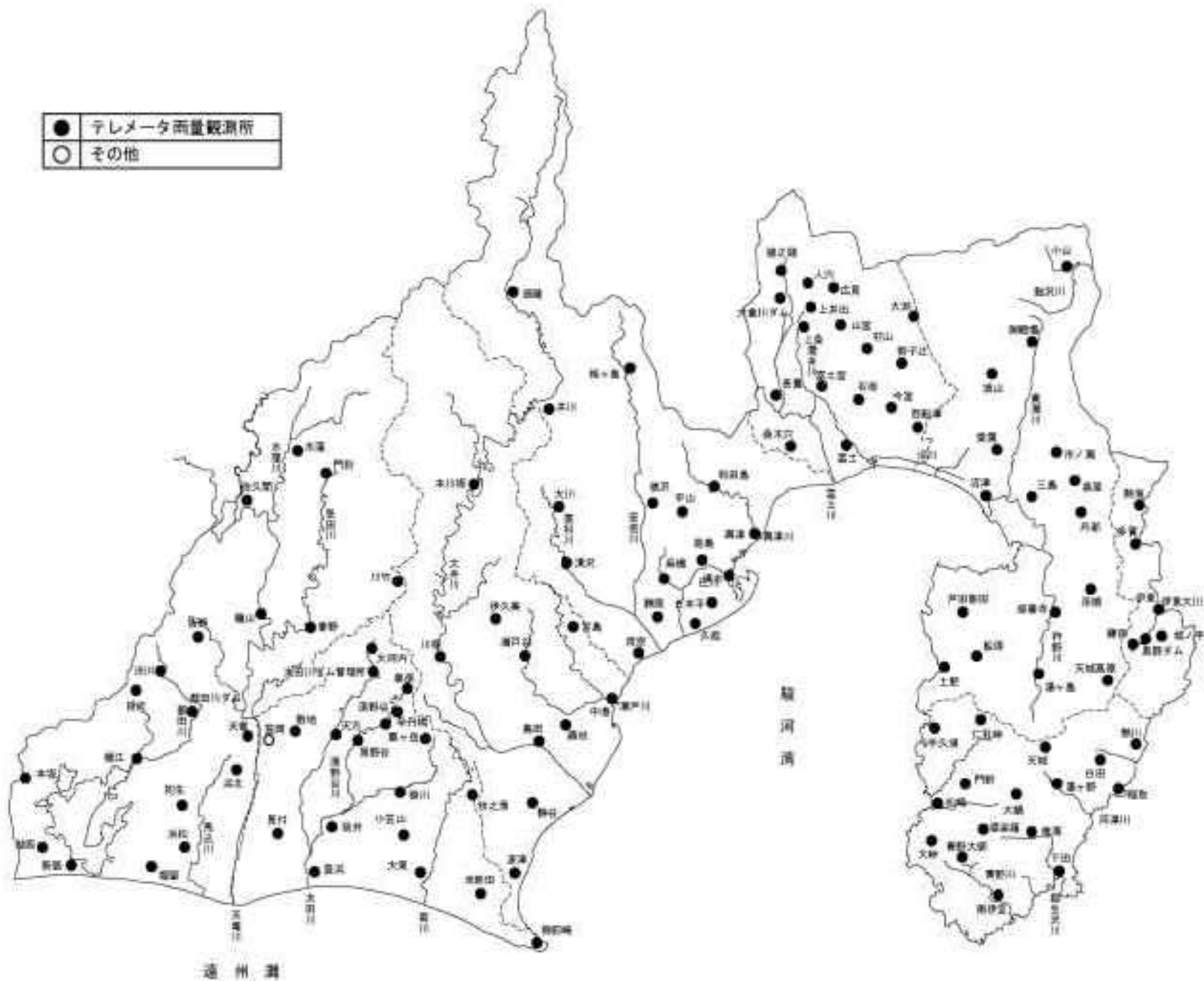


図 13-2 静岡県所管雨量観測所位置図

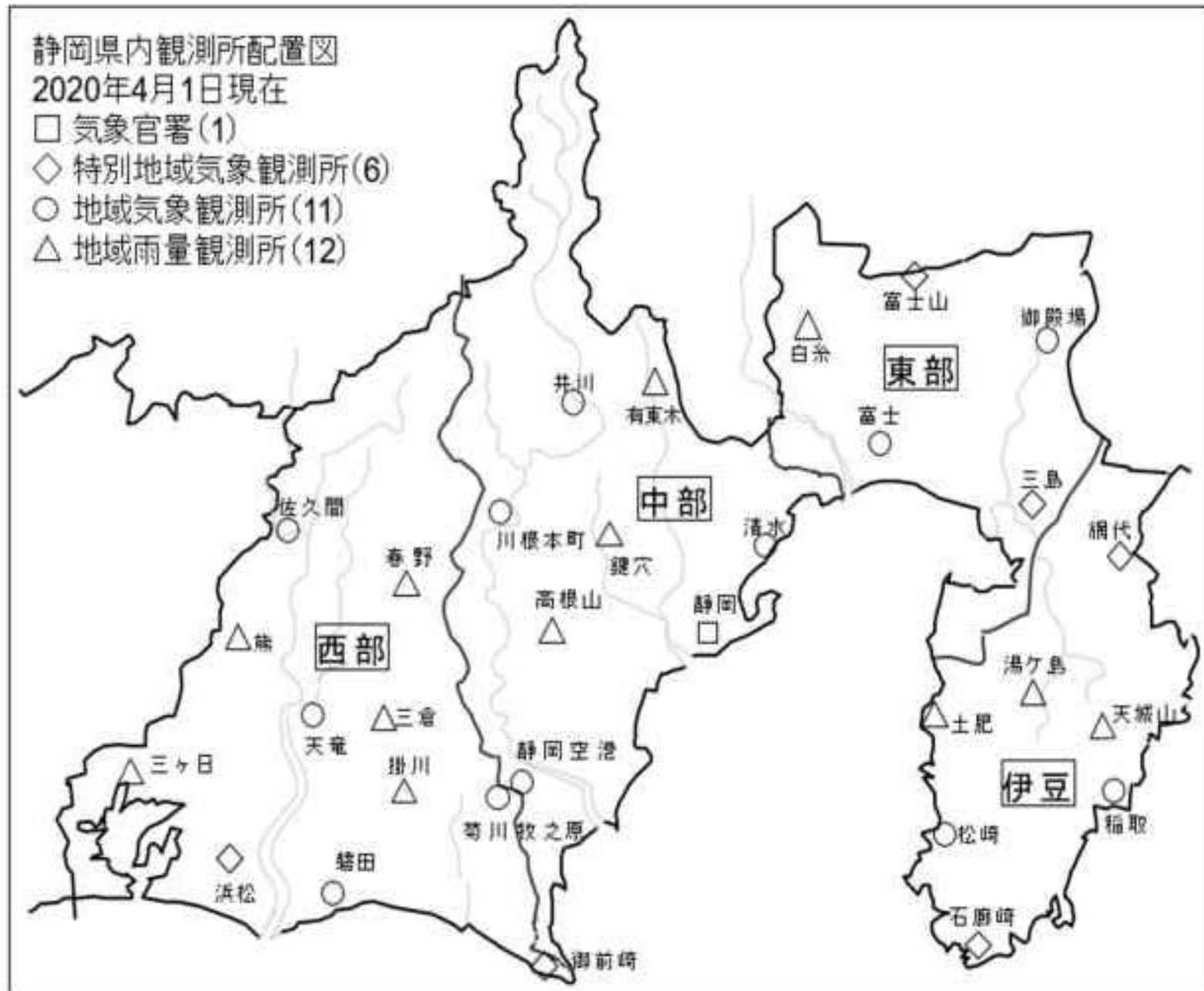


図 13-3 気象庁所管雨量観測所位置図

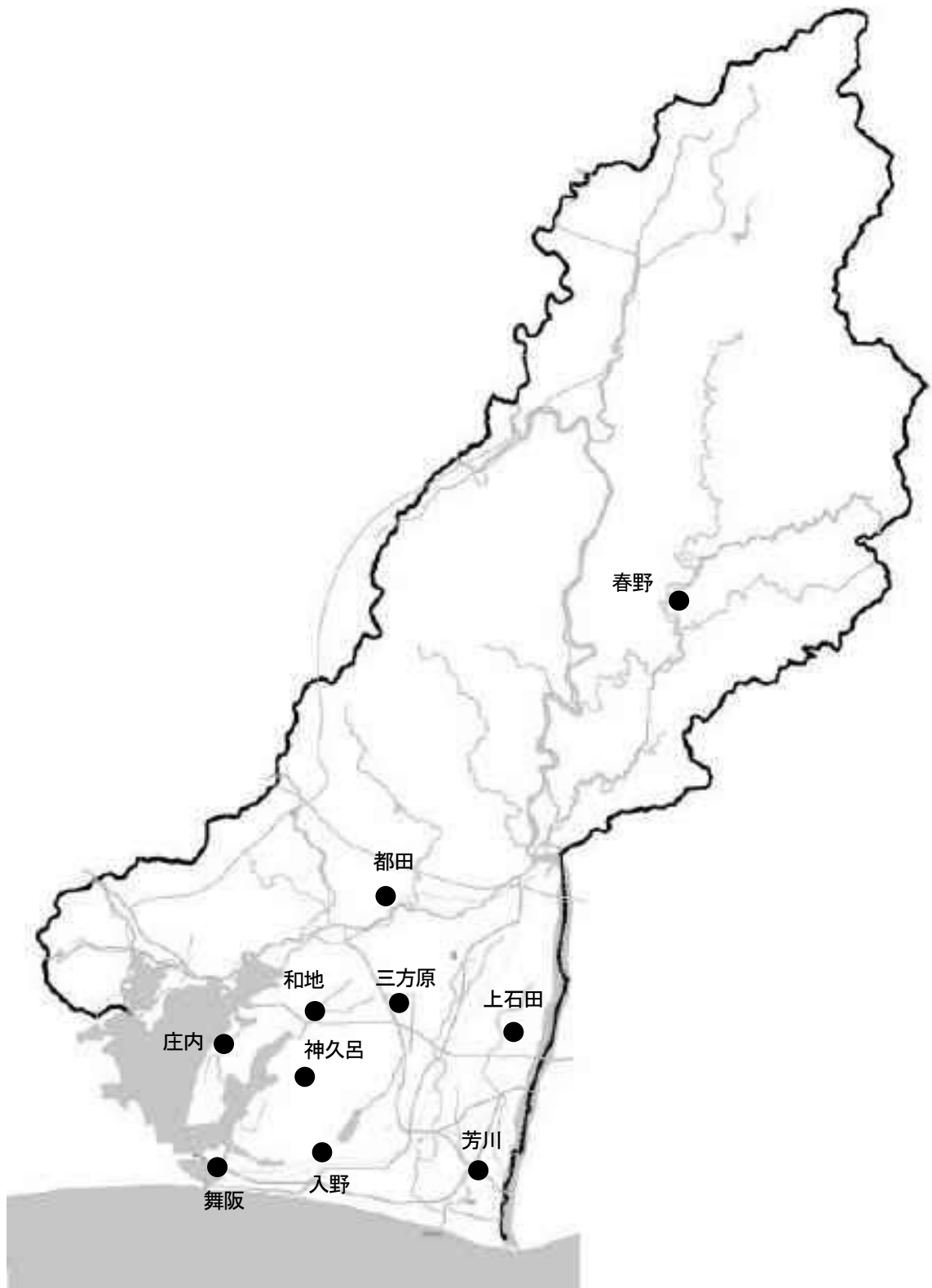


図 13-4 浜松市所管雨量観測所位置図

## 第 1 4 表 水位観測所一覽

表14-1 浜松市内の水位観測所数一覽

所管水位観測所			計
国土交通省所管			6
静岡県所管	テレメータ 水位計	土木	26
		その他	4
	水門水位計		1
	危機管理型 水位計	制御型	9
自律型		1	
市所管			15
計			62

表14-2 国土交通省所管水位観測所

番号	水系名	観測所名	位置 (k m)	所在地	流域 面積 k m <sup>2</sup>	量水標の 0点高m	自記 観測	テレ メータ	器種	観測開始日	テレメータ 開始年月日
1	天竜川	かしま 鹿島	右25.0	天竜区 二俣町鹿島	4880.0	33.981	○	○	水晶式	S2.10.1 S13.6.16	S.33.5.23
2	〃	いけだ 池田	左10.5	磐田市池田	4955.0	9.434	○	○	リード スイッチ式	S60.4.1	H10.12.20
3	〃	なかのまち 中ノ町	右9.1	中央区 中野町	4955.0	7.605	○	○	水晶式	S.36.4.1	S49.6.21
4	〃	かけつか 掛塚	左3.3	磐田市掛塚	4985.0	1.089	○	○	リード スイッチ式	S2.10.1 S50.2.28	S52.6.23
5	気田川	いぬい 犬居	右11.8	天竜区 春野町領家	317.0	104.504	○	○	水晶式 (フロート式)	S29.6.16	S45.7.16
6	大千瀬川	うらかわ 浦川	右2.6	天竜区 佐久間町浦川	351.0	136.560	○	○	フロート式	S48.7.11	S48.7.11

表14-3 静岡県所管水位観測所

番号	観測所	流域 河川	位置		水位				種別	観測 区間	観測			サイ ポ ス
			区 町	大 字	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険			所 属	氏 名	電 話	
1	そうりゅう 双竜橋	二俣川	天竜区	二俣町二俣	2.00	2.50			自記 (テレ)	定時	静岡県 浜松土木	職員	053- 458-7268	○
2	あいおい 相生橋	〃	〃	山 東	1.70	2.20			〃	〃	〃	〃	〃	○
3	りょうじま 両島橋	阿多古川	〃	両 島	2.00	2.50	2.70	3.10	〃	〃	〃	〃	〃	○
4	あおや 青谷橋	〃	〃	青 谷	2.41	2.91			〃	〃	〃	〃	〃	○
5	まつま 松間大橋	気田川	〃	小 川	3.58	4.58			〃	〃	〃	〃	〃	○
6	みさくぼ 水窪大橋	水窪川	〃	水窪町家 奥領家	2.77	3.05	3.83	4.04	〃	〃	〃	〃	〃	○
7	ひらき 平木大橋	気田川	〃	春野町 宮 川	3.74	4.74	5.16	5.38	〃	〃	〃	〃	〃	○
8	まつえ 松江	馬込川	中央区	中 央 三 丁 目	2.20	3.00	3.15	3.40	〃	〃	〃	〃	〃	○
9	しんばし 新橋	〃	〃	有玉南町	2.20	3.10			〃	〃	〃	〃	〃	○
10	あんま 安間	安間川	〃	安 新 町	1.80	2.10	2.15	2.40	〃	〃	〃	〃	〃	○
11	いりの 入野	新川	〃	入 野 町	0.70	1.00			〃	〃	〃	〃	〃	○
12	にしかもえ 西鴨江	〃	〃	西鴨江町	1.20	1.50			〃	〃	〃	〃	〃	○
13	ほりどめ 堀留	堀留川	〃	入 野 町	(2.10)	(2.40)			〃	〃	〃	〃	〃	○
14	はなかわ 花川橋	花川	〃	和 地 町	1.20	1.50			〃	〃	〃	〃	〃	○
15	うぶみ 宇布見橋	新川	〃	雄踏町 宇 布 見	(2.00)	(2.50)			〃	〃	〃	〃	〃	○
16	いさみ 伊佐見橋	伊佐地川	〃	伊左地町	1.70	1.90			〃	〃	〃	〃	〃	○
17	とみつか 富塚	段子川	〃	富 塚 町	(2.50)	(3.00)			〃	〃	〃	〃	〃	○
18	すべ 須部(農)	都田川	浜名区	都 田 町	4.50	5.00			〃	〃	西部農林	〃	053- 458-7224	○
19	おちあい 落合橋(農)	〃	〃	細江町 中 川	2.50	2.70	2.80	3.10	〃	〃	〃	〃	〃	○
20	せと 瀬戸橋	〃	〃	細江町 中 川	5.04	5.54	5.75	6.75	〃	〃	静岡県 浜松土木	〃	053- 458-7268	○
21	いめ 伊目	〃	〃	細江町 気 賀	1.20	1.50			〃	〃	〃	〃	〃	○
22	ぬえしろ 鶴代	釣橋川	〃	三ヶ日町 鶴 代	1.00	1.30			〃	〃	〃	〃	〃	○
23	つりばしがわ 釣橋川	〃	〃	三ヶ日町 岡 本	1.60	2.00	2.10	2.35	〃	〃	〃	〃	〃	○
24	せと 瀬戸	都田川	湖西市	横 山	1.50	2.00			〃	〃	〃	〃	〃	○
25	さかた 坂田橋	井伊谷川	浜名区	引佐町 井 伊 谷	0.90	1.90	2.40	2.95	〃	〃	〃	〃	〃	○
26	ほうがわ 芳川	芳川	中央区	植 松 町	2.00	2.35	2.45	2.80	〃	〃	〃	〃	〃	○
27	みやこだがわ 都田川 ダム	都田川	浜名区	引佐町 東久留女木新田					〃	〃	西部農林	〃	053- 458-7224	○
28	かわいぶち 川合淵(農)	〃	〃	引佐町 西久留女木					〃	〃	〃	〃	〃	○
29	やはぎ 矢矧橋	馬込川	〃	平 口					〃	〃	静岡県 浜松土木	〃	053- 458-7268	○
30	いちの 市野橋	安間川	中央区	市 野 町					〃	〃	〃	〃	〃	○

括弧付水位は暫定値

表14-4 静岡県所管水門水位観測所

番号	観測所	流域川	位置		水位				種別	観測区間	観測			サイボス
			区町	大字	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険			所属	氏名	電話	
1	入野富士見水門	新川	中央区	入野町					自記(テレ)	定時	静岡県 浜松土木	職員	053-458-7268	

表14-5 浜松市所管水位観測所

番号	観測所	流域川	位置		水位			種別	観測区間	観測			
			区町	大字	通報水位	危険水位	護岸高			所属	氏名	電話	公開
1	新川浄化水路	新川浄化水路	中央区	上島一丁目			2.00	自記(テレ)	定時	浜松市 河川課	職員	053-457-2452	
2	高塚川(新津橋)	高塚川	〃	新橋町	1.10	1.40	2.00	〃	〃	〃	〃	〃	〇
3	高塚川(枇杷橋)	高塚川	〃	小沢渡町				〃	〃	〃	〃	〃	〇
4	堀留運河	堀留川	〃	東伊場二丁目	1.20	1.60	2.00	〃	〃	〃	〃	〃	〇
5	鴨江調整池	鴨江排水路	〃	鴨江三丁目			2.80	〃	〃	〃	〃	〃	
6	鴨江排水路	〃	〃	西伊場町			2.10	〃	〃	〃	〃	〃	〇
7	新川(海老塚)	新川	〃	海老塚二丁目			2.32	〃	〃	〃	〃	〃	〇
8	東芳川(南陽橋)	芳川	〃	芳川町				〃	〃	〃	〃	〃	〇
9	五反田川(梶池)	五反田川	浜名区	宮口				〃	〃	〃	〃	〃	〇
10	貉川(さぎの宮駅)	貉川	中央区	大瀬町				〃	〃	〃	〃	〃	〇
11	御陣屋川(新屋橋)	御陣屋川	浜名区	内野				〃	〃	〃	〃	〃	〇
12	権現谷川(富塚町)	権現谷川	中央区	富塚町				〃	〃	〃	〃	〃	〇
13	九領川(下山田橋)	九領川	〃	志都呂二丁目				〃	〃	〃	〃	〃	〇
14	北裏川(子安町)	北裏川	〃	子安町				〃	〃	〃	〃	〃	〇
15	二光大橋	旧二俣川	天竜区	二俣町				〃	〃	〃	〃	〃	〇

※高塚川(新津橋)と堀留運河については通報水位に達すると関係職員に対しメール連絡有



表14-6 静岡県所管危機管理型水位観測所

番号	観測所	流域川	位置		水位		観測開始年月日	種別	観測			公開
			区町	大字	観測開始(TP)(m)	位置相当(TP)(m)			所属	氏名	電話	
1	井口橋	相川	天竜区	佐久間町浦川	151.55	154.90	H31.3.16	洪水時(制御型)	静岡県浜松土木	職員	053-458-7268	○
2	原田橋	河内川	天竜区	佐久間町佐久間	133.02	135.82	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
3	篠原橋	杉川	天竜区	春野町豊岡	164.14	165.67	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
4	落合2号橋	西阿多古川	天竜区	西藤平	66.32	68.46	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
5	米沢橋	米沢川	天竜区	米沢	50.15	51.50	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
6	森下橋	宇利山川	浜名区	三ヶ日町本岡	4.16	6.17	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
7	大谷橋	都筑大谷川	浜名区	三ヶ日町大谷	12.79	14.10	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
8	薬師谷橋	東神田川	中央区	神ヶ谷町	1.58	3.45	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
9	本坂橋	日比沢川	浜名区	三ヶ日町本坂	18.50	20.37	H31.3.16	〃	〃	〃	〃	○
10	西川	西川	天竜区	龍山町大嶺	79.93	84.06	H30.12.19	常時(自律型)	〃	〃	〃	○



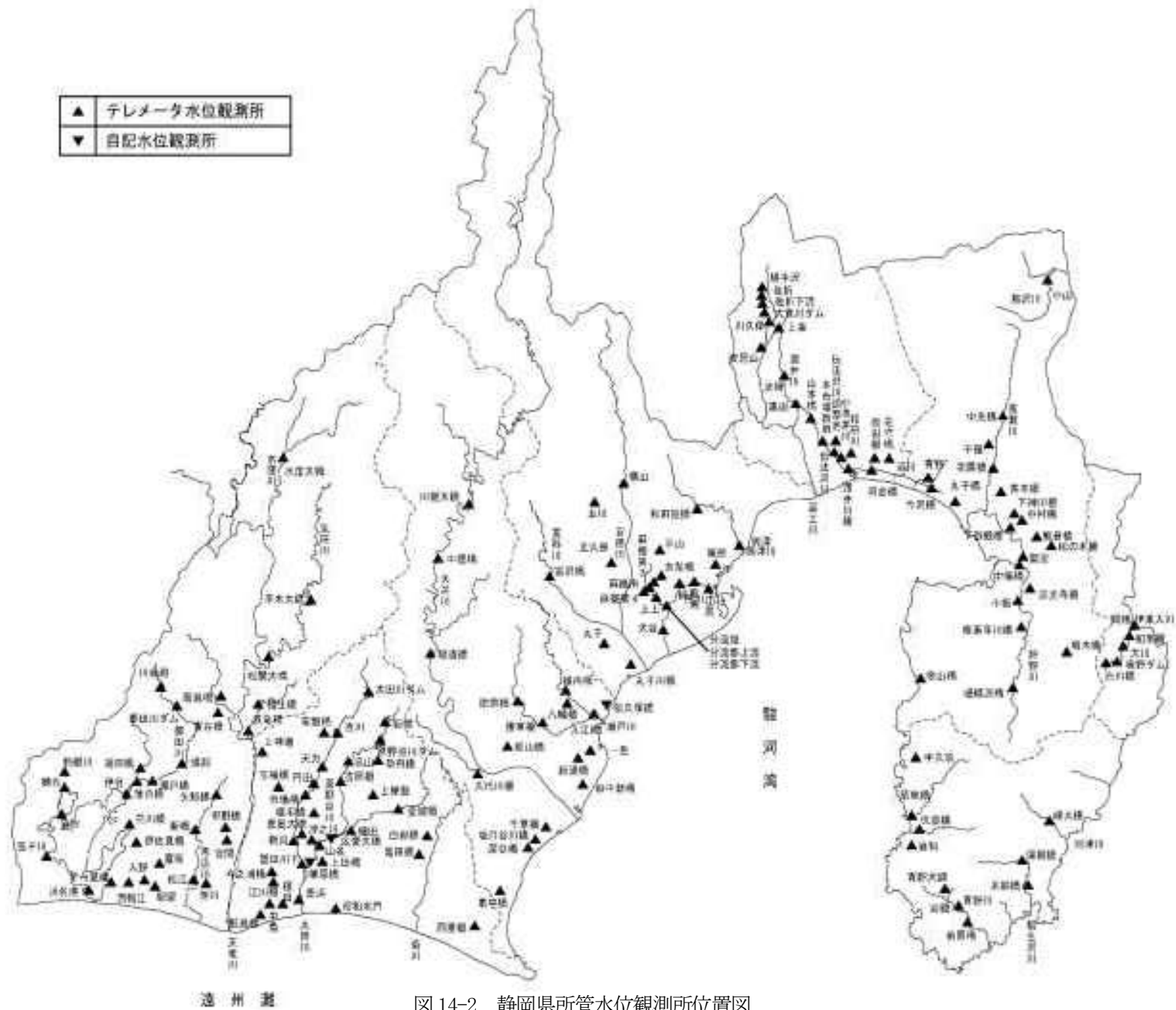


図 14-2 静岡県所管水位観測所位置図

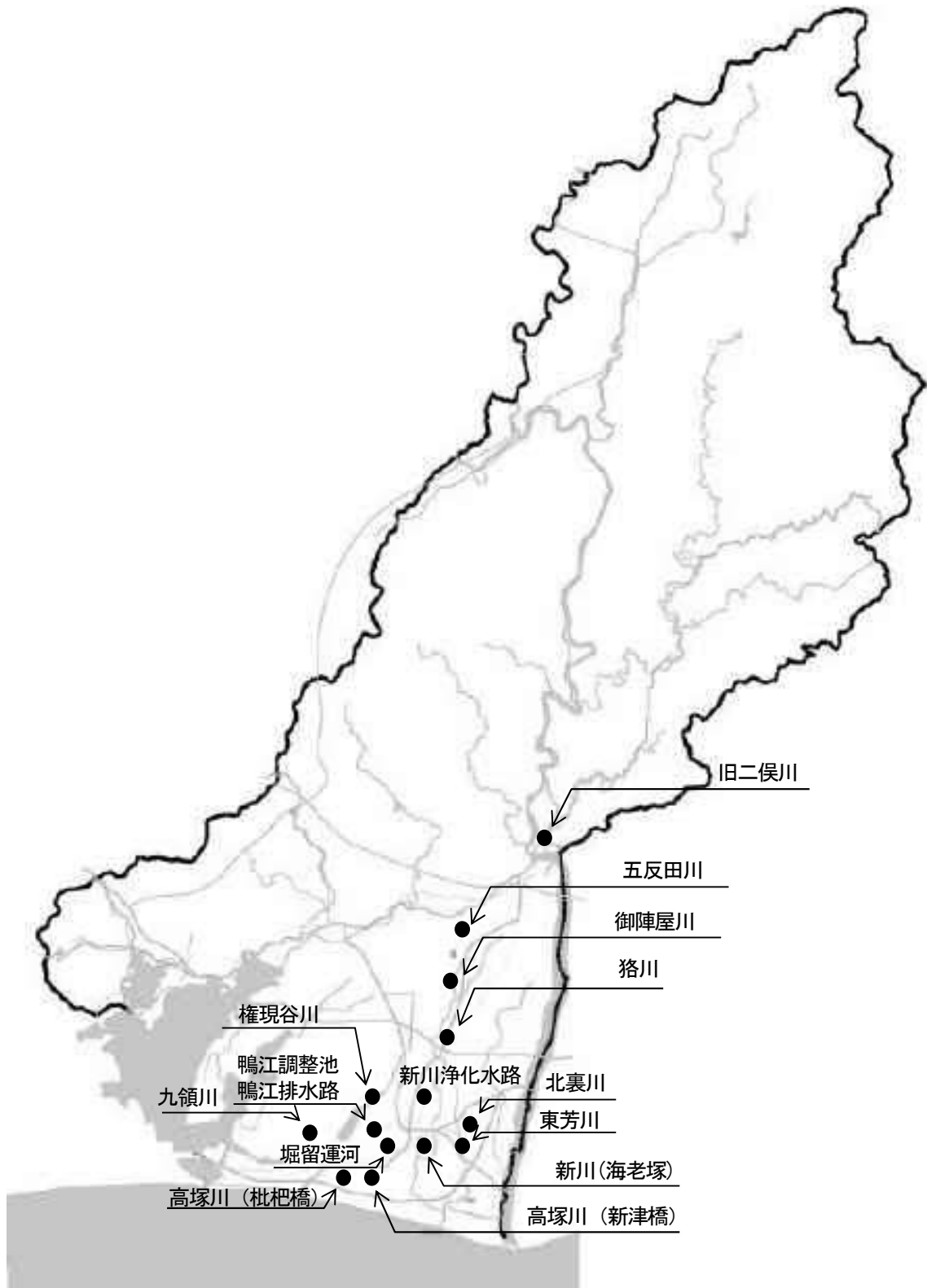


図 14-3 浜松市所管水位観測所位置図



# 第 15 表 監視カメラ一覧表

表15-1 浜松市所管監視カメラ一覧

番号	種別	観測所名	設置場所		監視対象	公開
			区	町		
1	道路	森田地下道	中央区	東伊場二丁目	(市) 第二森田地下道	
2	〃	新弁天地下道	中央区	舞阪町	(県) 新弁天地下道	
3	〃	若林北交差点	中央区	若林町	(市) 鴨江倉松線	
4	〃	可美公園東	中央区	若林町	〃	
5	〃	芳川町交番前	中央区	芳川町	(国) 150号	
6	〃	三ヶ日駅前	浜名区	三ヶ日町三ヶ日	(国) 362号	
7	〃	白竜橋 (馬込川)	中央区	瓜内町 ※河川33と同一箇所	(市) 曳馬中田島線	
8	〃	新原東原北交差点	浜名区	新原	(国) 152号	
9	〃	中瀬中央地下道	浜名区	中瀬	(市) 浜北豊保中瀬北1号線 (中瀬中央地下道)	
10	〃	中瀬1号地下道	浜名区	中瀬	(市) 浜北於呂河原橋中瀬線 (中瀬1号地下道)	
11	〃	下阿多古小学校西	天竜区	両島	(主) 天竜東栄線	
12	〃	川上橋 (杉川)	天竜区	春野町川上	(国) 362号	
13	〃	湯之沢橋 (大井トンネル東)	天竜区	佐久間町大井	(国) 152号	
14	〃	北条峠東	天竜区	佐久間町奥領家 南野田	(県) 水窪羽ヶ庄佐久間線	
15	〃	翁川橋 (草木トンネル南)	天竜区	水窪町奥領家池島	(国) 152号	
16	〃	原田橋	天竜区	佐久間町中部地先	(国) 473号	
17	河川	谷口前橋 (新川浄化水路)	中央区	上島一丁目	(準) 新川浄化水路	
18	〃	鴨江排水路	中央区	西伊場町	鴨江都市下水路	○
19	〃	第一堀留橋 (堀留運河)	中央区	東伊場二丁目	(普) 菅原1号排水路	○
20	〃	東若林水門 (堀留川)	中央区	東若林町	東若林水門	
21	〃	新津橋 (高塚川)	中央区	新橋町	(普) 高塚川	○
22	〃	諏訪橋 (芳川)	中央区	本郷町	(二) 芳川	
23	〃	若草橋 (安間川)	中央区	天王町	(普) 市野町17号排水路	○
24	〃	四郎五郎橋 (新川)	中央区	海老塚二丁目	(準) 新川	○
25	〃	新気田川橋 (気田川)	天竜区	春野町気田	(一) 気田川	
26	〃	神戸橋 (釣橋川)	浜名区	三ヶ日町岡本	(二) 釣橋川	
27	〃	兔橋 (段子川)	中央区	富塚町	(二) 段子川	
28	〃	馬込大橋 (馬込川)	中央区	有玉南町	(二) 馬込川	
29	〃	下善排水機場 (馬込川)	浜名区	新原	(二) 馬込川	
30	〃	堀留橋 (堀留川)	中央区	西伊場町	(二) 堀留川	○

番号	種別	観測所名	設置場所		監視対象	公開
			区	町		
31	河川	枇杷橋 (高塚川)	中央区	小沢渡町	(普) 高塚川	○
32	〃	田尻排水機場 (高塚川)	中央区	田尻町	(普) 高塚川	
33	〃	南陽橋 (東芳川)	中央区	芳川町	(準) 東芳川	
34	〃	白竜橋 (馬込川)	中央区	瓜内町 ※道路7と同一箇所	(二) 馬込川	○
35	〃	神明川右岸ポンプ場 (神明川)	浜名区	三ヶ日町三ヶ日	(準) 神明川	
36	〃	五反田川 (梶池)	中央区	大瀬町	(準) 五反田川	
37	〃	貉川 (さぎの宮)	浜名区	平口	(準) 貉川	
38	〃	阿津ま橋 (堀留川)	中央区	入野町	(二) 堀留川	○
39	〃	九領川 (下山田橋)	中央区	志都呂二丁目	(二) 九領川	○
40	〃	曳馬川 (小出橋)	中央区	曳馬町	(準) 曳馬川	○
41	〃	山後雨水ポンプ場	浜名区	細江町気賀	山後雨水ポンプ場	
42	〃	本沢合16号排水路	浜名区	本沢合	(普) 本沢合16号排水路	○
43	〃	二光大橋	天竜区	二俣町二俣	(普) 旧二俣川	○
44	海岸	浜名大橋		国道1号浜名BP		
45	〃	南部清掃工場(2台)	中央区	江之島町	(危機管理課)	
46	〃	西部清掃工場	中央区	篠原町	(危機管理課)	
47	〃	今切団地	中央区	舞阪町舞阪	(危機管理課)	



図 15-1 浜松市所管監視カメラ位置図



## 第16表 水防区連絡系統図

### 無線電話使用方法

地上回線を使用の際は局番の前に「5」

衛星回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

ただし、県の各土木支所は地上回線のみで衛星回線は使用できない。(天竜支局除く)

また、市町の「局番—9001」について、県が災害対策本部を設置した際にホットライン電話となり、使用できない場合がある。

なお、国土交通省マイクロ回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

注 「電」は加入電話番号

「無」は無線電話番号（\*は地上系のみ）

「国」は国土交通省マイクロ回線番号

---- は無線電話

— は加入電話

..... は国土交通省マイクロ回線による連絡を示す。

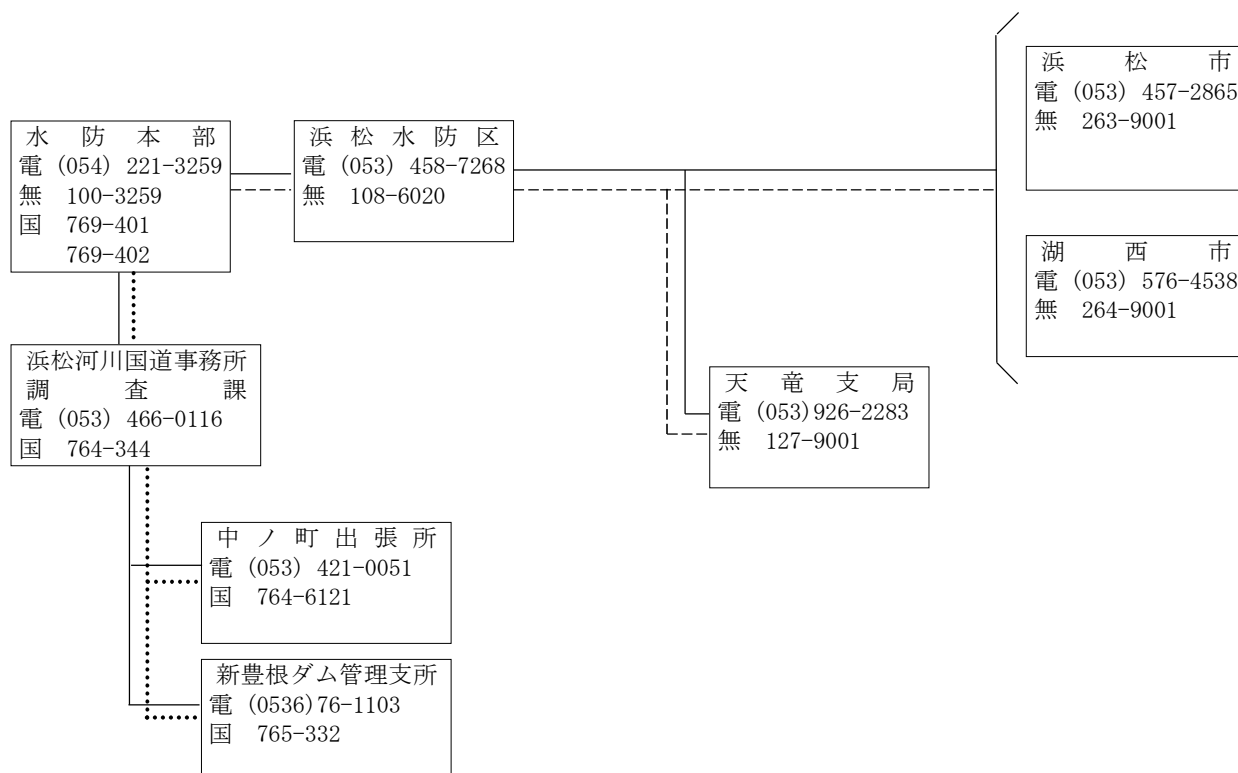
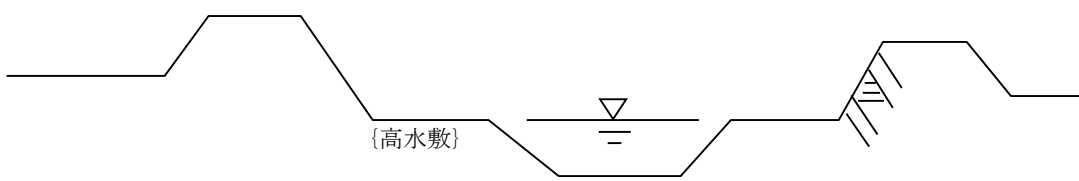
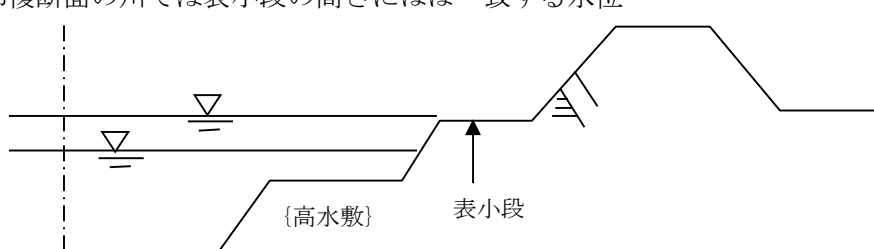


図 16-1 浜松水防区連絡系統図

## 第 17 表 水位の種類及び内容

表 17-1 水位の種類及び内容

種 類	内 容
計 画 高 水 位	<p>工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。</p>
水防団待機 水 位 (通報水位) (指定水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流量からみた場合は、計画高水流量の約 2 割の流量が流れる水位</li> <li>・ 1 年間に 5 ～ 10 日起こる程度の水位                         <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 1 年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から 5 ～ 10 番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化が有れば、この基準は使えない。</li> </ul> </li> <li>・ 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="text-align: center;">{高水敷}</p> </div>
氾濫注意 水 位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位</li> <li>・ 平均低水位から計画高水位までの下から 6 割の水位                         <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は 1 日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位</li> </ul> </li> <li>・ 約 3 年間に 1 回起こる程度の水位                         <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 水位の超過確率を考え 3 年確率相当水位を求める</li> </ul> </li> <li>・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p style="text-align: center;">{高水敷}      表小段</p> </div>
避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位</li> <li>・ 避難準備・高齢者等避難開始等の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。</li> </ul>
氾濫危険水位 (危険水位) (洪水特別警戒 水位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。</li> <li>・ 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、掘込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあつてはこの限りでない。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画高水位</li> <li>②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位</li> </ul> </li> <li>・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。</li> </ul>

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、表 17-1 の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)が発表されてから水防団が出動し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故水位は固定的なものではなく水防準備にかかる時間と、洪水到達時間を考慮しつつ表 17-1 の基準をふまえ、各水位を決めなければならない。河川ごとに図 17-1 のような調査を行い考慮してみる必要がある。

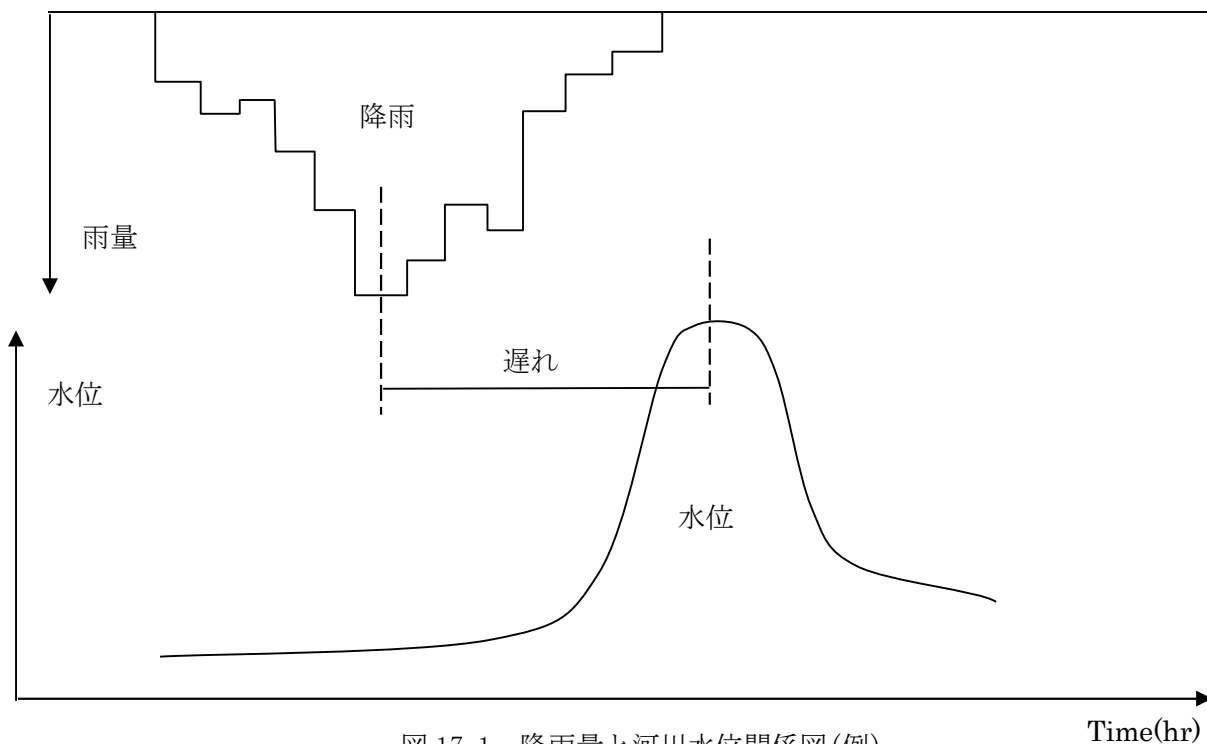


図 17-1 降雨量と河川水位関係図(例)

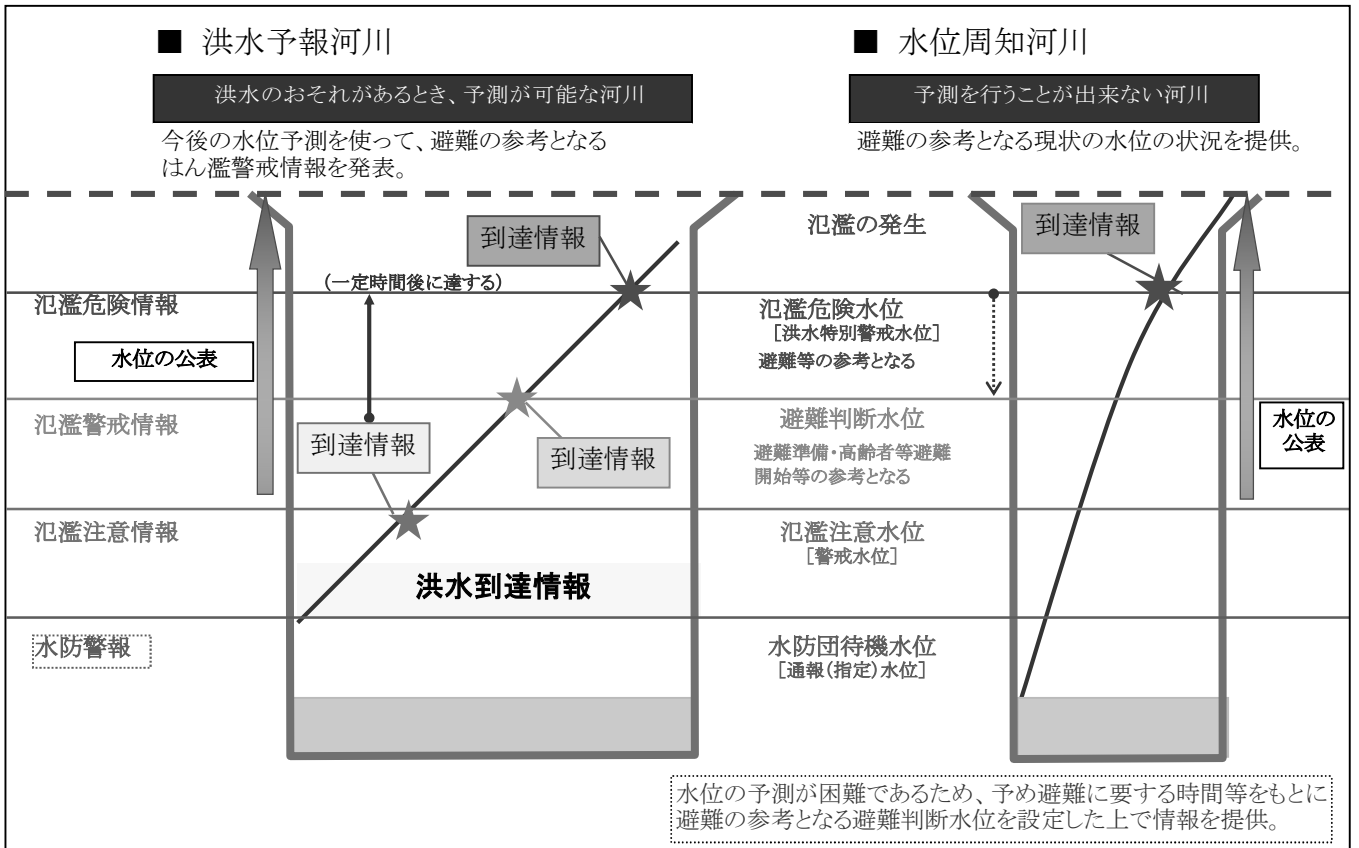
表 17-2 危機管理型水位計設置河川の水位

種 類	内 容
観測開始水位	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位情報の提供を開始する水位</li> <li>水位計設置地点における河岸高の概ね 5 割の水位</li> </ul> 1 年間に 10 回程度の洪水を想定
氾濫開始水位相当	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位計設置地点における河岸高(堤防高)</li> </ul>

危機管理型水位計設置河川については、サイポスレーダーにて水位情報の提供を行う。

表 17-3 指定河川における情報提供について

発表情報名		水 防 警 報	洪 水 予 報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難勧告等の発表が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、 一般住民	水防管理団体（水防団）、 一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる



## 第18表 浸水想定区域内の地下街等

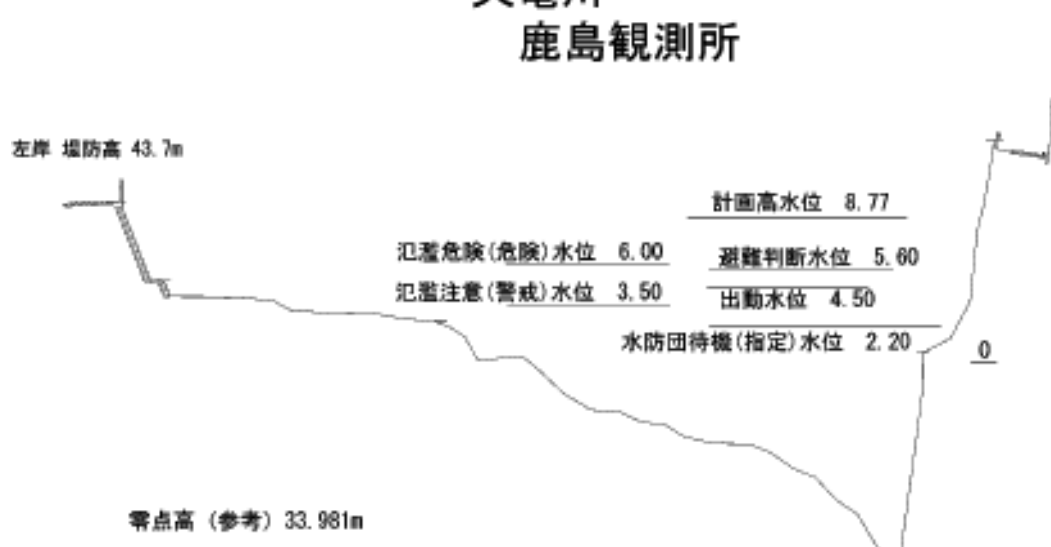
水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に基づく施設は下記のとおりである。

No	施設名称	所在地	施設面積 (㎡)	管理者	避難確保計画 浸水防止計画 作成状況
1	アクトシティ浜松	中央区板屋町111番地の1	56,724.23	(株) アクトシティ マネジメント	○
2	浜松アリーナ	中央区和田町808番地の1	8,375.64	(公財) 浜松体育 協会グループ	○
3	浜松市駅南地下駐車場	中央区砂山町366番地	13,583.98	浜松まちづくり公社・ 遠鉄アシスト共同事業体	○
4	中貿ビルディング	中央区砂山町320番地の2	5,891.30	(株) 遠鉄百貨店	○
5	えんてつビル	中央区旭町12番地の1	5,855.98	(株) 遠鉄百貨店	

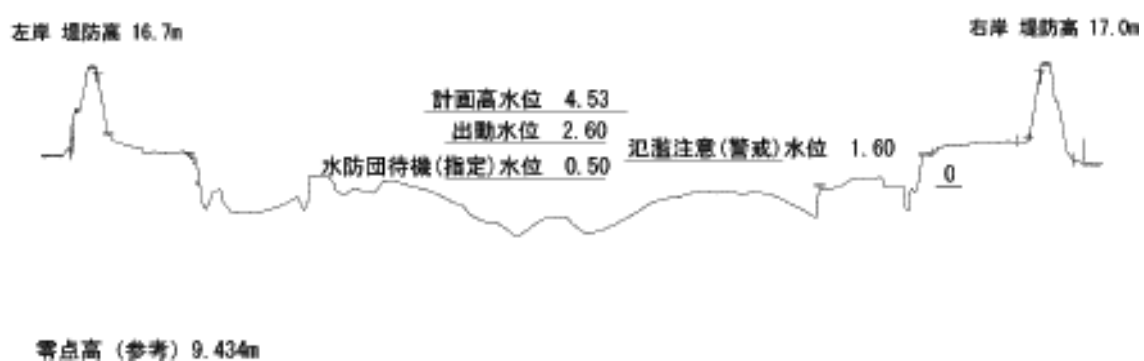
※浸水想定区域内にある地階の床面積の合計が5,000㎡以上で、不特定かつ多数の者が利用する施設を対象とした。（平成19年度、消防庁調査参照）

# 水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

## 天竜川 鹿島観測所



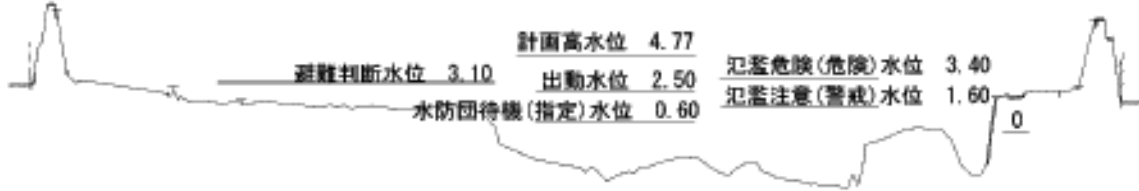
## 天竜川 池田観測所



# 天竜川 中ノ町観測所

左岸 堤防高 15.6m

右岸 堤防高 14.7m

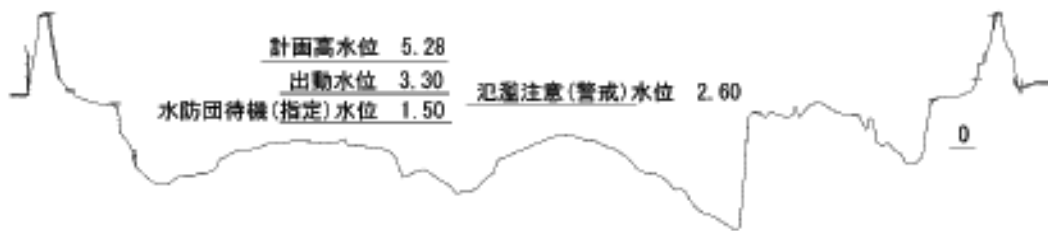


零点高(参考) 7.605m

# 天竜川 掛塚観測所

左岸 堤防高 9.3m

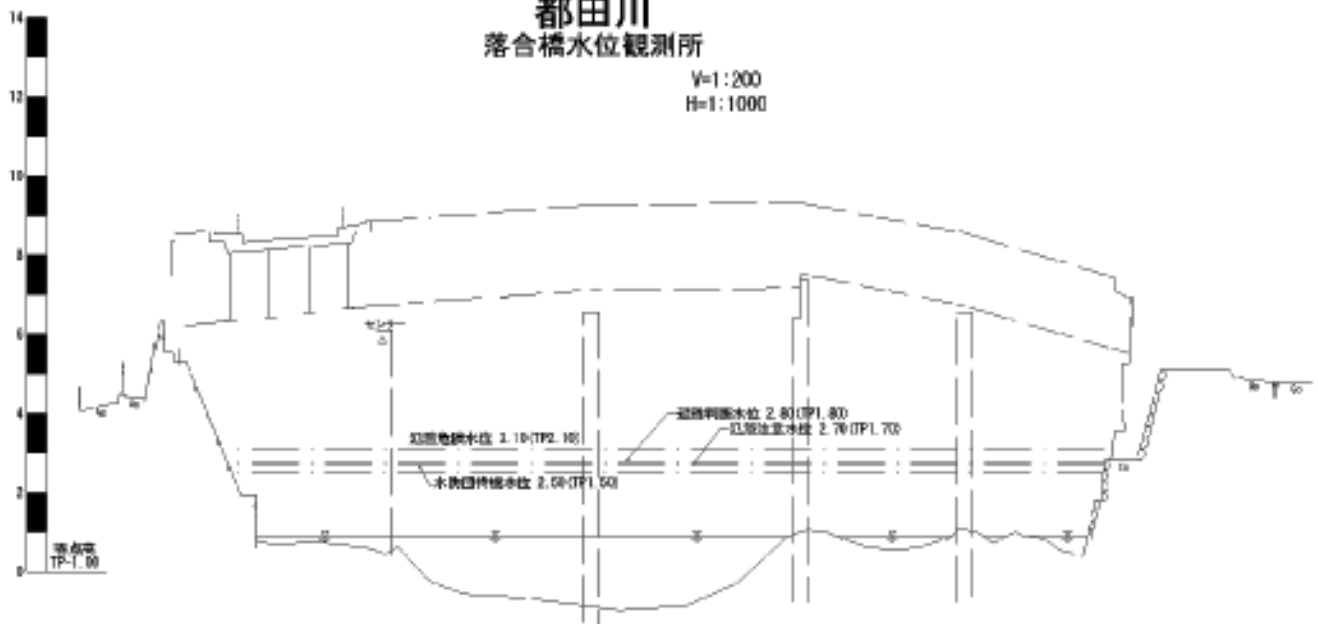
右岸 堤防高 9.4m



零点高(参考) 1.089m

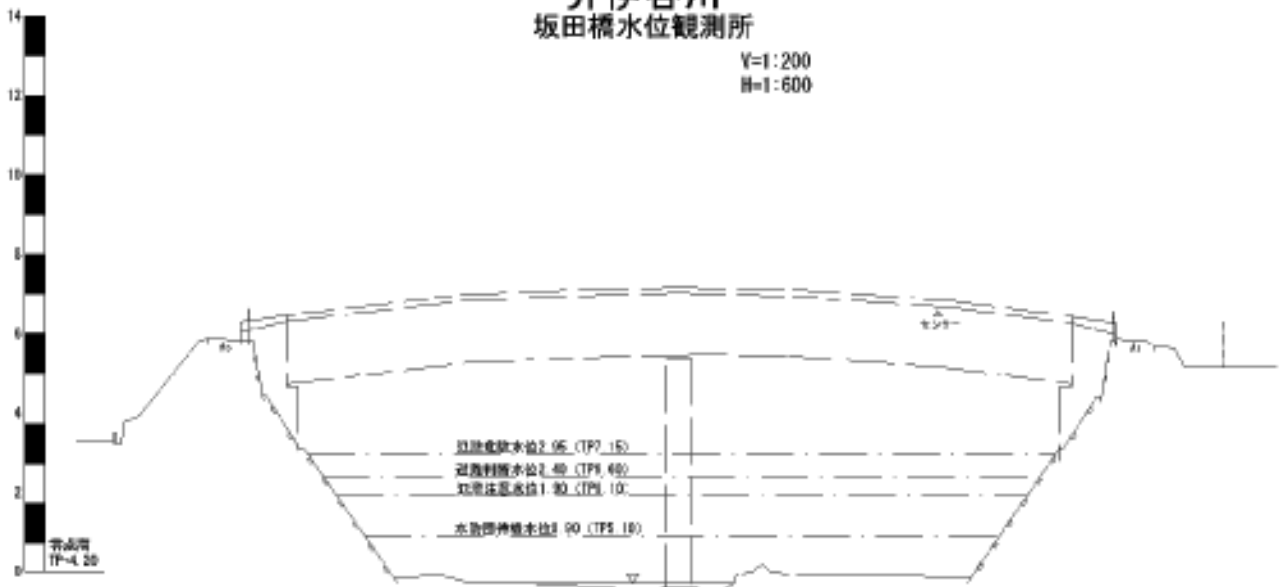
## 都田川 落合橋水位観測所

Y=1:200  
H=1:1000



## 井伊谷川 坂田橋水位観測所

Y=1:200  
H=1:600





# 参 考 資 料

参考資料 1 水防法	166
参考資料 2 気象業務法（抜粋）	187
参考資料 3 気象業務法施行令（抜粋）	189
参考資料 4 気象業務法施行規則（抜粋）	192
参考資料 5 気象庁予報警報規程（抜粋）	193
参考資料 6 水防活動実施の報告について	195

# 水 防 法

[ 昭和 24 年 6 月 4 日 ]  
法律第 193 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、1 の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

第 7 条（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ。）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者、同法第 25 条の 11 第 1 項に規定する流域下水道管理者及び同法第 27 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 7 条第 4 項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

#### (水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

#### (都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

#### (指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

#### (水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

#### (水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

#### (公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

#### (退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

#### (都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都

道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

#### (都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第3章 水防活動

#### (河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経

済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

#### (都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

#### (水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

#### (国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

**(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)**

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)**

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**(関係市町村長への通知)**

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

**(洪水浸水想定区域)**

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川

2 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川

- 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区組間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
  - 1 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
  - 2 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
  - 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

#### (雨水出水浸水想定区域)

- 第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあっては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 1 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
  - 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水等の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあっては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想



定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
  - 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
  - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

#### （高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の3の規定により指定した海岸
  - 2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

#### （浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定により気象庁長官、国土交通大臣及

び気象庁長官又は都道府県知事及び気象長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員

2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条

第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項  
(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなけれ

ばならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

#### (大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

#### (市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第4

4 条第 1 項 に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同条第 2 項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第 3 項、第 15 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 15 条の 3 第 1 項並びに前条第 1 項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

#### (浸水被害軽減地区の指定等)

第 15 条の 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第 1 項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区とその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 前 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定の解除について準用する。

#### (標識の設置等)

第 15 条の 7 水防管理者は、前条第 1 項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第 1 項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (行為の届出等)

第 15 条の 8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

#### (大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 国土交通大臣
- 2 当該河川の存する都道府県の知事
- 3 当該河川の存する市町村の長
- 4 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 5 当該河川の河川管理者
- 6 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 7 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

#### (都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 当該都道府県知事
- 2 当該河川の存する市町村の長
- 3 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 4 当該河川の河川管理者
- 5 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 6 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

#### (予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

#### （河川管理者の援助等）

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

#### （水防警報）

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

#### （水防団及び消防機関の出動）

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

#### （優先通行）

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

#### （緊急通行）

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

### (水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

### (警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

### (警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

### (応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

### (居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

### (決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

### (決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

### (水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

### (公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場にお



いて、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、または車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

#### (立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

#### (知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

#### (特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と

する。

#### (水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

#### (津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

### 第4章 指定水防管理団体

#### (水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

#### (水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

#### (水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる

## 第5章 水防協力団体

### (水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

### (監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### (情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第6章 費用の負担及び補助

### (水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

#### (利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域に属する都道府県知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

#### (都道府県の費用負担)

第43条 この法律による都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

#### (国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

#### (費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

### 第7章 雑則

#### (第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令に定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

#### (表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると

認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報償を行うことができる。

#### (報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

#### (勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

#### (資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

#### (権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 第15条の7第3項の規定に違反した者

2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を

妨げた者。

2 第20条第2項の規定に違反した者。

3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、防げ、若しく忌避した者。

### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

## 気象業務法（抜粋）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

### 第 3 章 予報及び警報

#### （予報及び警報）

第 1 3 条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第 1 6 条を除き、以下この章において同じ。）津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第 1 項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の、予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前 2 項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第 1 4 条の 2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 0 条第 2 項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第 1 1 条第 1 項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報および警報をしなければならない。

4 第 1 3 条第 3 項の規定は、前 3 項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 1 4 条の 2 第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第 2 項又は第 3 項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 1 7 条及び第 2 3 条の規定は、適用しない。

第15条 気象庁は第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第3項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよう努めなければならない。

第15条の2 気象庁は第13条の2第1項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第1項の通知を受けた場合に準用する。

4 第2項又は前項において準用する前条第2項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

#### (警報の制限)

第23条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。



## 気象業務法施行令（抜粋）

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第4条 法第13条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天 気 予 報	当日から3日以内における風、天気、気温等の予報
週 間 天 気 予 報	当日から7日間の天気、気温等の予報
季 節 予 報	当日から1箇月間、当日から3箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地 震 動 予 報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火 山 現 象 予 報	噴火、降灰等の予報
津 波 予 報	津波の予報
波 浪 予 報	当日から3日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 震 動 注 意 報	地震動によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火 山 現 象 注 意 報	噴火、降灰等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起る恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火 山 現 象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
海 面 水 温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海 流 予 報	海流の状況の予報
海 氷 予 報	沿岸における海氷の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

(特別警報)

第5条 法第13条の2第1項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雪、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第7条 法第14条の2第1項の規定による予報及び警報は、随時に、下の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用 気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 津波注意報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 津波警報	津波に関する警報
水防活動用 高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用 高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用 洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第8条 法第15条第1項の規定による通知は、下の各号に定めるところにより行うものとする。

1 法第13条第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

3 法第14条の2第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

4 法第14条の2第2項又は第3項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第9条 法第15条の2第1項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種 類	通 知 先
気象特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第10条 法第23条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

## 気象業務法施行規則（抜粋）

### 第3章 予報及び警報

#### （予報区等）

第8条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国予報区（本邦全域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	週間天気予報及び季節予報
地方予報区（2以上の府県を含む区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
府県予報区（1府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、地面現象注意報、高潮注意報、波浪注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、海氷予報、浸水注意報、洪水注意報、浸水警報、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報
津波予報区（海に面する1府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報

## 気象庁予報警報規程（抜粋）

### 第 1 章 総則

#### （通則）

第 1 条 気象庁の行なう予報及び警報については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

#### （予報区及び担当気象官署）

第 2 条 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 8 条の予報区の区域及びこれを担当する気象官署は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区にあつては別表第 1（抜粋）の、津波予報区にあつては別表第 2（抜粋）の、全般海上予報区及び地方海上予報区にあつては別表第 3（省略）のとおりとする。

### 第 2 章 一般の利用に適合する予報及び警報

#### （気象注意報、気象警報及び気象特別警報の種類）

第 11 条 気象注意報は、風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報並びに雷、霜等の現象名を冠した注意報とする。

2 気象警報は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報及び大雪警報の 4 種とする。

3 気象特別警報は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の 4 種とする。

#### （気象注意報等の担当気象官署等）

第 12 条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第 4 に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時行ふ。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行ふ。

2 気象注意報等は、府県予報区の二次細分区域（一の市区町村の区域（海に面する市区町村にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。ただし、別表第 4 の 2 の下欄に掲げる区域にあつては、当該区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行ふ。

#### （津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報の名称及び担当気象官署等）

第 13 条 津波特別警報は、大津波警報の名称を用いて行ふ。

2 津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報は、津波予報区を担当する気象官署が、必要と認める場合に随時に行なう。

### 第 5 章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

#### （水防活動用の利用に適合する予報及び警報の取扱い）

第 20 条 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 7 条の規定により行ふ水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる気象注意報等をもつて代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

別表第1 (抜粋)

3 府県予報区

名称	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	静岡地方気象台

別表第2 (抜粋)

津波予報区

津波予報区	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	気象庁本庁

別表第4 (抜粋)

府県予報区	一次細分区域	区域
静岡県	伊豆	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
	東部	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
	中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
	西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(注) 規程では郡名で書かれているが、本表は町名に置き換えた。

別表第4の2 (抜粋)

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域

## 参考資料6

### ○ 水防活動実施の報告について

〔 昭和61・4・30建設省河治発第22号 〕  
〔 各都道府県土木部長あて 治水課長通達 〕

標記については、本年4月1日以降からは、下記により取り扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

#### 記

1. 洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。
2. 報告日及び調査対象期間は次によるものとする。

(報告日)	(調査対象期間)
・ 6 月 10 日	( 1 月 1 日～ 5 月末日、( 1 月～ 5 月))
・ 8 月 10 日	( ～ 7 月末日、( 6 月～ 7 月))
・ 10 月 10 日	( ～ 9 月末日、( 8 月～ 9 月))
・ 1 月 15 日	( ～ 12 月末日、( 10 月～12 月))

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合でも、該当なしの旨を報告すること。

#### 3. その他

- ・ 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
- ・ 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
- ・ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

## 水防活動実施報告書

自 年 月  
至 年 月

( 都道府県 )

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活 動 延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団 体 数	使 用 資 材 費		
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	
県(都道府)分		人	円	円	円				
前 回 迄	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計	—	—							
累 計	—	—							
水防管理団体分									
前 回 迄									
月 分	( )								
月 分	( )								
月 分	( )								
小 計									
累 計							円	円	円

(作成要領)

1. 「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団分の「累計」欄のみ記入すること。